

写 令和3年第2回定例会

(6月7日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和3年第2回益城町議会定例会目次

○6月7日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 報告第2号 令和2年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	4
日程第5 報告第3号 令和2年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	4
日程第6 報告第4号 令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告 について	5
日程第7 報告第5号 令和2年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告に ついて	7
日程第8 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	7
日程第9 議案第72号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第3号）	9
日程第10 議案第73号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）	11
日程第11 議案第74号 令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）	12
日程第12 議案第75号 益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について	12
日程第13 議案第76号 工事請負契約の締結について	12
日程第14 議案第77号 公有財産の取得について	12
日程第15 議案第78号 物品の購入について	12
日程第16 議案第79号 町道の路線廃止について	12
日程第17 議案第80号 町道の路線認定について	12
散会	17

○6月8日（第2日）

出席議員	18
欠席議員	18
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	18

説明のため出席した者の職・氏名	18
開議	19
日程第1 総括質疑	19
散会	31

○6月9日（第3日）

出席議員	32
欠席議員	32
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	32
説明のため出席した者の職・氏名	32
開議	33
日程第1 一般質問	33
7番 吉村建文議員	33
1 コロナワクチン接種について	
2 自転車保険の加入について	
3 奨学金返済の肩代わり支援について	
4 見守り電球の活用について	
5 小・中学校のトイレ問題について	
3番 上村幸輝議員	45
1 木山地区の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業について	
2 益城町小中学校の不登校児童生徒の状況について	
3 谷川地区の布田川断層保存地について	
4 コロナワクチン接種について	
4番 下田利久雄議員	57
1 本庁舎周辺の工事で出た土砂の処分について	
2 廃止された畜産団地跡地の活用について	
17番 坂田みはる議員	62
1 教育に関すること	
散会	69

○6月10日（第4日）

出席議員	70
欠席議員	70
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	70
説明のため出席した者の職・氏名	70

開議	71
日程第1 一般質問	71
8番 甲斐康之議員	71
1 妙見川内水氾濫対応策について	
2 防災無線の放送効果を高めるために、各自宅に戸別受信機を 設置したらどうか	
3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第3 次）の事業について	
11番 野田祐士議員	82
1 町が発注する工事に関する問題・課題について（益城町新 庁舎建設事業）	
2 復興計画と仮設住宅の跡地利用について	
3 今年の梅雨（降雨）における必要な対応・対策と問題・課 題について	
12番 宮崎金次議員	95
1 町内の建設業者への対応策について	
2 福富地区妙見川の内水氾濫対策について	
3 町が行う公共事業への議員・町職員の係わり方について	
9番 榮 正敏議員	106
1 子どもの貧困が世界で加速しているが、町内の現状につい て	
2 認知症患者へのコロナ対処方法の構築について	
散会	116

○6月15日（第5日）

出席議員	117
欠席議員	117
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	117
説明のため出席した者の職・氏名	117
開議	118
日程第1 各常任委員会委員長報告	118
日程第2 報告第7号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	124
日程第3 議案第81号 工事請負契約の締結について	124
日程第4 議案第82号 工事請負契約の変更について	125
日程第5 議員派遣の件	126
日程第6 閉会中の継続調査の件	126

6 月 7 日 (月 曜 日)

令和3年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年6月7日午前10時00分招集
2. 令和3年6月7日午前10時00分開会
3. 令和3年6月7日午前11時00分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 報告第2号 令和2年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第5 報告第3号 令和2年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 日程第6 報告第4号 令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について
 - 日程第7 報告第5号 令和2年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について
 - 日程第8 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について
 - 日程第9 議案第72号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第10 議案第73号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第11 議案第74号 令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第75号 益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
 - 日程第13 議案第76号 工事請負契約の締結について
 - 日程第14 議案第77号 公有財産の取得について
 - 日程第15 議案第78号 物品の購入について
 - 日程第16 議案第79号 町道の路線廃止について
 - 日程第17 議案第80号 町道の路線認定について

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |

13番 坂本 貢 君 14番 中村 健二 君 15番 渡辺 誠男 君
16番 荒牧 昭博 君 17番 坂田 みはる 君 18番 稲田 忠則 君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原 雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村 博則 君	副町長	濱田 義之 君
教育長	酒井 博範 君	政策審議監	桶谷 哲也 君
土木審議監	持田 浩 君	総務課長	塘田 仁 君
危機管理課長	岩本 武継 君	企画財政課長	山内 裕文 君
企画財政課審議員	山口 拓郎 君	福祉課長	松本 浩治 君
福祉課審議員	荒木 薫 君	こども未来課長	水口 清 君
健康保険課長	松永 昇 君	産業振興課長	姫野 幸徳 君
建設課長	増田 充浩 君	都市計画課長	村上 康幸 君
復興整備課長	米満 博海 君	街路課長	荒木 栄一 君
新庁舎等建設課長	田上 勝志 君	学校教育課長	遠山 伸也 君
生涯学習課長	富永 清徳 君	下水道課長	吉本 秀一 君
水道課長	竹林 浩幸 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから、令和3年第2回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、4番下田利久雄議員、12番宮

崎金次議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの9日間に決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、報告第1号から報告第6号までの6件について説明を受けた後、質疑を行います。次に、本定例会に提案されました9議案のうち、議案第72号につきましては、先に議案の説明、質疑、討論、採決を行います。次に、議案第73号から議案第80号までの8議案については、説明を受けます。

明日8日は総括質疑、9日、10日は一般質問、11日は各常任委員会書類審査、12、13日は休会、14日は各常任委員会現地視察、15日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和3年第2回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

熊本地震から5年が経過しました、4月11日に熊本地震の追悼式を開催しましたが、大切な家族などを亡くされた御遺族の皆様の悲しみは癒えることはありません。引き続き、御遺族や被災者の思いに寄り添うとともに、完全復興を目指し、全力で取り組むことをお誓いしたところです。

また、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、県独自の感染防止対策が6月13日まで示されております。感染者は徐々に減少しておりますが、今後も気を緩めることなく、一人一人が感染防止に取り組むことが重要になってまいります。新型コロナワクチン接種につきましては、5月7日から申込時に混乱しないよう、年齢を区分して接種券を配布しております。5月26日から個別接種を開始、6月9日から集団接種を開始し、7月末までの終了を予定しております。64歳以下の接種についても準備しており、決定次第、情報を提供しますとともに、随時接種券を配布してまいります。

それでは、早速でございますが、報告事項から提案をさせていただきます。

報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分報告について御説明申し上げます。

専決第4号でございます。本件は、自動車が里道のU字溝に設置されたグレーチングの上を走行した際にグレーチングが跳ね上がったため、車の床の部分に損傷を与えた対物事故につきまして、損害賠償の額の決定を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申出を受け、調査しました結果、過失割合は、町100%でしたので、修理費31万8,529円の全額を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお損害賠償金31万8,529円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。以上が報告第1号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第1号の説明が終わりました。

これより報告第1号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分報告について」を終わります。

日程第4 報告第2号 令和2年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第2号「令和2年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第2号、令和2年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

5月13日の臨時議会で報告させていただき、令和2年度一般会計補正予算（第12号）におきまして承認をいただきました繰越明許費の財源内訳を示したものになります。翌年度繰越額は28億9,101万4,322円で、その財源内訳として、国県支出金、地方債、一般財源を記載しております。繰越理由につきましては、5月13日の臨時議会時に繰越理由書をお配りしておりますが、コロナ禍で計画検討などに不測の日数を要したこと、国の補正予算活用により適正工期を確保する必要があったことなどによるものです。以上が報告第2号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第2号の説明が終わりました。

これより報告第2号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第2号「令和2年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第5 報告第3号 令和2年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、報告第3号「令和2年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、令和2年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

8款土木費、4項都市計画費、都市計画道路整備事業、翌年度繰越額8,965万4,016円を含む5事業についての、翌年度繰越額及びその財源内訳を掲載しております。

全5事業の翌年度繰越額の合計が4億9,173万1,668円、繰越理由につきましては、地域住民との合意形成、用地交渉及び他工事との調整に不測の日数を要したことなどによるものです。なお、事業ごとの繰越理由につきましては、別紙で机上配付をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。以上が報告第3号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第3号の説明が終わりました。

これより報告第3号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第3号「令和2年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第6 報告第4号 令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、報告第4号「令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第4号、令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

41款資本的支出、1項建設改良費、新設事業及び改良事業、翌年度繰越額11億8,320万7,543円、2項固定資産購入費、有形固定資産購入費、翌年度繰越額2,340万円となっております。財源内訳は記載のとおりです。繰越理由につきましては、他事業との調整に不測の日数を要したことや、用地交渉などに不測の日数を要したことによるものです。以上が報告第4号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第4号の説明が終わりました。

これより報告第4号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。質問をさせていただきます。

今、繰越しの理由として、他事業との工程調整のために不測の日数を要したとありますけれども、いま一度、詳細な理由、中身について教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） おはようございます。下水道課長の吉本です。11番、野田議員の御質問にお答えします。用地交渉について、遅れている理由は何かということだったかと思いません。

お答えします。町では、本村のポンプ場を含め、計画している3か所のポンプ場を令和3年の梅雨時期前の完成を目指していたところでございます。このポンプ場建設の財源につきましては、国からの補助である交付金ですが、町が考えておりました交付金の配分が困難な状況となりました。これは、国においても最大限の配慮をしていただいたと認識しておりますが、コロナ対策などにより国の財源も拡大したことなどが要因ではないかと考えております。

このことにより、全てのポンプ場を同時に進めることが困難となったことから、本村地区のポンプ場予定地が、熊本高森線4車線化工事の関係で借地されている状況であることや、出水時の被害状況などを総合的に勘案しまして、本村地区のポンプ場より、その他の2か所の建設を先行して進めているところでございます。なお、本村地区につきましても、国に対してしっかりと交付金の要望を行うとともに、借地契約の状況を見ながら、できる限り早急に用地交渉をさせていただくなど、対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。用地交渉が遅れている理由についてはよろしいんですけども、今、言われた本村地区については、先月の雨の際に地元地区がだいぶん内水による冠水をいたしました。なるべくというよりも早急にやっていただきたいところであります。もともと、令和3年度の完成ということは、今年の完成を目指していたところなんですけども、残念な結果となっておりますけれども、今後の予定について分かっているものについてお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

今後の計画の予定はということが御質問だったかと思えます。今後の予定につきましては、本村地区につきましては、今年度、用地交渉を行いまして、来年度、基本設計、また実施設計を行いまして、5年度というような形で、交付金のほうは、国と協議をいたしまして、早急につけていただくように交渉を行いまして、計画を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございました。工事が多分令和5年度になるという予定だというお話です。地元の方は大変厳しい状況にありますので、遅れないようお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第4号「令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第7 報告第5号 令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、報告第5号「令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第5号、令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

41款資本的支出、1項建設改良費、拡張事業、翌年度繰越額2,679万円、改良事業、翌年度繰越額5,198万5,000円となっております。財源内訳は記載のとおりです。繰越理由につきましては、他事業との調整に不測の日数を要したことによるものです。以上が報告第5号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第5号の説明が終わりました。

これより報告第5号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第5号「令和2年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第8 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、報告第6号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第6号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

まず、2ページをお開きください。

令和2年度決算で、収益的収入の1款事業収益は、土地区画整理事業地内用地売却収益、2款事業外収益は、預金利息及び用地売却に係る借入利息、収入印紙などがございます。

3ページを御覧ください。

収益的支出、1款事業原価は、用地売却原価、2款販売費及び一般管理費は、理事会開催時の

人件費及び調整用地売却のための従前地分筆登記申請書作成業務委託など、3款事業外費用は、長期借入金の支払利息になります。

5ページをお開きください。

資本的収入の長期借入金が8,267万円。

6ページの資本的支出、公有用地取得費が8,269万3,867円で、4名の地権者から取得したもの、長期借入金、こちらは償還金となりますが、5,413万4,456円で、用地売却収入で借入金を返済したのになります。

8ページをお開きください。

令和2年度の損益計算書になります。令和2年度の経常利益、純利益ともマイナス275万5,934円となっております。

9ページから10ページには令和2年度の貸借対照表、11ページはキャッシュフロー計算書になりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、12ページをお開きください。

4の財産目録といたしまして、令和3年3月31日現在の資産は、1の流動資産で、(1)の現金預金が6,962万5,687円、(2)の公有用地が3億429万7,608円、2の固定資産といたしまして、(3)の投資その他の資金が出資金で550万円。資産の部の合計が3億7,942万3,295円となります。

続いて13ページを御覧ください。

負債の部で、2の固定負債、(2)長期借入金が2億6,633万1,544円、負債の部合計は同額となっております。差引正味財産は1億1,309万1,751円となります。

14ページから22ページには付属明細表及び監査意見書を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、予算書になります。予算書の2ページをお開きください。

令和3年度益城町土地開発公社予算になります。第2条では、収益的収入及び支出を定め、収入合計5,244万7,000円。支出合計5,806万9,000円となります。なお、収益的収入が、収益的支出に不足する額562万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

第3条では、資本的収入及び支出を定め、収入合計3億3,380万2,000円、支出合計3億6,295万2,000円となります。なお、資本的収入が資本的支出に不足する額2,915万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

第4条では、長期借入金の限度額について、第5条では、予算の流用について、第6条では、予算の弾力運用について定めております。詳細につきましては、3ページから7ページの予算に関する説明書に載せておりますので御覧ください。8ページからは、令和3年度の予定貸借対照表を掲載しております。以上が報告第6号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第6号の説明が終わりました。

これより報告第6号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。私のほうから1点だけちょっと確認をさせていただきます。

4番の財産目録、ページで、12ページと13ページのところでございますが、令和3年3月31日現在の財産の目録でございますが、まず、資産の部では、流動資産、これはこう書いてあるんですが、その（3）に公有用地、これが3億429万7,608円となっております。それから、固定資産というのもございますけども、次の13ページのほうに、負債の合計が2億6,633万1,544円。これで差し引きますと、そこに下に書いてありますように、1億1,399万1,751円。これが現在、町が持っている公社の財産、こういうことでよろしいんですか。

それで、その中で、特にこの公有用地のこの金額、これは売値で書いてあるんですか。それとも、買値で書いてあるんですか、資産価値。これについて質問をします。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

報告第6号の益城町土地開発公社経営状況の報告についての12ページ、13ページで、12ページの公有用地の3億429万7,608円については、売る金額なのか、購入する金額なのかというところの確認だったかと思えます。こちらにつきまして、公有地の資産につきましては、購入した金額で積み上げた額が、この3億429万7,680円となっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ありがとうございます。購入したときの金額、こういうお答えでしたけれども、そうすると、売るときには、さらにプラスアルファがつくならば、もう少し財政的に豊かになるということよろしいですか。

現在、要は令和3年3月31日現在、1億1,300万も残っているのであれば、ほとんど出発時点と変わらない、こういう状況ですね。つまり、非常に順調に買ったり売ったりができてるといふふうに捉えているんですけどね。私の質問は以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第6号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

日程第9 議案第72号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第3号）

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第72号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号令和3年度益城町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第72号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説

明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

専決第5号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第3号）は歳入歳出それぞれ413万7,000円を増額し、総額を206億7,637万9,000円とし、5月21日に専決処分しています。

7ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現在、5月16日から6月13日まで熊本市に対する蔓延防止等重点措置区域の指定に加え、県内全域の飲食店などに対する営業時間短縮要請がなされております。この営業時間短縮要請に全面的に御協力いただいた事業者の方々には、協賛金を支給することとなっており、協力金のうち1割を市町村が負担することとなりました。そのため、本町の負担分として、営業時間短縮要請協力金負担金413万7,000円を専決処分させていただいております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、全額国庫支出金となっております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第72号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐です。議案第72号、令和3年度一般会計補正予算（3号）、商工費商工振興費、営業時間短縮要請協力金について伺いたいと思います。

説明では、熊本県は熊本市に対して、蔓延防止対策として、飲食業者に対しての時短要請、午後9時まで協力金を交付するということです。今まで、協力金が大体1日4万円ぐらいというふうにあったと思いますが、これが1日当たり、2万5,000円から7万5,000円という幅があるように思います。そのように理解いたします。

益城町では、34店に対して、1割の413万7,000円を交付するというので、今回の議案になります。この中で、県は1割、国が8割ということですので、総額は4,137万円。こういうふうになるのかどうか。また、この町の34店の補助について、一律同額の交付なのか。店の規模等によって売上げの減少等で交付額が決まるのか。コロナ禍で休業しているお店は対象にならないのか。以上について伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 産業振興課の姫野です。8番甲斐議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの質問の中でもありましたように、今回1日当たりの給付額が2万5,000円から7万5,000円ということになります。これは売上げに応じて段階的に給付額が決まるという制度になっております。県の試算では、先ほどお話がありましたように、1件当たりを平均して4万1,957円で試算されております。益城町の場合は34件という想定で、29日間、5月16日から6月13日までの29日間で計算しますと、413万7,000円ということになっております。

それから、その休業している店舗については、対象にならないのかということについては、こ

れはちょっと確認しないとちょっと分かりませんので、この場ではちょっと回答は控えたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 4万2,000円程度ということです。大半、コロナ禍でお店が厳しいということで休業している。もしよくなれば、また、再開したいということもあると思いますので、これは確認をお願いしたいと思います。対象業者については分かりましたので、実はこれについても周知ですね、町は、こういった店舗に対してどのような形で周知をして行うのか、それか申請方式になるのか、それをちょっと2回目としてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 甲斐議員、2回目の質問にお答えします。

周知の方法ですけど、熊本県の各種の周知のツールを使って周知されることになると思います。町のホームページ、あるいは広報紙、ここら辺りも周知については検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 申請方式になるのか、そこら辺も、3回目。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 失礼しました。申請方式については期間が終了した後に、事業者による申請になるというふうに聞いております。以上です。

○8番（甲斐康之君） 以上で質問終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第5号令和3年度益城町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第72号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号令和3年度益城町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 議案第73号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第74号 令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第75号 益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第13 議案第76号 工事請負契約の締結について

日程第14 議案第77号 公有財産の取得について

日程第15 議案第78号 物品の購入について

日程第16 議案第79号 町道の路線廃止について

日程第17 議案第80号 町道の路線認定について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第10、議案第73号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から日程第17、議案第80号「町道の路線認定について」までの8議案を一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第73号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から日程第17、議案第80号「町道の路線認定について」までの8議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第73号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ6億1,866万7,000円を追加し、総額を212億9,504万6,000円としています。また、第2条で地方債の補正をしております。主な補正としましては、国の令和2年度第3次補正で措置されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券の発行事業を含めた11事業に1億2,697万7,000円、広安農協跡地をお借りして整備を進めております、惣領にぎわい拠点造成等補助金に6,864万1,000円、その他、都市防災総合推進事業や小規模住宅地区改良事業などを計上しております。

次に、議案第74号、介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、1,041万3,000円の増額補正をしています。詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。議案第73号について説明をさせていただきます。

予算書の1ページを開けていただきたいと思っております。

令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）になります。歳入歳出予算の補正で第1条です。歳入歳出それぞれ6億1,866万7,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ212億9,504万6,000円

としております。第2条のほうでは、地方債の補正をしております。

5ページをお願いいたします。

地方債の補正です。三つの事業を変更しております。一つ目が町道整備事業、補正については610万円の増額をしまして、補正後が3,700万円。二つ目が、都市防災総合推進事業が1億4,400万円の増額で、補正後が2億9,250万円。それから小規模住宅地区改良事業については、1,410万円の増額で、補正後が1億6,570万円としております。

8ページをお願いいたします。

歳入です。17款国庫支出金で1目の総務費国庫補助金です。1億2,697万7,000円で、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の分を、11事業分として計上をしております。

2目の民生費の国庫補助金については、子育て世帯生活支援特別給付金事業の補助金として、低所得の子育て世帯に対する給付金関係の補助金として3,565万円。3目の衛生費国庫補助金のほうでは新型コロナウイルスの接種事業の補助金で264万円。7目の土木費のほうでは、1億7,572万1,000円で、都市防災総合支援事業と小規模住宅地区改良事業の分になっております。10目の災害復旧費の補助金については、農業用施設災害復旧関係の補助金で695万8,000円で、熊本地震関係の補助率のほうは99.4%となっております。

次が18款の県支出金です。民生費の県補助金のほうは1,053万8,000円の減額をしております、二つの事業とも当初予算のほうでは、この補助金を活用して事業を実施する予定にしておりましたけれども、事業内容が補助対象にならないということで、今回補助金のほうを減額させていただいております。実施しようとしておりました事業につきましては、新型コロナウイルスの臨時交付金を活用して実施する予定にしております。

9目の教育費、県の補助金については、コロナウイルス感染症の補助金について、町立の幼稚園のほうのコロナ関係の消耗品関係に2分の1充当の29万9,000円。

それから、21款の繰入金のほうが財政調整基金の繰入金で7,000万円の繰入金で、当初予算7億の繰入れをしておりましたので、補正後のほうが7億7,000万円になっております。

その下のほうは熊本地震の復興基金の繰入金で4,576万円で、惣領のにぎわい拠点の整備費用のほうに充当する予定にしております。

23款の諸収入、雑入です。コミュニティ助成金ということで、消防団の育成助成関係、消火栓のホースとか格納箱の整備費100万円になっております。

24款町債につきましては、先ほどの第2表のとおりです。

11ページからが歳出になります。

議会費で506万円、こちらのほうは議会運営の効率化のためのタブレットの導入費用になっております。

2款の総務費の3目電子計算機運用費のほうは、住民のオンライン申請関係のものや非接触による対応を可能とするための環境整備費用関係に2,800万円の増額です。

12ページのほうが企画費のほうで、動画を活用した、令和2年度に動画のほうを作成しておりますので、その動画を活用したプロモーションの業務委託として1,000万円。防災費のほうでは

感染用の防護服の消耗品、資機材の購入費関係で653万6,000円。諸費のほうが、防犯灯の施設設備費のほうに400万円の増額をしております。当初予算も計上しておりますが、自宅再建が進んだことで不足するというところで増額をしております。

次に、3款民生費です。社会福祉総務費のほうで、844万9,000円の増額をしております。こちらのほうは、臨時交付金を活用した二つの事業を増額しております、一つが12款の経済的困窮者就労支援事業委託料400万円。それから、そのほかの節の分については、地域サロンのICTの導入関係での費用として増額をしております。

13ページ下のほうの児童福祉総務費については、3,487万7,000円の増額で、18節子育て世帯生活支援臨時特別給付金ということで増額をしております。児童1人当たり5万円の663人分を計上させていただいております。10節、11節については、事務費となっております。対象者のほうは住民税の均等割非課税世帯となっているところです。

14ページをお願いいたします。

児童福祉施設費のほうでは、修繕料、第3保育所のテントのテラスの修繕代で70万円。

4款の衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種態勢確保事業については、集団接種をする職員の時間外勤務手当を264万円。こちらのほうも、特定、国からの支出金が財源となっております。

7款の商工費、2目の商工業の振興費のほうでは、6,864万1,000円の増額で、惣領にぎわい拠点の造成等の補助金になっておりますが、県道高森線からの進入路の整備費の分としての増額分となっております。

次に、15ページのほうは、プレミアムつき商品券の交付事業については4,000万円。プレミアム率としては、大体2割程度の率を予定しているというところで、詳細については、今後詰めるということになっております。

9目のスタンプラリーのほうは飲食店支援のための800万円の業務の委託料を計上しております。

16ページです。8款の土木費です。道路維持費については、地方債増額のための財源組替えになっております。2目の道路新設改良費のほうでは、福田グラウンドの進入路関係の費用、不動産鑑定、それから設計業務、合わせて60万円。

次は、都市計画費のほうの都市計画総務費です。調整区域土地利用のゾーニング変更の業務委託料で、都市計画マスタープランの改定、それから地区計画関係の基本方針の変更によりまして、ゾーニングのほうも、図のほうの変更をするということでの増額になっております。

それから、都市防災総合推進事業が3億2,000万円、小規模の住宅地区改良事業については3,144万2,000円で、この二つの事業につきましては、過年度の繰越事業についての、現年度への付け替えの金額となっております。

17ページのほうが、住宅の管理費です。給水管の布設替えの工事費2,735万7,000円で、市ノ後団地の水道管の入替えて、昨年度の予算のほうで債務負担行為の設定をさせていただいております。

9 款の消防費、消防施設費のほうでは、消火栓用の器具の購入費、ホースとか格納庫辺りのほうの金額で18か所分。財源としましては、コミュニティーの助成金を活用するというところです。

10 款の教育費、事務局費のほうでは、347万4,000円でタブレット用のカバーとか、充電器関係の購入になっております。

18 ページになります。小学校費の学校管理費、それから中学校の学校管理費のほうについての増額の修繕料については、水道の蛇口の改修費になっております。幼稚園費については60万円で、コロナウイルス関係の消耗品関係を購入予定としております。県のほうの補助金とコロナの補助金を活用して全額特定財源で実施するものです。

19 ページです。交流情報センター運営費については、電子図書の導入業務委託料に671万円。

11 款の農業施設災害復旧費については、700万円で農業施設の災害復旧になっておりまして、県委託の事業になっております。令和2年度協定分の増額分ということで、99%程度の国庫補助が特定財源として入っております。

14 款につきましては、予備費として4万円の計上をしております。

議案第73号につきましては、以上です。

続きまして、議案第74号、令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）になります。最初のほうの1ページを開けていただきたいと思います。

第1条で歳入歳出予算の補正をしております。歳入歳出それぞれ1,041万3,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ31億9,527万3,000円としております。

6 ページ、7 ページのほうを見ていただきたいと思います。

歳入のほうです。

歳入の保険者機能強化推進交付金、それから介護保険保険者努力支援交付金につきましては、自立支援重度化防止等の取組の達成状況とか、介護予防健康づくり等の取組状況の達成状況等に応じて、今回交付をいただくことになりましたので、その交付金に見合う事業について、7 ページのほうに介護予防事業、それから介護予防の普及啓発事業、それから8 ページのほうでは、認知症の関係の業務の委託料として計上させていただいております。

議案第74号につきましては、以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第75号、益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明申し上げます。

令和2年6月に公職選挙法が改正され、町村の選挙における立候補環境の改善を図るため、選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されました。当選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で、国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。本議案は、本町におきましても、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営を実施するため、本条例を制定するものです。

主な内容は、当該選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用

ポスターの作成に要する費用の公費負担に関する事項を定めるものとなっております。

選挙運動用自動車の使用につきましては、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー方式の場合は、1日当たり6万4,500円まで、ハイヤー方式以外の契約である場合は、自動車の借入れ1日当たり1万5,800円まで、燃料代1日当たり7,560円まで、運転手の報酬1日当たり1万2,500円まで支払うことを定めております。

ビラの作成につきましては、1枚当たりの作成単価の上限額が7円51銭と定め、作成枚数の上限は公職選挙法で、町議会議員選挙につきましては1,600枚、町長選挙については5,000枚となります。ポスターは1枚当たりの作成単価の525円6銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万5,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額を1枚当たりの単価の限度額としており、直近の選挙における本町のポスター掲示場の数は117か所となっております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第76号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町防災行政無線システム（同報系）デジタル化整備工事につきましては、公募型プロポーザル方式により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、現在アナログ方式で運用しております防災行政無線がデジタル方式での運用へと移行するため、親局や屋外拡声子局などを新たに建築するものです。

工事の主な内容としましては、親局1局、臨時親局1局、再送信子局1局、屋外拡声子局38局の建築費並びに河川監視カメラの設置及び映像受信機能の構築など、通信関係の工事費も含んでおります。

契約金額は3億8,280万円で、契約の相手方は、福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社九州社でございます。なお、この費用につきましては、交付税措置率が70%である国の緊急防災・減災事業債を活用することにより、町の実質的な負担は1億1,484万円でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第77号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、児童数の増加が見込まれる広安小学校の用地を拡張するため、新たに土地を取得しようとするものです。

取得予定地は広安小学校の北側に位置する農地で、益城町大字馬水、西原地内の5筆、面積は8,420.02平方メートルです。取得予定価格は1億2,630万300円となっております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第78号、物品の購入について御説明申し上げます。

今回の提案につきましては、町消防団に、初期消火資機材として33台配備している小型動力ポンプ積載車のうち、年次更新計画に基づきまして、新たに2台購入するものでございます。納期限は令和4年3月31日までを予定いたしており、配備先は、第1分団第2班小池秋永・下原消防団と第5分団第8班北向消防団でございます。

なお、購入する車両は緊急車両であるという特性上、補修などメンテナンスが必要な場合、迅

速に対応いただく必要がございますので、業者の選定は、熊本県内に本社を置き、小型動力ポンプ積載車取扱業者の中から行うこととし、町に指名願を提出している五つの業者で、指名競争入札を行い決定しました。

契約金額は1,007万1,600円でございます。契約の相手方は熊本市中央区神水2丁目6番7号、野々村ポンプ株式会社でございます。なお、この費用につきましては、交付税措置率が70%である国の緊急防災・減災事業債を活用することにより、町の実質的な負担は307万1,600円でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第79号、町道の路線廃止について御説明申し上げます。

今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号427の復興土地区画整理5号線の1路線です。益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、終点が変更となるため、路線の廃止を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第80号、町道の路線認定について御説明申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号427の復興土地区画整理5号線を含む12路線です。そのうち、路線番号427の復興土地区画整理5号線をはじめとした3路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、仮換地指定が終了した土地に面する道路の路線の認定を行うものです。また、路線番号467の砥川2号支線と、路線番号468の宮園一ノ迫1号線をはじめとした8路線につきましては、開発行為により道路が寄附されたため、路線の認定を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第73号から議案第80号までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午前11時00分

6 月 8 日（火曜日）

令和3年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年6月7日午前10時00分招集
2. 令和3年6月8日午前10時00分開会
3. 令和3年6月8日午前11時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	総務課長	塘田仁君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
企画財政課審議員	山口拓郎君	福祉課長	松本浩治君
福祉課審議員	荒木薫君	こども未来課長	水口清君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	姫野幸徳君
建設課長	増田充浩君	都市計画課長	村上康幸君
復興整備課長	米満博海君	街路課長	荒木栄一君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第73号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）」及び議案第74号「令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の2議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） おはようございます。9番榮です。

議案第73号、益城町一般会計補正予算書の12ページ、2款総務費1項総務管理費4目企画費の中の12節委託料、動画等活用プロモーション業務委託料1,000万とありますけれど、この前何かCDを配っていただきましたけど、ああいった類いのものをこうやって1,000万の委託の中で作っていくのか。その内訳といたしますか、今後の方針とかをちょっと聞かせてください。それから……。75号は別かな。じゃあ、それをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。

9番榮議員の1回目の質問にお答えいたします。議案第73号、令和3年度一般会計予算書のページが12ページ、歳出予算の2目総務費4目の企画費の中のプロモーション業務委託については、今後どういうふうにしていくのかという御質問だったかと思います。

この1,000万につきましてはまだ詳細に詰めておりませんので、今後検討をしていきたいというふうに考えておりますが、昨年度動画のほうを数本制作しておりますので、その動画を活用しまして、テレビでのCMであったりとか、あとはSNSの広告に載せたりとかというところで、この1,000万については活用していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

10番中川議員。

○10番（中川公則君） おはようございます。10番中川です。

私は議案第73号、令和3年度一般会計の補正予算、ページの14ページの7款商工費ということで、惣領にぎわい拠点造成等補助金に6,864万1,000円ほど計上してありますけれども、前の説明では、高森線のほうからの進入路関係を今回の金額の中に入れるということでございましたけれ

ども、具体的なプランといいますか、パースといいますか、絵でもあればですね、概略でも結構ですけども説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 産業振興課の姫野です。10番中川議員の質問にお答えしたいと思います。

一般会計の4号補正ですけど、商工費の中で、惣領にぎわい拠点造成等補助金についての具体的な計画が示せるのかという質問だったかと思います。こちらは、既存の計画では益城菊陽線の1か所に進入路を予定しておりました。しかし、いろいろ検討する中で、交通安全の確保であるとか、交通渋滞の緩和、あるいは利用者の利便性の向上、これらを考えて、やっぱりもう1か所の進入路が必要という判断をしたところであります。

その中で、惣領地区から4区長さんがおそろいで、1か所でもやっぱり交通が集中して、いろいろな課題が生じると、心配するというお声がありましたので、ぜひ高森線側からあと1か所進入路を設けてほしいというような声に応えるために、高森線側から、場所で言うとガソリンスタンドの東端ですね、一部JAさんとも協議中なんですけど、そこを利用して進入路を造ろうというような予算であります。まだ決定したパースとか設計図とかはございませんので、今、関係機関との協議を進めて、未来創生まじきあたりと中身を固めたところでまた公表できればというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。私のほうから、議案第73号、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第4号）の中のページ16ページ、8款土木費4項都市計画費9目都市防災総合推進事業14節工事請負費3億2,000万円が今回追加となっておりますけども、そうしますと合計で6億5,250万円。昨日の報告で、令和2年度からの繰越が約5億1,924万円、合計で約11億7,000万円ぐらいが都市計画費の中に総合推進事業ということで入っておりますけれども、これで本町のどこをどういうふうにしていくのかという全体像がよく分からないんですよ。ですから、これを教えていただきたいと思います。多分安永の事案も入っとるんですけど、非常に金額が大きいし、町としてどこをどういうふうにつくっていくのかという全体像が分からないので、全体像が分かるような説明をよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） おはようございます。復興整備課長の米満です。12番宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

議案第73号、令和3年度益城町一般会計補正予算書中の16ページの部分でございます。

8款土木費、2款道路橋梁費の中の9目都市防災総合推進事業の3億2,000万円の件でございます。本件は、令和2年度の繰越予算のうち一部起債協議が調っていなかったことによりまして、今年度に予算の組替えを行って予算を執行するものとしていただいております。内容としましては、各町から上がってきた避難路や避難地などを行うこととしておりまして、辻団地や木山

の蛭子の避難道路や避難地、また、福富の避難路、避難地、寺迫の避難地などに充てていくこととしていくところ。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。今の答弁では、ここに金のつけかえとか、それから、繰越のやつがどうのというお話がございましたけれども、昨日説明があった繰越のほうは繰越の別会計でいくんでしょう。そして、今回の補正予算は、本予算、当初予算にプラスしていくんでしょう。要はですね、ちょっとよく分からないんですが、都市防災総合推進事業というのは、今町で幾ら予算を組んどるんですか、合計で。それは繰越も含めて。幾ら組んでいるのか教えてください。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課長の米満です。2回目の御質問にお答えします。

今年度の予算は幾らかということでございますが、今年の当初予算の3億3,250万と3億2,000万、合計6億5,250万としているところがございます。昨年度、令和2年度への繰越額のうち起債協議が調ってなかった分を令和3年度で執行したいと考えている分でございます。御理解をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今2回目の答弁をいただきましたけれども、ちょっとよく分かりません。こういうことがあると思うんですよ。まず、今年度の都市防災推進事業は、補正予算書の中に書いてありますように3億2,000万円の追加がありまして6億5,250万円と。これはいいですね。問題は、昨日説明があった繰越のほうですよ。これは起債が調う調わないは別にして、今のところ繰越として金額がそれだけ上がっているんですよ。ですから、それも合わせた金額が多分、推進事業に使われるんじゃないかと思うんです。ただ、繰越の中では、当然起債が調わなかったら工事には使えないという話だろうと思うんですけど、そういうことでいいんですか。そして、やられるところは横町線と何か所か言っておられましたね。そこでいいんですか。

○復興整備課長（米満博海君） はい。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。7番吉村委員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。おはようございます。私は、令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）のページ数で申し上げます。

まず、第1点が12ページ、防犯灯総務管理費の処理で、防犯灯施設整備機器補助金として400万円計上されております。これは、私が前回の一般質問で防犯灯について、町の3分の2とか、そういった補助をするために400万円が今回計上されたのかどうか、その内訳を教えてください。

次に15ページ、補助金及び交付金のプレミアム付商品券交付事業についてですけれども、昨日の説明では、4,000円で5,000円の商品が買えるプレミアム付商品券を配りたいということでございましたけれども、これはいつ商品券をお配りになるのか、その時期をお知らせください。

それから、その下のデジタルスタンプラリー開催委託料として800万円計上されています。こ

れも飲食店を対象にしてスタンプラリーをしたいというふうにおっしゃっていましたが、これいつぐらいになされる予定なのか。このスタンプラリーに関しては、多分、広報紙で周知徹底されると思うんですけども、広報紙だけでなく、コロナワクチンの臨時通知というか、今2弾まで出ていますけれども、ああいった独立した形で町民の方に周知ができるのかどうか。できれば、そういった形で、広報紙だけではなくて、そういった周知の徹底のほうもお願いしたいと思っていますけれども、どのように計画されているのかをお聞きいたします。

それから、19ページ、10款教育費6項社会教育費の委託料で、電子図書導入業務委託料で671万円が計上されておりますけれども、これも、コロナワクチンの臨時交付金を活用してのものだと思うんですけども、既に具体的に電子図書が何冊といったことも決められているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。よろしくお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 皆さん、おはようございます。危機管理課長の岩本でございます。7番吉村議員の1回目の御質問にお答えいたします。

令和3年度一般会計補正予算中、12ページの2款総務費1項総務管理費諸費の18節負担金補助及び交付金の中の防犯灯施設整備費補助金についての内訳についてをお聞きされたものと思います。

内訳につきましては、各地区各行政区からの防犯灯の補助金交付申請が数多く来ております。本年の3月議会の一般質問にもありましてとおり、防犯灯の補助について町は積極的に補助していきますということでお答えしましたものですから、各地区からの要望がかなり増えている状況にあります。今回の400万円につきましては、1基当たり、申請する場合に400万円が上限という補助金額になっております。ですから、4万円掛ける100基分というところで予算を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 産業振興課の姫野です。7番吉村議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般会計補正予算（第4号）中、ページ15ページ、プレミアム付商品券交付事業についてのお尋ねかと思えます。こちらは今、制度設計中なんですけど、いろいろなお声を頂戴しております。金額についても購入しやすい金額の設定だとか、そういうのも含めて、昨日は例示で4,000円、5,000円という説明だったと思えますけど、そこも含めて現在、制度設計を行っているところです。今回の予算が成立しましたら、速やかにその辺を固めていきたいというふうに思っております。したがって、いつから配るのかというのも検討中ということで御理解いただきたいと思えます。

それから、スタンプラリー事業についても全く同じような状況で、見積りにより800万円を計上しておりますけれども、中身についてはただいま検討しているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） おはようございます。生涯学習課長の富永でございます。7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第73号、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第4号）の、ページが19ページになります。10款6項9目の12委託料になりますけれども、電子図書導入業務委託料671万円の件で、電子図書とは具体的にどういうものかという御質問だと思います。

今回の予算計上に関しましては設置運営事業の初期導入費ということで積算しております。まず、標準サービスの導入手数料が70万円、それから月額クラウド利用料が、5万円の12か月の60万円。次は電子図書の書籍の費用になりますけれども、まず、単価2,800円の1,000タイトル、これが280万円、それから4,000円の500タイトル、これが200万で、計610万円の税込み671万円の計上になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これで議案第73号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）」及び議案第74号「令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の質疑を終わります。

次に、議案第75号「益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」から、議案第80号「町道の路線認定について」まで、6議案について質疑を行います。これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

○9番（榮 正敏君） 議長、さっき73号は言いましたけれども、74号は後でということで待っていたんです。

○議長（稲田忠則君） すみません、私が勘違いしまして。75号って聞こえましたので。

○9番（榮 正敏君） 74号で質問ばしようと思ってました。

○議長（稲田忠則君） 75って聞こえましたもんで。

○9番（榮 正敏君） 訂正。

○議長（稲田忠則君） それでは、74号と75号の聞き違いによりまして、本当に失礼いたしました。一応質疑が終わりましたけれども、訂正いたしまして、74号について質疑を許します。よろしくをお願いします。

榮議員。

○9番（榮 正敏君） それでは改めて。74号、益城町介護保険特別会計補正予算書8ページ、5款3項3目12節認知症施策推進事業委託料支援交付金事業253万2,000円とありますけれども、この認知症の問題については私がライフワークとして取り組んでいる問題ですけど、非常に福祉では難しいところがあります。重々分かっております。しかし、この金額は認知症が増えている中での対策ということでしょう。少し少なくはないかと思えます。将来、5人に1人が認知症になるという事業の対策費としては、どうなのか。今後、体制を強化して、3月議会で町長が言わ

れた重層的包括支援事業の中に入れて取り組んでいくということですが、取り組んでいく中で、二百五十何万の委託料の委託先はどこでしょう。以上。

○議長（稲田忠則君） 荒木福祉課審議員。

○福祉課審議員（荒木 薫君） 福祉課の荒木でございます。9番議員の質問にお答えいたします。議案第74号、令和3年度介護保険特別会計補正予算書（第1号）の8ページ、5款3項3目12節認知症施策推進事業委託料支援交付金事業についてお答えいたします。

まず、歳入なんですけれども、6ページ、4款2項8目の国からの介護保険保険者努力支援交付金528万2,000円の交付を受けまして、そのうちの353万2,000円を認知症総合支援事業に充当するもので、内訳としまして、まず需用費のほうで、若年性認知症関連啓発資料として、町民向け啓発用パンフレットを作成する印刷製本費として100万円、残りの253万2,000円を既存の認知症施策推進事業委託料に充当するもので、委託先は社会福祉協議会となっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） それでは、改めまして、議案第73号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）」及び議案第74号「令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の質疑を終わります。

次に、議案第75号「益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」から議案第80号「町道の路線の認定について」までの6議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。質疑というか確認をしたいんですが、議案第76号、行政無線システムのデジタル化整備工事ですけども、これについてはプロポーザルで実施されているわけですから、システム整備工事の全部だと思んですが、そういう認識でいいのか。3億8,280万円はデジタル化工事の全ての工事費、そういう認識でいいのか。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本でございます。14番中村議員の1回目の御質問、議案第76号工事請負契約の締結についての中で、3億8,280万円の契約金額については、工事分を全て含んでいるのかという質問内容だったと思います。この内容につきましては、先日の全員協議会のおきにお配りしましたシステム概要図の中で示されている工事内容を全て含んだものとなっております。この後、工事を実施する中で、若干工事の手直しとかで金額とかが変更になってくる可能性もありますけども、今のところはこの工事内容を全て含んでおります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目です。この3億8,280万円という金額は、非常に今まで町が計画してきた金額からすると3億ぐらい違うんですね。約7億ぐらいでした。令和2年度には6億9,000万で予算を組んで、それで、競争入札で告示を、恐らく参加した方は覚えていらっしゃるように、告示をしたんですね。それからいろいろちょっと問題があつて、それを取り下げて、12

月議会の債務負担行為でまた6億9,000万を3年度に分けたのかな。初年度が4億、あと1億何千万円、1億何千万円の3回に分けて債務負担行為を組んだと。

それで、この3月の令和3年の当初予算では、本年度の工事分として2億7,580万円組んだと。そして、令和4年から5年までは債務負担行為で4億2,250万円組んであったということで、そういうふうに段階的に分けて造る予定だったのが、一応プロポーザルで全部まとめてということになっているようです。

ここで、町が今まで計画してきたものと3億円近く違うということは、何か大きな違いがあったのかどうか。それとも全く同じだけれども、企業努力じゃないけど、プロポーザルの場合は全て企画資料を出して、これまでの実績とかをみんな出すわけですから、一般競争入札みたいに、安かろう悪かろうなんてことは絶対ないわけですから。企画書を見た方が判断して選考されるわけですから間違いないと思いますけども、大きな違いがあったのか、町が今まで計上した分と。それでこれだけ3億円も違ったのか、それともこれは、企業努力じゃないけれども、何かあったのか何なのか、その辺で町が理解していることがあればお答えください。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課の岩本でございます。14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

防災行政無線がプロポーザルによって金額が下がった理由ということで解釈してよろしいですか。

○14番（中村健二君） そこに何かあったのか。

○危機管理課長（岩本武継君） 当初、一般競争入札で工事請負業者を決定しようと考えておりました。ですけれども、諸般の事情がありまして、一旦取りやめまして、再度、実施設計書とかを見直しているところに緊急防災・減災事業債の延長というのが決まりましたものですから、であればプロポーザルのほうでやれないものかというところで、プロポーザルに決定しました。

プロポーザルで実施する中で、自由な企画提案書の部分と金額を考慮する部分で配点を決定しております。500点満点中、自由な企画提案に基づく点数が350点、価格提案の部分は150点、合計500点満点でプロポーザル提案を募集しましたところ、価格の部分も点数に反映するものですから、かなり参加業者様が努力をされたものと思います。

当初の予定設計積算単価6億9,000万が3億8,280万ということで、契約に至ることになりました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） プロポーザル方式でやったわけですから、内容はもれていることはないと思いますけども、普通だったら、一般競争入札のほうがプロポーザルよりも安くなるというか、努力されたということは、内容的なことは企画書でちゃんとしてあって、一般競争入札だったら手抜きとか、そういう可能性がありますけども、この場合は絶対あり得ないわけです。大丈夫と思うんですけども。

それは、今までの町のいろんなそういうふうな入札関係の参考になったんじゃないかなと思う

うんですね。今まで町がいろいろ積算してきたことが、これだけの差が出てくると、今までのようで大丈夫なのかと、もうちょっと慎重にやって、積算をきちんとしないといかんのじやなからうかというような気持ちになるんじゃないかと思う。その辺の参考になったんじゃないかということを書いて終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐でございます。議案第75号、町議会議員選挙、町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について質問をいたします。

この中で、選挙運動用のビラについてちょっと分からないことがありますので、確認をしたいというふうに思います。町議会議員選挙では、運動用ビラの作成の公費負担は上限1,600枚となっております。これは、公費負担の上限が1,600枚であって、自分でつくるビラについては、制限を受けるのかどうか。

私は議会ごとに議会報告を作成して町内に配付しております。従来の立候補後の選挙期間中は、個人の名前とか写真は記載せずに、選挙公約などを記載した民報を自分でつくって配布しております。こういったビラについては従来どおり配布ができるのかどうか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） おはようございます。8番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

議案第75号、益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、この中からビラの作成枚数1,600枚についてということでの御質問かと思っております。これまでです、ビラの作成、配布自体が認められていなかったのが、今回の公職選挙法の改正によりまして、町議会議員選挙においては1,600枚が認められることになりました。ですので、ビラの作成については、1,600枚が上限ということになります。

お尋ねのですね、これまで活動等で配られていたものについてはどうかということですが、それについては選挙運動とは別個という考えであれば配布が可能になるのかなと思っておりますが、ちょっとこちらのほうでも、確認をさせていただいて、委員会の冒頭で御説明をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今年になって、山鹿であるとか上天草、そういったところで選挙があります。私もいろいろ関わっているものですから、そういったところに行って実態を見てきたんですけど、決まっている公費でやったものについてはシールを貼っておりました。それで枚数が大体限定されるんだろうと思っておりますが、私たち共産党は、いろいろ議会報告をふだんから出してあります。この際、選挙とは別にいろいろ配布をしておりますので、私としては益城町においても配付できるものと――ふだんから議会報告をしている、「ましき民報」というんですけど、これについては配布できるものというふうに理解をしていますけども、それについては一応確認させていただいて、報告をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。2点お尋ねしたいと思います。まず、議案第76号の先ほど同僚議員が質問された件が1点と、議案第77号の2点です。まず議案第76号で、今回契約の方法が随意契約と。先ほどの御説明によると当初は一般競争入札と。一般競争入札から随意契約に移ることによって、約半分近く、6億9,000万が3億8,000万になって、3億円は安くなったというお話だろうと思うんですけども、こういった一般競争入札が随意契約に変わった部分は諸般の事情で3億円安くなったというお話でした。諸般の事情とは何ですか。これがまず第1点です。

次に第77号なんですけども、公有財産の取得、これは益城町広安小学校の用地の取得なんですけども、8,420.02平方メートルですかね、面積が。取得の価格が1億2,630万300円となっております。これの平米単価、坪単価を教えてくださいという部分と、その単価の積算根拠について教えてください。それと、この1億2,630万300円の内訳ですね。予算は全て町の単費から出すのか、その辺について教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本でございます。11番野田議員御質問の議案第76号、防災行政無線システム同報系デジタル化整備に係る工事請負契約の中で、一般競争入札から公募型プロポーザル、随意契約に変わった理由について質問があったと思います。

防災行政無線デジタル化につきましては、令和元年度に実施設計を行いまして、令和2年度において工事に着手する予定としておりました。したがいまして、昨年11月に工事实績等を勘案して、条件付の一般競争入札を実施したところです。しかしながら、工事仕様書におきまして、町としましては複数のメーカーが対応可能という実施設計書にしていたんですけども、入札希望業者のほうから、特定のメーカーの仕様ではないか、また自社製品を仕様書に加えていただけないだろうかといった要望とかもありましたものですから、町としましても、可能な限り多くのメーカーが入札に参加できる環境を整備するべきではなかろうかという考えと、また、標準仕様書に基づいて自由な提案など益城町の防災行政無線整備にとって最良と思われる無線整備にしたほうがよくなるかという考えに至りまして、条件付一般競争入札から提案型の公募型プロポーザル方式随意契約へと変更いたしております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） おはようございます。学校教育課長の遠山でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。3点あったかと思えます。

まず、1点が平米当たりと坪の単価であったかと思えます。それと2番目に根拠ですね。それと3番目に財源はということであったかと思えます。

まず、1点目ですけれども、単価につきましては、平米当たりの1万5,000円。坪単価が、単純に3.3を掛けた場合には4万9,500円というふうになります。根拠といたしましては、昨年9月に不動産鑑定の予算をつけていただきまして鑑定にかけたところでございます。宅地見込み地として鑑定に出しております。

3点目、財源でございますけれども、今のところ学校用地に対する補助はないというふうに認識しておりまして、一般財源になるかというふうに思えます。起債が利用できればそちらのほう

を利用しながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。第76号の防災行政無線については、工事仕様書が特定メンバーの部分しかできないところがあったということですよ。そこの外部からの指摘があって訂正するために取りやめたということですかね。違いますか。では、すみません、ちょっと私の認識が不足しているようですので、もう一度いいですか。お願いします。

それと、議案第77号の公有財産の取得については、今おっしゃっていただきました平米当たり1万5,000円で坪当たり4万9,500円ということで、不動産鑑定による試算をしていただいたと。不動産鑑定も、あそこの前に今病院とか建っていますけども、その単価と全く同じみたいなんで、不動産鑑定もきちんとやられているのかなという感じはしますけれども、これは起債で町単費でやるということですよ。基本的に学校用地は、補助って基本的には用地のほうはないんですかね。これを単費でやられるということであれば、しっかりその利用もしていかなといかなということでありまして、これについては理解できました。

では、先ほどのを、私の理解が不足しているようなので、お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

特定メーカー仕様だったのかという御質問だったと思います。町としましては、実施設計書の中で、複数社が対応可能という実施設計書をつくっておりました。ただその複数社に漏れているような入札参加希望の業者がおられて、その質疑の中で特定メーカー仕様ではなかろうかという質疑がありました。また、要望に近いようなものですが、自社製品もこの防災行政無線の使用に認めてもらえないだろうかという要望が複数社からありましたものですから、こちらのほうも特定メーカー仕様ではないと、幾つかのメーカーは対応可能と考えておりましたけれども、広く多くのメーカーに入札に参加していただけるように考えまして、入札方式の変更を行ったところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 御説明ありがとうございます。特定メーカーという分とですよ、対応可能という分はまた意味合いが違うと思いますので、実際、工事仕様書の中でそういうふうにかかれたのであればちょっと注意すべき点かなと思います。先ほど言いましたように、特定メーカーというのは物を作るところで、それに対応するかせんかというのは工事の話でしょうから。ただ、それによって3億円安くなったということについては、ある程度理解したいと思います。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。7番吉村委員。

○7番（吉村建文君） 議案第76号、防災行政無線システムのデジタル化工事について、今回僚議員2名から質問がありましたけれども、私のほうは、先ほどの説明の中で、益城町防災行政無

線システムについて、システム構造図というのを昨日お配りになったと思うんですけども、この中で戸別受信機が300台、それから文字表示機が100台というふうにあるんですけども、実際町が使用する戸別受信機なんですけども、現在町議会議員とか行政区の区長さんの御自宅には戸別受信機があるわけなんですけども、現在、戸別受信機を設置されている台数は今何台なのか。この300台というのが、もしも余った部分があるのであれば、これは私、何回も質問させていただいてあれなんですけども、行政無線が聞こえないというお宅が何件かあるものですから、そういった方たちに個別販売ができるのか、もしも個別販売するというのであれば幾らぐらいなのか知りたいのが1点と、それから文字表示機が100台とあるんですけども、文字表示機そのものが具体的にどういったものなのか御説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本です。7番吉村議員の防災行政無線の中で、戸別受信機の現状の配備台数が何台か、また金額的には幾らぐらいするのか、それと文字表示機とはどういったものかという質問だったと思います。

まず、現状の配布台数については、230台設置をしております。この設置については、先ほど吉村議員のお話にありましたとおり、町議会議員さんであるとか消防団幹部、保育所とか幼稚園とか福祉施設関係、それとか完全に屋外のスピーカーが聞こえないような山間部の難聴の地域、聞こえづらい地域とか、そういったところに配置をしております。

幾らぐらいかということになりますけども、今回デジタル方式で整備している中での設計積算単価を申し上げますと、1台当たり3万数千円程度になります。ただ、アンテナなど附帯工事とかも必要になるものですから、おおよその金額ですけども、7万円から8万円程度は必要になるということになります。

文字表示機につきましては、放送内容がデジタルになるものですから、自動的に変換されまして、文字表示機のほうにテロップ方式で文字が流れてくるという。デジタル表示ですね。耳が聞こえづらい方とかは目で確認できることになりますから、そういった方々に対しての設置を予定しております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村委員。

○7番（吉村建文君） 御説明ありがとうございました。特に文字表示機100台という部分についてなんですけども、多分これはだから、聴覚障がい者とかそういった方たちが目で見て情報を知ることになると思うんですけども、この文字表示機を町として無料で貸出しをするのか。それと聴覚障がい者が今町でどれぐらいの方がいらっしゃるのか、その人数がどれほどなのかと、このことを把握した上で100台あれば大丈夫だというふうに考えていらっしゃるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 吉村議員の2回目の御質問は、文字表示機の100台の算定に当たっての根拠についてという御質問だったと理解します。

この100台につきましては、危機管理課のほうで福祉課のほうに問合せを行いまして、聴覚障がいや聞き取りづらい、聴覚障がいの障害者手帳を持っておられる方で数を算定しております。その調査段階では約100台ぐらい整備すれば足りるものということで台数を算定しております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。議案第77号、公有財産の取得について。細部は総務常任委員会のほうでお聞きしますが、2点だけ伺わせてください。まず1点目はですね、今回のやつで、これまでに地権者さんと仮の契約書の交換はなされていたんでしょうか。これが1点。

2点目は税金のことなんですが、税務署と調整をされて、この取得者に対する減税ですね、この辺のところについてはどういうふうな調整になっているのでしょうか。例えば1,500万円の控除になるのか、5,000万円の控除になるのか、それともそういう控除はないのか。これは価格に影響すると思いますので、ぜひよろしくお願いします。2点お願いします。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。12番宮崎議員の質問にお答えいたします。まず1点目、仮契約がなされているのか。それと2点目が、税務署との協議で税関係の方向性が示されているのかということかと思えます。

まず、1点目ですけれども、仮契約のほうは、現在行わせていただいているところでございます。

それと2点目の税務署との協議でございますけれども、事前に協議のほうは済んでおります。方向性としたしましては、額としては、収用法に基づく税控除ですね、5,000万円の控除のほうで大丈夫だと今のところ認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁、ありがとうございます。仮契約の件については、そうでしょうね、多分これは予算から本契約まで、今回の分まで、金額はほとんど変わってないということは事前に仮契約をしてないということではできないだろうと思えますから、その面ではそうだと思います。これは、できたら次の委員会のときちょっと、もし提示することができれば提示していただきたいと思えます。

それから税金の公助については、私どもが心配する話でもないかもしれませんが、文部科学省がこの用地を学校用地として認めていないんですよ。町はぜひそういう話で……。そういうことがちょっと心配だったものだから聞かせていただきました。

それからもう1点、委員会のところでちょっとお聞きしたかったのが、先ほど言いました1点だけ委員会のとき教えてください。ああ、不動産鑑定ですね。不動産鑑定についても支障がなければ、委員会のとき見せてください。以上です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これでは議案第75号「益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」から、議案第80号「町道の路線の認定について」までの質疑を終わります。

議案第73号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）について」から議案第80号「町道の路線認定について」までの8議案については、お手元に配付しております常任委員会付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第80号「町道の路線認定について」までの8議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり各常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。これにて散会します。

散会 午前11時07分

6 月 9 日（水曜日）

発災当時令和3年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年6月7日午前10時00分招集
2. 令和3年6月9日午前10時00分開議
3. 令和3年6月9日午後2時21分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 3番 上村幸輝議員
- 4番 下田利久雄議員
- 17番 坂田みはる議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 桶谷哲也君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 総務課長 | 塘田仁君 |
| 危機管理課長 | 岩本武継君 | 企画財政課長 | 山内裕文君 |
| 企画財政課審議員 | 山口拓郎君 | 福祉課長 | 松本浩治君 |
| 福祉課審議員 | 荒木薫君 | こども未来課長 | 水口清君 |
| 健康保険課長 | 松永昇君 | 産業振興課長 | 姫野幸徳君 |

復興整備課長	米 満 博 海 君	新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君
学校教育課長	遠 山 伸 也 君	生涯教育課長	富 永 清 徳 君
下水道課長	吉 本 秀 一 君	下水道課審議員	福 島 恭 一 君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は8名です。一般質問は、本日と明日10日の2日間に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に吉村建文議員、2番目に上村幸輝議員、3番目に下田利久雄議員、4番目に坂田みはる議員、明日10日は、1番目に甲斐康之議員、2番目に野田祐士議員、3番目に宮崎金次議員、4番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

本町においても、コロナウイルスワクチン接種が始まりました。様々な準備・対応がなされることと思います。熊本地震から5年2か月の月日がたちます。まだまだ仮設団地で生活を余儀なくされる町民の方々もおられますが、最後のお1人まで寄り添って生活再建に取り組んでまいりたいと思います。

本日は、5点にわたって質問をさせていただきます。1点目、コロナワクチン接種について、2点目、自転車保険の加入について、3点目、奨学金返済の肩代わり支援について、4点目、見守り電球の活用について、5点目、小中学校のトイレ問題について、以上5点にわたって質問させていただきます。

それでは、質問席に座らせていただきます。

それでは、質問させていただきます。

現在、本町では、15の医療機関による個別接種と保健福祉センターでの集団接種の2方式でやることになっていますが、現状はどうなっているのか。

本町では、確実にコロナウイルスワクチン接種をするために、あらかじめ、高齢者に対し年齢によって段階的に接種券を送付し、コールセンターでの受付をしやすいように手だてを講じられています。85歳以上の高齢者には5月7日に発送、対象人員は2,076人です。80歳から84歳までの高齢者には5月17日発送、対象人員は1,452人です。75歳から79歳までの高齢者には5月25日発送、対象人員は1,623人です。70歳から74歳までの高齢者には6月上旬発送予定、対象者は

2,667人です。65歳から69歳までの高齢者には6月中旬発送予定、対象人員は2,331人です。現在までのコールセンターでの対応はどうなっているのでしょうか。コールセンターでの予約がつながりにくいとの声が挙がっていますが、その声に対する対処案は考えているのか。

また、集団接種を始める前までには模擬訓練の実施を検討しているとのことでしたが、現状はどうなっているのでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日は、一般質問ということで4名の方の質問を受けております。全力で答弁させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、7番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、本町の新型コロナワクチン接種方式の現状についてお答えします。

現状につきましては、受託をいただいている上益城郡医師会の会員であります町内の15の医療機関及び在宅診療所1か所で、個別接種をまず行い、個別接種で不足が出た分について、休診日などを利用し、保健福祉センターで補完的に集団接種を行うことといたしております。しかし、ワクチン接種をさらに迅速に実施するため、集団接種を前倒しすることにし、6月から7月にかけて、水・木・土曜日それぞれの午後の接種に加え、当初計画にはありませんでした日曜日の午後にも月3回接種を行う体制を取っております。

次に、一つ目の御質問の2点目、コールセンターでの予約がつながりにくいという声に対する対処案につきまして、お答えします。

コールセンターでの予約につきましては、混雑を避けるため、あらかじめ65歳以上の高齢者の方を年齢ごとに区分し、接種券を順次発送しております。接種券を発送した直後の週初めにつきましては電話がつながりにくいなどの声をいただいておりますが、週末にかけましては解消されているような状況です。本町としましては、接種券発送後の混雑を解消する新たな対応策としまして、6月1日から電話を従来の4回線から10回線に増設しますとともに、ラインやインターネットなどを使った予約につきましても導入に向けて作業を進めているところです。

最後に、一つ目の御質問の3点目、模擬訓練の実施についてお答えします。

本町では、事前にシミュレーションを行い、集団接種を実施しております。具体的には、接種順位1番目の医療従事者のワクチン接種について、1回目を4月21日から4月30日まで、2回目を5月12日から5月21日にかけて、保健福祉センターで集団接種を実施しました。接種のたびにいろいろな改善すべき点が見つかり、その都度修正を重ねた結果、2回目の接種時には受付から問診、ワクチン接種、待機を経て、会場を出るまでの一連の流れがスムーズになり、接種にかかる時間の短縮や密状態が解消されております。今回、医療従事者への集団接種を経験し、改善を重ねてきたことにより、高齢者への集団接種につきましても安全で円滑なワクチン接種ができるものと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。2回目の質問に移らせていた

できます。

まず、個別接種で不足が出た分については、休診日等を利用して保健福祉センターでの集団接種で補ってまいりますとのことでしたが、集団接種の1回目は本日6月9日と伺っていますが、6月中に何回接種をやる予定で、また最大で1回の接種で何人を接種する予定ですか。お伺いたします。

次に、予約の混雑解消について、電話回線の増設やラインやインターネット等を使った予約ができるよう改善を図ってまいりたいとのことでしたが、現在、コールセンターでは4人の職員が担当しているようですが、1日平均して何件を受け付けているのか、また、現在までに1回目の接種を受けられた方が何名いるのか。65歳以上の高齢者は1万149人益城町にはおられるわけですが、国が言っている7月末までに打ち終えることが本当にできるのか、心配しています。益城町は、住民の皆様確実にまた安全にワクチン接種を受けさせるために、他の自治体で問題になっている予約の混雑解消の方策として年代別の予約方式を取っていたわけですが、これでよいのでしょうか。お伺いたします。

次に、集団接種については、医療従事者への集団接種を先行したことにより、安全で円滑なワクチン接種ができるように体制を整えているとを確認できました。熊日新聞では、毎日、県内ワクチン情報が載っております。益城町のワクチン接種開始は5月26日からと、他の自治体と競うわけではありませんが、情報は住民の皆様のお耳にも入っています。どうか、益城町住民の皆様が安心できる体制を切望いたします。

コロナワクチン接種について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の2回目の1点目、6月の集団接種の実施予定回数及び1回当たりの最大接種予定者数についてお答えします。

本町では、高齢者へのワクチン接種につきまして、5月26日から個別接種を開始し、補完的に集団接種を行うこととしておりましたが、2回目の接種が終了する時期を7月末にするため、集団接種の開始を前倒しし、6月から7月にかけて実施することとしております。6月の集団接種は6月9日から始め、計12回実施し、最大1日に150人の方へ接種する予定としております。

次に、一つ目の御質問の2回目の2点目、コールセンターの1日平均予約受付件数及び現在までの1回目の接種完了者数につきまして、お答えします。

5月31日までにコールセンターで予約を受け付けた1日当たりの平均件数につきましては、約147件となります。また、1回目の接種を受けられた方は5月31日現在で972名となっております。

最後に、一つ目の御質問の2回目の3点目、住民の皆様への確実かつ安全なワクチン接種に向けた予約の混雑解消のための方策についてお答えします。

予約の混雑解消方策につきましては、議員御指摘の年代別の予約方式に取り組み、申込み開始直後のつながりにくさはありませんでしたが、総じて見れば、予約はおおむね順調に進んだのではないかと考えております。繰り返しになりますが、6月1日からは電話回線も増設しており、さらにラインやインターネットなどを使った予約方式を早急に導入することで、接種券発送後の混

雑解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ぜひ、益城町において、高齢者の接種が7月末までに前倒して実施されるように切望いたします。

次に、熊本県は、今年10月以降、県内で自転車を利用する全ての方に自転車保険の加入が義務化されます。加入促進に対してどのような施策を考えているのか、お伺いいたします。

自転車事故の被害者の経済的な救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、熊本県では、条例を改正し、自転車損害賠償保険等への加入が令和3年10月1日から義務化されます。

県内でも、自転車が関係する重大な事故が起きています。令和元年6月に、熊本市の歩道で高校生の自転車が歩行者と衝突し歩行者が死亡する事故や、令和2年中、自転車乗用中の当事者が関与した人身事故は431件発生しており、全ての人身事故に占める割合は13.7%になっています。

熊本県では、条例を改正し、自転車利用中の事故で他人にけがをさせた場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化になります。保護者の義務として、未成年のお子様が発車するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命または身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。これは、大人も加入する義務があります。自転車を利用する者に自転車保険への加入を義務づけることとなります。

平成15年10月に、全国で初めて保険加入を義務化した兵庫県は、損保会社と連携して自治体独自の自転車保険「ひょうごのけんみん自転車保険」を創設し、保険料を含め年間1,000円から加入できることから、現在加入者は10万人近くに及ぶとされています。

本町も、独自に損保会社と連携して自治体独自の自転車保険を創設するか、もしくは熊本県に働きかけて同様な自転車保険をつくってみてはどうでしょうか。

また、7歳から15歳の自転車用ヘルメット着用推進のための補助金事業、例えば購入金額の2分の1補助など、考えてはいかがでしょうか。小中学生のヘルメット着用は、学校の指導もあり、ほとんど着用しているみたいです。ただし、購入するに当たって保護者の負担軽減のために、購入補助制度も、自転車保険加入が義務化される時に実現できればいいのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、本年10月からの県内の自転車保険加入義務化に伴う加入促進に係る本町の施策についてお答えします。

まず、今回改正されました熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の主な内容は、自転車の利用者などについて、自転車損害賠償保険等、いわゆる自転車保険に加入することが義務化されていること、また、自転車小売業者は、自転車を販売するときは購入者に対し自転車保険の加入を確認するよう努めるものとするというものです。

自転車保険につきましては、熊本県のホームページで、主な自転車保険の一覧として、特定の商品やサービスを推奨するものではないとした上で、損保ジャパンやJ A共済などの事業者が掲載されております。自転車保険につきましては、損害保険会社ほか多くの事業者ごとに補償の内

容や補償額、保険の掛金なども異なっているようです。

また、議員御紹介の「ひょうごのけんみん自転車保険」につきましては、一般財団法人兵庫県交通安全協会が損害保険会社の窓口として自転車保険を取り扱っておられるようです。ほかにも、全国の自治体における自転車保険の取扱いについて調査を行いました。独自で自転車保険を創設している自治体は確認できませんでした。

したがいまして、本町としましては、当面は町独自の自転車保険の創設などは行わず、ホームページで自転車保険の取扱い事業者一覧を掲載するなど熊本県に準じた対応を考えております。

いずれにしましても、本年の10月から、自転車利用者などは自転車保険に加入することが義務化されるという熊本県の条例が施行されますので、本町としましても、町の広報紙6月号において、これですね、お知らせをしております。26ページのほうに掲載をしておりますので、皆さん方、御覧になっていただくといいのかなということも思っております。この広報紙やホームページなどでも周知を行い、自動車の任意保険特約の活用など自転車保険への加入促進に努めてまいります。

また、議員御提案の熊本県への働きかけにつきましては、自転車保険の加入の機運が県内全域で高まるよう、町村会長などとも連携しながら進めていく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 続きまして、吉村議員二つ目の御質問の2点目、7歳から15歳までの自転車用ヘルメット着用推進に係る補助金事業に対する本町の考えについてお答えします。

今回の熊本県条例の改正を契機としまして、子どもたちの安全に対する意識がさらに向上していくよう期待しているところであります。

議員御指摘のとおり、児童生徒の自転車利用時のヘルメット着用につきましては、各学校における保護者への啓発や子どもたちへの安全指導の成果もあり、かなり浸透してきている状況であります。また、最近では、目立った事故も今のところ発生しておりません。

警察庁の統計によれば、自転車利用中の交通事故では、死者の約6割が頭部に致命傷を負い、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた人に比べて約3倍ほど高くなっております。ヘルメットの着用は重大事故の発生を防ぐために大変有効であることは明らかであり、将来を担う大切な児童生徒の安全・安心を守るために、今後とも継続的にヘルメットの利用促進を図ることが大変重要であると認識しているところでございます。

教育委員会としましては、議員御提案の自転車用ヘルメット着用推進に係るヘルメット購入費の補助につきましては、今のところ実施する予定はありませんが、今回の条例改正による自転車保険の加入義務化に向けまして、まずは児童生徒の自転車及びヘルメット所有状況等の実態把握に努め、併せて、児童生徒のヘルメット着用等の安全対策や保護者への啓発にもさらにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。

次に、奨学金返済の肩代わり支援についてをお伺いします。

熊本県では、若者の県内就職と定着、県内企業等への中核を担う人材確保のため、県と県内企業等が協力して、県内就職する若者の奨学金返済等を支援しています。その制度が「くま活サポート」です。ただし、この制度を利用するには少々ハードルが高く、参加企業の数も少ない現状があります。一方、地方自治体でも、荒尾市や球磨村で奨学金の肩代わり支援をやっているところがあります。

日本学生支援機構の発表によると、返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人、大学生などの2.7人に1人が利用している計算になります。2019年度末の延滞者数は約32万7,000人で、延滞債権額は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には本人の低所得や貸借額の増加が指摘されています。現下のコロナ禍においても、その傾向は見られると思います。

こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。一定期間定住し就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援するもので、熊本県内において、荒尾市と球磨村は既に実施をしています。また、2020年6月には、支援制度が補充され、市町村については基金設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から、上限はありますが全額まで拡大しております。地域によって企業の数や財政力に差があるため、国は補助割合を引き上げています。

先日、荒尾市役所に出向いて話を伺ってきました。平成29年から補助金制度を始められ、現在までに30名の方が利用されており、最大年間20万円を3年間支援するというもので、この制度を利用しようと就職先を荒尾市に希望する5名の方がおられるということで、地元で若者を定住させることの効果があると言われておられました。

本町においても、コロナ禍で既に県外に就学している大学生等に3万円の応援金給付事業を2回実施しているわけですが、この延長線上に、本町においても奨学金を肩代わりする支援制度を取り入れてはどうかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問、奨学金返済の肩代わり支援についてお答えします。

現在、本町では、にぎわい創出に向けた様々なプロジェクトを進めており、にぎわいの中心となる若い世代の移住・定住の流れをつくり、安定した雇用を創出することは大変重要だと考えております。このため、商工会と連携した商工業、観光業の振興に加え、トップセールスや県東京事務所との連携強化などによる積極的な企業誘致に取り組んでおります。

また、少子高齢化が進む中、人材の確保は事業者にとりましても重要なテーマとなっております。県では、高校生・大学生などの県内就職の促進やプロフェッショナル人材のU I J ターンの支援など、様々な取組を実施されております。町としましては、こうした県の制度を町内事業者にも周知し、幅広く活用いただけるよう取り組んでまいります。

定住促進につきましては、現在、市街化調整区域の飯野・福田・津森地区におきまして、子育て

て世代の定住を促進するため、中学生以下の扶養親族を有し地区内に住宅の新築などをされた場合、100万円の補助金を交付する事業を実施しております。この事業には、毎年度30件程度の申請がっておりますが、令和2年度の実績としましても、28件の申請があり、102人の定住につながることができております。

また、市街化区域におきましては、定住促進事業は実施しておりませんが、地区計画などによる宅地開発が行われている状況にあります。

いずれにしましても、現在取り組んでいる都市計画事業やにぎわいづくりなどにおいて、定住者の増加につながるよう、町の魅力を高めていく取組をさらに推進していかなければならないと考えております。

定住のタイミングとしましては、議員御提案のとおり、就職のタイミングでの定住もあるかとは思いますが、その後、結婚や子どもの出生・進学、マイホーム購入などのライフイベントがあり、就職のタイミングでは将来的な定住につながる可能性は必ずしも高くはないのではないかと考えております。このため、定住促進事業では、住宅の新築などを行うことで、その後も本町に住み続けてもらうことになると考えますので、住宅の新築などのタイミングで補助を行っているところです。

議員御提案の奨学金返済の肩代わり支援につきましては、熊本県で「くま活サポート」として実施されておりますので、その制度を町民や事業者の皆様にはしっかりと周知するとともに、県に対して制度の改善や充実に努めていただくよう要望をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

今述べられた回答では、奨学金返済の肩代わり支援について、定住促進の視点からの回答だと思っておりますが、私がお聞きしたいのは、奨学金返済の援助という視点から、町としてどういうふうに取り組んでいくのかということでございます。私の支援者の御婦人から、大学を卒業した娘さんの奨学金返済で苦勞されている現状をお聞きして、他の自治体でやっている奨学金返済の肩代わり支援制度を本町でも取り上げることはできないのかという気持ちからです。

もう一度、奨学金返済の援助という視点からの回答をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 吉村議員の三つ目の御質問の2回目、他自治体で実施している奨学金返済の肩代わり支援制度の実施についてお答えします。

他自治体で実施している奨学金返済の支援事業は、20万円を3年間、最大60万円を交付するものですが、その自治体に就職及び居住することを条件に交付されていますことから、定住促進などを目的とした事業と認識をしております。

本町では、昨年度から、経済的に困窮する大学生を支援してまいりましたが、これは、臨時的な事業であり、かつ国の新型コロナの臨時交付金を活用することで実施できたものです。議員御提案の支援制度につきましては、経常的な事業となりかねず、加えて一般財源での実施が必要となりますので、本町がこの事業を実施することは財政上からも大変難しいと考えております。

議員御指摘の奨学金返済の援助という視点では、国としても、多額の奨学金返済を背負った若者が年々増加傾向にあることを踏まえ、年収に応じた返還金額となる所得連動変動型奨学金の導入をはじめ、無利子奨学金の充実を進められております。また、返還が困難となった場合のセーフティネットとして、災害、経済困難、失業などの理由により返還を猶予する返還期限猶予制度や、経済的理由により一定期間当初の割賦金額を減額し返還期間を延長する減額返還制度なども整備をされております。

本町としましては、これら国の施策につきましても、支援を必要とされている方々にしっかりと周知をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

次に、見守り電球の活用について提案をさせていただきます。

現在、仮設住宅、みなし仮設住宅、災害復興住宅にお住まいの方々への見守り支援について、現状はどうなっているのでしょうか。見守り支援については、予算も縮小されつつあると思います。社会福祉協議会に委託をされていると思いますが、その課題等もお知らせいただければ幸いです。

今回、福島県浪江町では、電球の点灯情報で独り暮らしの高齢者らを見守りする、見守り電球の実証実験を今年1月から実施され、今年の4月から、本格的に見守り電球の導入を社会福祉協議会が主体となって始められています。浪江町は、3年前に私たち町会議員も行政視察させていただき、身近に感じている町でもあります。私も、浪江町の社会福祉協議会に取材をさせてもらい、またNTTコミュニケーションズが開発された見守り電球の資料を取り寄せ、勉強させていただきました。

見守り電球には三つの利点があります。一つ目は設置の簡単さです。通信機器が内蔵されたLED電球を日常的に使用するトイレなどに取り付けるだけで、点灯情報が町社協や別居する家族のパソコン・スマホに送られます。二点目はプライバシーへの配慮です。電球から送られるのは点灯情報のみであるため、見守り対象者は個人情報を見られる心配がなく、心理的負担が軽減されます。三つ目は生活リズム把握です。点灯情報を常時チェックすることで異常をいち早く察知し、訪問するなどの対応が可能になります。休日に24時間以上の点灯記録がないときは、管理者のスマホにブザーで警告を知らせる仕組みになっています。

以上、簡単に説明しましたが、詳しいことは、町社協と福祉課の方に資料を渡してあります。

福祉分野におけるデジタル化の好事例ではないかと思えます。孤立しやすい状況にある震災避難者をはじめ、独り暮らしの高齢者の皆さんの命を救う手段になればと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅、災害公営住宅にお住まいの方々への見守り支援の現状や課題についてお答えします。

プレハブ仮設住宅及びみなし仮設住宅の見守り支援につきましては、地域支え合いセンターに

業務委託し、定期的な訪問を実施しますとともに、みんなの家を活用しました住民同士で見守りできるコミュニティの形成を図っております。

また、プレハブ仮設住宅及びみなし仮設住宅から退去された方につきましては、地域包括支援センターや民生委員・児童委員に引き継いで、ほかの住民の方と同様に見守り支援を実施しているところです。

議員御指摘のとおり、本町の復興に伴い対象者が減少しましたこともあり、被災者支援事業に係る予算は縮小しております。そのような中で本町としましては、見守り支援に関して、行政や社会福祉協議会などの支援だけではなく、地域コミュニティの見守り機能を向上させてまいりたいと考えており、町民全体に対する見守り支援やコミュニティ支援の内容の拡充を図っております。

令和3年度からの新規事業としまして、社会福祉協議会に委託し、コミュニティソーシャルワーカー設置事業と地域サロンコーディネーター設置事業を実施しております。コミュニティソーシャルワーカーは、複合的な課題を抱える世帯に対し、伴走支援や支援調整を実施し、誰もが安心して生活できる地域をつくるため、地域福祉の向上を図っております。地域サロンコーディネーターは、地域サロンの活性化・自立化を目指し、地域活動の担い手育成や地域のつながりづくりを促進しております。

今後も、関係機関との連携を図りながら、地域や周囲からの孤立を防ぐため、見守り支援を進めてまいります。

次に、四つ目の御質問の2点目、見守り電球の活用についてお答えします。

初めに、現在、本町で取り組んでおります在宅高齢者等安心確保事業について説明させていただきます。

この事業は、独り暮らし高齢者の自立した在宅生活を支援するため、自宅に緊急通報システムを設置し、定期的な体調や安否確認、利用者からの各種相談や事故等による通報に対して、看護師などが24時間体制で対応をしております。このシステムの利用に係る経費につきましては町が全額負担しており、また、応急仮設住宅に入居されている独り暮らしの高齢者の方にも、同様のシステムを無料で御利用いただいております。

議員御提案の見守り電球の活用に関しまして、福島県浪江町の取組状況に関する情報提供をいただいたところです。

課題としまして、町全体としてサービスを導入する場合に、電球購入費用、管理費用などの予算の確保や、電球の点灯記録を担当課職員が把握し、独り暮らし高齢者の生活に異変を把握した場合のフォロー体制など、人員確保の問題が考えられます。

そのため、本町としましては、現在実施している在宅高齢者等安心確保事業を継続するとともに、御提案いただいた見守り電球につきましては、まずは、独り暮らしの高齢者の方と離れて暮らす御家族など、個人での利用をお考えの方へ情報を紹介してまいりたいと思います。本町としましては、今後も、様々な手法などを活用しながら、地域における見守り、互助力を強化できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

町民全体に対する見守り支援やコミュニティー支援の内容の拡充を図っていくとのこと、また、今年度から新規事業として社会福祉協議会に委託して、コミュニティーソーシャルワーカー設置事業と地域サロンコーディネーター設置事業を実施されるということではありますが、具体的に、コミュニティーソーシャルワーカーと地域サロンコーディネーターは本年度何名配置されるのでしょうか。また、この制度は継続的に実施しようと考えられているのでしょうか。お伺いいたします。

在宅高齢者等安心確保事業の説明がありましたが、現在、この事業はいつから始めて、この事業を利用している独り暮らしの高齢者は何名いるのでしょうか。お伺いいたします。

また、見守り電球については、まずは、独り暮らしの高齢者と離れて暮らす御家族様など個人での利用をお考えの方へ情報を紹介していきたいとのことですが、どのような形で紹介されるつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の1点目の2回目、コミュニティーソーシャルワーカー及び地域サロンコーディネーターについてお答えします。

まず、配置人数についてでございますが、コミュニティーソーシャルワーカーを3名、地域サロンコーディネーターを2名配置しております。

次に、制度の継続性についてですが、まずコミュニティーソーシャルワーカー設置事業につきましては、国の重層的支援体制整備事業移行準備事業を活用して配置しております。この、国の事業は、令和5年度から重層的支援体制整備事業という本格的事業に移行すると伺っておりますので、今後も制度を継続してまいりたいと考えております。

また、地域サロンコーディネーター設置事業につきましては、今年度は、今回の補正予算に計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、配置しております。地域サロンの自立化を目指し、5年以内で事業を終了することを想定しておりますが、新たな支え合いの仕組みづくりの推進や地域福祉の向上のために事業継続が必要であれば、再度検討してまいりたいと考えております。

次に、四つ目の御質問の2点目の2回目、在宅高齢者等安心確保事業についてお答えします。

この事業は、平成12年度から、益城町緊急通報システム実施事業として運用を開始いたしました。その後、平成23年度に要綱を改正し、益城町在宅高齢者等安心確保事業として実施しており、令和3年5月末現在、50名の方が利用されております。

続きまして、見守り電球の周知につきましてお答えします。

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などで御家族からの相談を受ける際に、安否確認の方法の一つとして御紹介することを想定しております。また、地域の方から相談を受けた際にも情報を提供できるよう、民生委員・児童委員や高齢者相談員の方々にも広く周知したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、小中学校のトイレ問題についてお伺いいたします。

3年前の平成30年3月議会、昨年6月議会にも質問させていただいています。今回は、小中学校のトイレの和式、洋式の割合を学校別に報告していただきたいと思います。

昨年の回答では、引き続きトイレの洋式化を進めていきたいとのことでしたが、改修には予算もかかります。年度ごとに計画性を持って実現させていくことが肝要だと思います。改修の計画をお知らせください。

また、指定避難所である小中学校のマンホールトイレの設置につきましては、昨年度は、広安小学校と益城中央小学校に各10基整備していただき、ありがとうございました。今年度は広安西小学校と飯野小学校、来年度は木山中学校と津森小学校に設置が予定されていると聞き及んでいますが、そのほかにも指定避難所はあるわけですが、新たな計画があればお知らせしていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の五つ目の御質問の1点目、小中学校のトイレの和式、洋式の学校別の割合についてお答えします。

学校別のトイレの和式、洋式の割合につきましては、飯野小学校が和式5.9%、洋式94.1%、広安小学校が和式55.8%、洋式44.2%、広安西小学校が和式43.1%、洋式56.9%、益城中学校が和式0%、洋式100%、益城中央小学校が和式20.6%、洋式79.4%、津森小学校が和式38.5%、洋式61.5%、木山中学校が和式25.6%、洋式74.4%となっております。

また、令和3年4月現在での町内小中学校の洋式の割合は、小学校全体で62.9%、中学校全体で91.4%、小中学校合計では70.8%となっております。

次に、五つ目の御質問の2点目、トイレの洋式化に係る年度ごとの計画についてお答えします。

トイレの洋式化等の改修につきましては、平成30年度以降、飯野小、津森小、木山中で実施しまして、今回の益城中学校新築では全室を洋式としたところです。その結果、前回令和2年6月議会でお答えしました小中学校全体の洋式の割合は令和2年4月現在で55.5%でしたが、令和3年4月現在の洋式の割合は小中学校全体で70.8%となり、15.3%の増加となっております。

議員御質問の年度ごとの計画につきましては、トイレの洋式化に限定した計画はございませんが、学校施設の総合的な長寿命化計画の中に組み入れた中で実施していくこととしております。なお、今後の長寿命化計画では、令和6年度に広安小学校、令和7年度に広安西小学校を改修する計画としていますが、今後、学校の状況等を勘案しながら、必要に応じて、トイレの洋式化を含めましたところで計画の前倒しなど、早期改修に向け検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の五つ目の御質問の3点目、指定避難所のマンホールトイレの設置計画についてお答えします。

マンホールトイレにつきましては、指定避難所となっております小中学校などにおきまして、

国土交通省の下水道総合地震対策事業により設置を進めております。この事業は、国土交通省のマンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインの中で、1基当たりの使用想定人数を50から100人を目安として、各指定避難所の収容人数に応じて基数を決定し、耐震機能を有したマンホールトイレを設置することとなっております。

昨年度は、令和元年度に策定しました地域防災計画による収容人数に応じて、広安小学校に10基、益城中央小学校に10基の設置が完了しております。

今年度は、令和2年度に改定しました地域防災計画の収容人数により、飯野小学校に5基、広安西小学校に5基の設置を行います。

また、来年度以降の計画につきましては、令和4年度は津森小学校に5基、そして復旧工事が完了しました益城中学校と町総合体育館につきましては、下水道総合地震対策計画を変更した上で、益城中学校に5基、町総合体育館に10基、さらに令和5年度は木山中学校に5基を設置する予定でございます。また、それ以外の指定避難所につきましても、収容人数や避難所周辺の状況などを踏まえながら、必要に応じて設置を検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。

まず、トイレの和式、洋式の割合についてでございますが、令和3年4月現在での小中学校の洋式割合は、小学校全体で62.9%、中学校全体で91.4%、小中学校全体では70.8%となっておりますとの御報告がありました。それと、トイレの和式、洋式に関しては、広安小学校は和式が55.8%、洋式が44.2%ということで、また広安西小学校も和式が43.1%と洋式が56.9%ということで、この二つの小学校が洋式の割合が低いですね。

確認したところ、学校が新築してもう50年以上たっているということで、この辺もやはり、今度、広安小学校については、新しい敷地で建設するという形になると思うんですけども、そこは多分洋式トイレが設置されるということで、また割合は上がると思うんですけど、現在の広安小学校もできれば計画を前倒ししていただいて、トイレをぜひ、洋式化を進めていただきたいと思っております。

それとあと、マンホールトイレでございますけれども、これは、令和5年度には木山中学校に5基を設置する予定ということで、毎年設置予定が決まっております。

私がトイレについてしつこく何回も質問するのは、熊本地震で被災者の方たちが避難される場所は小学校の体育館でありましたし、そのときに、やはり一番苦勞されたのがトイレが和式ということで、今ほとんど洋式で生活をされてますので、トイレ問題というのは本当に一番大変だな。この問題を解決しないことには、そういった災害のときに厳しいんじゃないかというふうに思ったものですから、しつこく質問させていただいております。ぜひとも、食べるものはあっても必ず皆出していくわけですので、トイレの洋式化については、町全体としてまた取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村でございます。

さて、今回も一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。また、傍聴モニター前の皆様方におかれても、日頃より町政に関心を持っていただきまして、感謝申し上げます。

本日は、木山地区の被災市街地復興土地区画整理事業について、益城町小中学校の不登校児童生徒の状況について、福原地内の谷川地区布田川断層保存地について、そしてコロナワクチン接種について、以上四つのことについてお尋ねいたします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速、一つ目の質問の木山地区の被災市街地復興土地区画整理事業について質問させていただきます。

熊本地震から5年、復旧から復興へと少しずつ形が見えていますが、被災状況が大きかったところでは、依然として住宅の少なくなった寂しい光景が目に見えます。

そんな中、平成30年10月に工事着手された益城中央被災市街地復興土地区画整理事業が進んでいます。事業期間が、平成30年10月5日から令和10年3月31日までの10年間の施工期間が設定されていますが、着手から3年目となっている現在、その進捗はどうでしょうか。

そして2点目ですが、この事業は、木山地区復興に向けた七つの方向性と事業推進のための五つの必要事項がありました。七つの方向性とは、1、防災の要となる役場庁舎を町の拠点として整備すること、2、安心・安全な住宅地や災害公営住宅を整備すること、3、地元商店街が活性化しにぎわいのあるまちづくりを目指すこと、4、みんなに優しい歩いて暮らせるまちづくりを目指すこと、5、快適で潤いある住環境を整備すること、6、災害に備えた防災まちづくりを目指すこと、7、段丘や断層に配慮した土地利用を計画すること、そして、事業推進のための五つの必要事項とは、1、地区全体を一体的に整備していくことが必要であるということ、2、計画的な土地利用や道路・公園の配置が必要であるということ、3、住宅の供給やにぎわいある商業地などの確保に向けて一団のまとまった土地が必要であるということ、4、早期に住宅再建を図るためスピード感を持って事業化することが必要であるということ、そして五つ目が、住民ニーズに寄り添って皆さんと合意形成していくことが必要であるということ。

こういったものですが、特にこの事業推進のための必要事項の5点目である、住民ニーズに寄り添って皆さんと合意形成していくこと、事業のスムーズな進捗を図るには、これがとても重要

な項目だと思います。

よく耳にするのが、区画整理地内の地権者として随分譲歩したり協力しているが、全く融通が利かず、杓子定規的にしか対応をしてもらえないとか、敷地前面道路との高低差がもともとはなかったんだけど、本事業により整備されている道路とは高低差が発生する、工事が始まって初めて分かることであり、なぜ事前に説明や交渉がないのかといったことです。震災による更地も確かに多いですが、再建された既存の住宅も多く残っている中で行われる事業のため、合意形成においては、片方からの押しつけではなく、寄り添いと歩み寄りといった交渉が求められると思います。いかがでしょうか。

そして、3点目ですが、益城町文化会館の駐車場が県道熊本高森線の幹線道路沿いからなくなるといった声が聞こえてきます。確かに、現在のメイン駐車場は、4車線化事業で多少は少なくなるとは思いますが、大部分は残るものと思っております。単なるうわさ話かとも思いますが、県道高森線沿いの方々の敷地に供されるという、そういった声もあって、真実味もあるように感じます。ただ、区画整理地内のことではあります。文化会館は町民皆さんの財産でもあります。町として、どのように計画をされているのでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の1点目、木山地区の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の現在の進捗状況についてお答えします。

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業は、熊本地震で被災された方々の生活再建と第6次益城町総合計画に位置づけられた都市拠点の形成を図るための大変重要な事業で、平成30年3月に都市計画決定をし、同年10月に工事に着手しました。施工は協定に基づき熊本県が施工者となりますが、本町としましても、この重要な事業を進めるため、復興整備課にまちづくり推進室を設置し、県と連携して取り組んでいるところです。

進捗率は、令和3年3月末現在で、仮換地指定が完了したのは、いわゆる宅地である画地ベースで272画地、率にして約59%です。そのうち工事着手したものは、約34%となっております。また、宅地の引渡し完了したのは31画地で、率として約7%となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、七つの方向性と事業推進のための五つの必要事項に沿った本事業の実施についてお答えします。

議員御質問の趣旨は、本事業推進のための五つの必要事項の5点目にある、事業のスムーズな進捗に必要な、住民ニーズに寄り添って皆さんと合意形成していくことが必要であるという項目について、適切に対応できていないのではないかとということと認識しております。

住民の方々との合意形成は、木山地区の区画整理事業に限らず、議員御指摘のとおり大変重要です。木山地区の土地区画整理事業は、畑などの更地を区画整理して宅地などの都市的土地利用を図るという事業ではなく、道路が狭い、避難地となる公園が極めて少ないなど、住環境が良好でなかったことから大きな被害が発生した熊本地震からの生活再建などを行うための事業です。このため、事業の実施に当たりましては、熊本県益城復興事務所では、全ての権利者の方々への

戸別訪問を実施し、お一人お一人の意向を丁寧に聞き取りながら進められているところです。

そのような中で、木山地区は、議員御指摘のとおり更地もありますが、多くの住宅があり、良好でない住環境の中で行う事業でありますことから、権利者お一人お一人の意向に応えつつ、広い道路や公園の設置と区画の整理を行い、いかにして区画整理事業本来の目的であります公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るか、言い換えれば、権利者お一人お一人の意向と区画整理事業の目的をいかにして融和させていくかが大変重要となります。

木山地区の区画整理事業は、地区の状況を大きく変える事業です。このため、事前の説明を適切に行いますとともに、工事を進める中でも、区画整理事業の目的を果たす範囲内で対応可能な部分はしっかりと対応するなど、丁寧な取組が必要であると考えております。これからも、可能な限り地権者の方々と協議を重ねまして、御理解と御協力をいただいた上で事業を進めてまいります。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 上村議員の一つ目の御質問の3点目、益城町文化会館の県道沿い駐車場に係る計画についてお答えします。

現在の益城町文化会館の県道熊本高森線沿いの駐車場の敷地は、事業計画におきまして、一部が県道の4車線化事業に関する敷地となっております。

ただし、この区間は、直接買収を行う県道4車線化事業と異なりまして、土地区画整理事業により行いますので、減歩と換地により整備されます。したがって、議員の御質問にありました益城町文化会館の県道沿い駐車場につきましても、なくなるようなことはございません。町としましても、文化会館が利用される方々にとりましてより利用しやすいように、駐車場の配置等につきましても、区画整理事業の施工者である熊本県と協議を行ってまいりたいと考えます。

現在、今年7月3日の益城町文化会館の再開に向けまして、当該駐車場の収容台数85台を確保する必要があると考えております。そこで、益城町文化会館の南側の隣接地に、新たに3か所94台の駐車場用地を計画しております。

併せまして、今後、町文化会館事業におきまして、大規模イベント等が開催されましたときに、より多くの駐車場が必要となりますために、国道443号線沿いの学校給食センター跡地や益城町総合体育館の駐車場の利用につきましても検討しているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

まず、1点目の進捗状況については、仮換地指定完了が本年3月末で59%、272区画ということですから、全体像では462区画中の272区画ということですよ。そのうち、工事着手済みが34%ですので93区画、また、その中で引渡し完了済みが7%ということですので31区画ということと分かりました。

2点目の方向性と進捗のための必要事項についてですが、確かに、畑や田んぼ等においては何も建物が無い、そういった状態での区画整理である基盤整備においても、想像するようにスムーズには絶対にいかないというのが常です。本件のように建物があるところであるならば、なおさ

らかと思います。そのため、住民ニーズに寄り添って、いかに合意形成をしていくことが重要か、ちゃんとこの項目を認識して事業は進んでいるのかという内容での質問でした。

答弁内容にありましたように、権利者お一人お一人の意向と区画整理事業の目的をいかに融和させるかが大事であり、この点が、スムーズな進捗につながるのか、今後動きの見えない停滞につながるのかの鍵となるものかと思えます。

3点目の文化会館駐車場については、区画整理事業の減歩分には及びませんが、以前駐車場の中にあった民地を昨年買収してアスファルト舗装もなされていたために、それを考慮すれば、そこまで極端に狭くなることはないと思っておりました。多少の減歩はあっても、危惧しているような県道沿線から駐車場がなくなることはないということで分かりました。

2回目の質問なのですが、2点目の中で、事前の説明を丁寧に行うとともに、工事を進める中でも、区画整理事業の目的を果たす範囲内で対応可能な部分是对応するなど、丁寧な対応が必要ではないかと考えているとありました。丁寧な説明、確かに言葉ではオブラートで包まれているように聞こえはいいんですが、要は、考えの押しつけではないかと。そういうふうにも思えます。

いま一度の確認ですが、事前の丁寧な説明と併せて区画整理事業完遂のために、ギブアンドテイクの双方が歩み寄り、痛みに寄り添うしっかりとした交渉をお願いしたいと思えますが、どうでしょうか。

そして、3点目の文化会館の県道沿い駐車場についてですが、もともと民地を買収する前は何台の駐車が可能だったのか、民地を買収して何台になったのか、そして今回の区画整理事業により何台となるのか。また、7月3日の文化会館再開に向けて駐車場83台分を確保する必要があり、文化会館南側隣接地に3か所94台分を確保しているとのことですが、幹線道路沿いではなく、生活道路の中に公共施設の駐車場を造るというのは問題がないのか。また、周辺住民の方々への説明はきちんとなされているのか。どうでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、事前の丁寧な説明と併せ、区画整理事業を進めるための施工者と権利者の双方が歩み寄った交渉の実施につきまして、お答えします。

1回目の答弁で、工事を進める中でも、土地区画整理事業の目的を果たす範囲内で対応可能な部分はしっかりと対応するなど、丁寧な取組が必要であると申し上げました。議員御指摘のしっかりとした交渉はまさにこのことですが、この土地区画整理事業の目的を果たす範囲内での対応可能な部分についての取組を行うためには、指標や基準といったものが必要であると考えております。これらをおろそかにしてしまえば、結果として土地区画整理事業の目標達成に支障が生じたり、個々の対応において格差が生じたり、また、そのことにより権利者や町民の方の御不満や疑念を招いてしまうおそれがあります。

このため、施工者である熊本県では、事業を進めるに当たりまして、学識経験者や権利者からなる土地区画整理審議会を設置し、事前にその審議会に基準や仮換地指定などをお諮りし、運用

されているところです。

もちろん、この区画整理の基準などを金科玉条のごとく振りかざし、少しでもこの基準に該当しないものは聞く耳を持たないということでは、寄り添った交渉にはなりません。権利者の方のお話を十分お聞きし、この基準に沿った範囲で、できる限り権利者の方の御希望に沿うように知恵を絞るという姿勢が何より大切であると考えます。

これからも、熊本県と本町が連携してこの土地区画整理事業を進めていくため、この姿勢をいま一度肝に銘じますとともに、熊本県に対しても、これを機会に、いま一度この基本姿勢について確認してまいります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1回目の御質問の3点目の2回目、民地買収前及び買収後の駐車可能台数と区画整理事業により駐車可能となる台数、そして生活道路の中に公共施設駐車場を造る上での問題及び周辺住民の方々への説明について、お答えいたします。

土地区画整理事業以前の文化会館の駐車可能台数は、県道沿いで85台、木山交差点のところは34台、公民館きやま座裏が16台の合わせまして合計135台でありました。なお、大規模イベントの際は、役場庁舎駐車場の一部も使用しておりました。

今回、文化会館南側の駐車場には、先ほど申し上げましたとおり、94台の駐車が可能となります。また、区画整理事業による文化会館駐車場につきましては、現段階で見込みではございますが、駐車可能台数は県道沿いに約50台分、県道の北側にも新規に約45台分が新設される予定でございます。文化会館南側の駐車場と合わせますと、合計約189台分が整備される予定です。

また、今後、4車線化された県道を横断するために、横断歩道や信号機の設置等につきまして、関係機関との協議を行い、利用者が文化会館へ安心・安全に来館できるような動線の確保を行ってまいりたいと思います。

次に、生活道路の中に公共施設駐車場を設けることへの問題ですが、文化会館敷地が土地区画整理事業の減歩により減少する当初の面積を確保するため、土地開発公社により買取りを行い、敷地周辺の既存の駐車場と合わせまして、文化会館周辺に駐車場用地として計画しているところでございます。

なお、南側駐車場につきましては、横町線からの進入になりますために、議員御指摘のとおり住宅地内を通行することになりますので、駐車場の利用に際しましては、イベント主催者や運営者に対しまして、警備員や交通指導員の配置を徹底させることにより安全管理の指導を行ってまいりたいと考えます。また、今後駐車場として地域の生活道路を利用させていただくこととなりますので、地元である上町の皆様に対しましても、復興整備課より駐車場設置に係る説明を行い、御意見や御要望もいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 2回目の答弁ありがとうございました。

そうですね、分かりました。2点目については、答弁にありますように、基準等を金科玉条のように振りかざしては進むものも進んでいきません。権利者の方々との十分な対話と基準を考慮

しながら、できるだけ権利者の方々の希望に沿うよう、知恵を絞っていただきたい、また、そういった姿勢で臨んでいただきたい、そう思います。

この木山地区の区画整理事業は、施工を県にお願いしたことから、事業主体のほうは熊本県ですが、町は町民の方々と合意形成など主体的に取り組むこととなっております。もともと机上で考えられておられたような丁寧な進め方であったならば、住民の方々からこのような声も上がらなかったでしょうし、また、私が質問することもなかったと思います。

現在の進捗率は仮換地指定完了で59%です。施工期間10年間のうち3年間で過ぎた時点で、進捗率のみを見ればスムーズのように見えますが、問題が少なく進みやすいところが進められてきたと考えれば、本当に大変になってくるのはまさにこれからかと思えます。いま一度、基本姿勢に立ち返り、相互に確認し、町のほうも内容や状況の把握など、積極的に連携を図ってよりよく進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

そして、3点目ですが、一番気がかりな沿道沿い駐車場ですが、もともとは85台分で、きやま座裏、こういったところを含めて全体で135台分だったわけですね。見込みとして、区画整理と4車線化により、今後は元の沿道沿い駐車場が50台分、そして県道反対側に45台分が新設されると。南側の駐車場と合わせれば189台分になるということですね。県道沿線から駐車場はなくなるということ、分かりました。

ただ、答弁にありましたように、4車線反対側の駐車場については、文化会館へ横断するためには信号機及び横断歩道の設置が必須ですので、関係機関としっかりと協議をしていただきたいと思えます。

また、南側の生活道路内の駐車場ですが、イベント開催時の安全管理の徹底はもちろんですが、地元住民の方々とは説明等併せ意見交換や要望等の聞入れをしているということですね。後々問題が発生しないように、地元の意見や要望等を尊重して整備を行っていただきたいと思えます。

3回目の質問ですが、南側駐車場については、位置関係上、かなり高低差があり階段等が考えられるかと思えます。そのアプローチは高齢者の方々をはじめとし、弱者の方々へ優しい配慮がなされたものなのでしょうか。どうなのでしょうか。3回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 一つ目の御質問の3点目の3回目、南側駐車場に係る高齢者の方々への配慮等についてお答えします。

議員御指摘のとおり、南側駐車場から町文化会館へのアクセスは階段によるものとなっておりますが、今回の益城町文化会館災害復旧工事に伴いまして、階段形状を高齢者の方々でも行き来のしやすい勾配の緩やかなものに改良し、より安全性を高める工夫を行っているところであります。また、新規に設定される予定の3か所の南側駐車場のうち、1か所は駐車場から階段途中の踊り場へ直接通行することができるような工夫をするなど、利用者の階段を上るときの負担をできるだけ軽減できるように取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。アプローチについては、あくまで弱者に優しいものにし

ていただきますよう、そして生活道路内での駐車場設置でもありますので、周辺住民の方々への意見交換等、理解の上で整備していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問の益城町小中学校の不登校児童生徒の状況について質問させていただきます。平成30年12月、そして令和元年6月にも状況と対策ということで質問させていただきました。今回、確認の意味で質問させていただきます。

以前質問した際、この状況を打破するため、今年度より地域おこし協力隊を活用するとともに、熊本大学、NPOカタリバ、教育委員会の三者協定を締結し、不登校の適応指導を含め教育支援全般の取組を始めているということでした。

本来であれば順調に進んでいるものだと思いますが、昨年度初めから猛威を振るうコロナ感染症の感染拡大防止対策等もあり、通常の生活が脅かされているような現在、なかなか計画どおりに進めるには難しい面があるのかもしれない。

しかし、コロナ禍による各種行事や活動の自粛、そして行動の制約などが、コミュニケーションの減少など人間関係の希薄化に影響を与えているのではないかと非常に気になります。このような中、特に不登校児童生徒がどのような状況にあるのか、取り残されたりはしていないのか、非常に心配するところです。

今年度、地域学校協働活動関係ということで、不登校児童生徒支援員2名が会計年度任用職員として募集されていることから、その対策に取り組まれているものと思います。

そこで、3点伺います。

1点目は、この3年間ほどの不登校児童生徒の推移はどうでしょうか。

2点目、今年度の不登校児童生徒の状況、もしくはその傾向のある児童生徒の状況はどうでしょうか。

そして3点目は、その対策状況はどうなっておりますでしょうか。

以上3点、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 3番上村議員の二つ目の御質問の1点目、ここ3年の不登校児童生徒の推移について、まずお答えいたします。

年間を通して30日以上欠席のある児童生徒のことを、いわゆる不登校児童生徒と申します。平成30年度は小学生10人、中学生25人、計35人、令和元年度は小学生10人、中学生35人、計45人、そして令和2年度は小学生16人、中学生45人、計61人です。この推移からも分かりますように、本町での不登校児童生徒数は年々増加している状況であります。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による長期休校等の影響もありまして、町内の不登校児童生徒数も増加したものと考えております。

次に、御質問の2点目、本年度の不登校児童生徒数の状況、もしくはその傾向にある児童生徒の状況についてお答えします。

本年度、町内小中学校における不登校児童生徒数は5月末現在で、小学生はおりません、ゼロです。中学生6人、合計の6人です。また、欠席累計が10日以上の不登校傾向の児童生徒

数は、小学生11人、中学生21人、計32人でございます。なお、適応指導教室に5月末時点で通っている児童生徒は、小学生1人、中学生4人、計5人という状況になっております。

最後に、御質問の3点目、不登校児童生徒への対策状況についてお答えします。

町教育委員会では、不登校児童生徒が増加傾向であることを踏まえまして、町で設置しております適応指導教室の拡充に力を入れておるところでございます。具体的に申しますと、これまで町の適応指導教室は交流情報センター内のフレンドネット1か所でしたが、今年度から、惣領にこがみ舎を新たに増設し、2か所にしております。それから、適応指導教室支援員も、令和元年度は1名でしたが、令和2年度に3名、令和3年度に5名へと年々増員してきておりまして、学校復帰を目指しました不登校児童生徒に対する指導が丁寧に実施できるような体制を整えてきているところでございます。

また、中学校区ごとに各小中学校の養護教諭等が集まりまして、不登校支援部会を定期的開催しております。その部会では、不登校児童生徒の情報交換や具体的支援の検討を行っておりまして、昨年度導入しました児童生徒1人1台のタブレットを活用しました学習の在り方等についても、検討しているところでございます。

さらに、本年6月から、町内にあります児童心理治療施設、L E Cセンターと申しますが、L E Cセンターの協力を得まして、公認心理士を適応指導教室に無償で派遣していただくことになりました。このことにより、不登校児童生徒やその保護者の方の悩み相談への総合的・専門的対応が期待できるものと考えております。

教育委員会としましては、今後とも、不登校児童生徒やその保護者の思いをしっかりと受け止めまして、不登校児童生徒が少しでも早く学校に復帰できるよう、適切に支援をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

まず、1点目のここ3年間の推移を見ると、平成30年度35人、合計人数でですね。それと元年度が45人、2年度が61人ですので、平成30年度から令和元年度へは10名の増加、そして令和元年度から令和2年度へは16名の増加、増加傾向にあること、特に昨年度は、答弁にありましたようにコロナ感染症の長期休校等の影響が出ているということですね。

2点目の今年度現時点での状況については、不登校という言葉の定義があり、年度初めに近い現在、正確な数の把握は難しいと思います。ただ、傾向としてはおおむね把握できるのかなと思っております。5月末時点での不登校は小学生ゼロ、中学生6名、そして、不登校傾向が小学生11名、中学生21名の32名ということですね。以前伺ったときは、適応指導教室には相談件数はあっているようでしたが、実数としては以前は1名だったかと記憶しています。現在5名の方が通われているということで、努力されていらっしゃるということが分かりました。

3点目の対策状況については、1か所だった適応指導教室を今年度から増設し、2か所に対応していくということ、そして、その指導に当たる支援員の方も、これまでの経過として2名ずつの増員、今年度からは5名で対応していくということですね。年々不登校児童生徒は増加傾向

にあることが心配されますが、その対策においては非常に力を入れられていただいているということで、この問題がこれだけ重要なことだと認識されているということが理解できました。

また、定期的な支援部会での情報交換や具体的支援の検討などと併せ、本年6月からは、町内のL E Cセンターの協力による総合的・専門的な悩み相談も応じることができるとのことでもありますので、期待しております。

この不登校問題は、非常にデリケートな問題ですが、まず、このような状態に陥る前に気づいてあげることが重要でもあります。そのためには、現在その状態に陥っている児童生徒がどのような原因でそうなったのかを知り、またそれを基に今後の指導に役立て、不登校に陥る前に対処することが求められてきます。学校においても、コロナ感染拡大防止対策等いろんな制限や対処を迫られる中、人同士の交流機会が少なくなることで、人間関係の希薄化によるコミュニケーション能力の低下など、不登校の傾向が強まる要因というものは多くあります。適応指導教室の充実とともに、しっかりとした対策をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、3点目の福原地内の谷川地区布田川断層保存地について質問させていただきます。

この質問も、以前、なかなか整備の進捗が見えてこないこともあって伺った項目でもあります。現在、敷地内に建っていた母屋は解体撤去され、傾いた小屋等については、保存のための倒壊防止の補強等がなされております。ただ、断層露出部分については、保護シートで覆われたままであり、バリケードは設置してありますが、どこでも歩き回れる状態で、当時の画像と併せ説明盤の設置も小さくて分かりにくい場所にあり、見学者が訪れても何がどうなっているのか分かりづらい、そういった状況にあります。

以前質問で伺った際、平成30年度内に地表の地震断層の本格的な整備までの仮保存を実施し、平成31年、令和元年度になりますが、文化庁の補助金を活用し、薬剤による断層保存のための処置が実施できるよう取り組むという、そういうふうになりました。それも、どういう進捗状況にあるのか、今現在全く見えません。

また、肝心の保存地がそのような状態の中にあって、現地駐車場の整備をはじめ、国道や県道には案内板が設置されており、ぽつぽつと見学者の方が見えているようです。何といたしますか、歯車が全くかみ合っていない、そういった印象を受けます。

そこで、4点伺います。

まず1点目が、見学者数など状況は把握をなされているのでしょうか。

2点目、保存の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、こういった保存地を抱える地区には住民の方々に分かるよう、時折、説明も必要ではないでしょうか。

3点目、中には、発災当時の記憶がいつまでもよみがえり見たくない、そういった声もあります。よりよく保存するためには、また見学しやすくするためにも、屋根や囲い等で覆ってはどうか。

そして4点目、以前、震災の遺構案内等に携わるために、産業振興課のほうで語り部やガイド養成も行われました。しかし、震災遺構等については、教育分野でしか所管されていないようで、周りの考えとずれがあるようにも感じます。観光資源としての活用を町としてはどのように考え

ておられるのでしょうか。

以上4点、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 3番上村議員の三つ目の御質問の1点目、布田川断層帯（谷川地区）の見学者数についてお答えします。

この布田川断層帯（谷川地区）は、駐車場が整備され大型バスの乗り入れができるようになり、教育旅行、現場視察、個人旅行等、学習や研修目的のために見学者が現地を訪られています。

昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大予防等の対策によりまして、予定されておりました10校の教育旅行が中止となりましたが、状況を見ながら、8校516名の生徒さんたちが訪れられています。なお、個人旅行等の見学者数の数につきましては、人数を確認できる形とはなっておりませんので、把握できておりません。

次に、三つ目の御質問の2点目、保存の進捗状況、また保存地を抱える地区への説明の必要性についてお答えします。

保存の進捗状況につきましては、令和2年8月に作成しました天然記念物布田川断層帯保存活用計画書に基づき、今年中に谷川地区と杉堂・堂園地区を合わせまして、整備基本計画を策定する予定であります。計画策定後は、速やかに保存整備を行う予定でありまして、町総合計画等との整合性を図りながら取り組んでまいりたいと考えます。また、議員御指摘のとおり、整備基本計画の策定に当たりましては、地元からの御理解と御協力をいただく必要があることから、有識者や地元代表である行政区嘱託員の方々にも整備基本計画の策定協議に参加いただき、地元としての御意見や御要望をお聞きしているところでございます。

次に、三つ目の御質問の3点目、発災当時の記憶のよみがえりを防ぎ、よりよく保存し、見学しやすくするために、屋根や囲い等の設置についてお答えします。

布田川断層帯は、平成28年熊本地震の被災状況を表す震災遺構であるとともに、日本列島の成り立ちを示す自然現象として、非常に貴重なものであります。そのため、学習や体験ができるようなガイダンス施設の設置が求められているところです。

布田川断層帯の特徴であるV字型に表出した地震断層は、これまで薬剤による保存処理を行っておりますが、風雨にさらされると劣化や風化の速度が速まるため、現在、やむなく保護シートで応急的な保存をしているところでございます。そのため、見学者への断層面の常時公開ができない状況となっております。

議員御指摘のとおり、布田川断層帯の地震断層に覆屋等を設置できれば、地震断層の見学が可能になり、見学者にも平成28年熊本地震を視覚的にも体感でき、熊本地震そのものに触れることができるようになると考えられます。今後、町としましては、教育旅行や個人旅行等の見学者のニーズに応えるためにも、覆屋などによる保存施設やガイダンス施設について、規模や内容等を検討し整備してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の三つ目の御質問の4点目、谷川地区の布田川断層の観光

資源としての活用につきましてお答えします。

谷川地区を含め町内3か所に大きく露出した地表地震断層は、その学術的な価値が認められ、平成30年2月に国の天然記念物に指定をされております。これら断層を文化財として適切に保護・調査研究するだけでなく、新たな観光資源として地域振興に生かしていくことが重要だと考えております。

平成31年には、これら断層を含む益城町の震災遺構などを活用し、熊本地震の経験や教訓を継承していくことを目的として、住民有志による益城町語り部の会が発足し、教育旅行の受入れなどを行っていただいております。また、熊本県が進める回廊型震災ミュージアムにも位置づけられており、各地の震災遺構とつながることで、交流人口の拡大が期待されるところです。

コロナ禍により県内外の移動が大幅に制限され、従前と同様の形で本町に御来訪いただくのは難しい状況ですが、断層をはじめとして、四賢婦人記念館、ONE PIECEサンジ像などの観光スポット、あるいは木山初市やお法使祭などの催し、さらには四季折々の風景といったものも含めて、本町の魅力的な観光資源を掘り起こし磨き上げ、それぞれを連携させ、町内外に発信することで、観光によるにぎわいづくりにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

まず1点目については、昨年度、教育旅行として18校が予定されていたと。コロナ感染症の影響で、そのうち8校516名が来訪されているということですね。教育旅行ということもあって、かなりの数の方が来訪されていたんだなど、少しびっくりしました。また、個人の来訪については、人数確認のためのすべがないということで、分かりました。

2点目の保存の進捗と地元への説明については、答弁にありました天然記念物布田川断層保存活用計画書に基づいて、今年度中に整備基本計画を策定するということですね。思うことは、机上の計画ばかりが時間がかかって、現地の状況が一向に変わらないままであるというのに対して、片や現地への見学等を促すような駐車場の整備や案内看板の設置がどんどん進んでいて、そのちぐはぐ感というものが非常に気になっておりました。また、断層保存地の周りの方々は、トイレの貸借があったり、見学者の方々と話す機会も多くあるようですが、聞かれても状況は全く分からないと、それがどうなっていくのかまた不安でもあるということで心配されていたために、伺わせていただきました。整備基本計画の策定に当たっては、地元区長さんにも参加していただいているということで分かりました。

3点目の屋根や囲いについてですが、平成29年6月議会でも提案していたんですが、保存状態をいい形で維持し、なおかつ見学しやすくなりますし、近隣住民の方々に地震のトラウマをいつまでも視覚的に影響させることもなくなると思います。答弁に覆屋などによる保存施設やガイダンス施設について規模や内容を検討し整備していきたいとありましたが、防災や研究に活用される学術分野においても、また観光分野においても、必要なものだと思います。ぜひとも、よろしくをお願いします。

4点目の観光資源としての活用を町としてどう考えているかについては、断層遺構を含めた観光スポットや伝統的祭り等の催し、四季折々の風景等を一体的に町内外に発信し、観光によるにぎわいづくりにつなげるということで、分かりました。断層遺構については、進まぬ断層遺構の現地現況に対して、現地駐車場の整備や、先ほど申しましたように、そのアンバランス感が非常に気になっておりました。そういったものが縦割り行政の特徴なのかなとも思いましたが、文化財として適切に保護・調査するだけでなく、新たな観光資源として地域振興に生かしていくことが重要だと考えるという言葉をいただきましたので、教育分野、観光分野連携した、ここが一番重要ですが、連携した観光スポットの磨き上げを切にお願いいたします。

2回目の質問ですが、1点目の来場者の把握について、ここに限ったことではなく、以前質問した飯田山自然公園等の来訪者数もそうですが、カウンターボックスを設置してはどうかと思います。最近よく自然公園や山等で見かけるようになりましたが、来訪者数等を把握するためにはよい考えだと思いました。来場者の数が把握できれば、おのずと次に必要な行動・対策等も浮かびやすくなると思いますが、どうでしょうか。

2点目の進捗状況については、いろんな手続や補助金取得のための計画策定など粛々と進んでいるものと思いますが、非常にもどかしく思います。震災遺構も観光資源として考え、交流人口の拡大、ひいては町の経済効果に生かすためには、スピード感がとても重要です。できるだけ速やかに進めていただきたい、そう思います。

そして、現地の説明看板もあるということですが、確かにあるんですが、非常に分かりにくいです、小さくて。現在、個人的に来場されている方々がよくいらっしゃいますが、保存が完了したらまた訪れたいと思わせるような説明、案内看板の設置を分かりやすい場所をお願いしたいと思います。

また、地元区長さんも参加して協議が行われているということですが、地元の共有財産であるということ認識してもらうためには、たまには地元住民の方々への状況説明をお願いします。

3点目の覆屋については、保存施設やガイダンス施設について、規模や内容を検討し整備していきたいとのことですが、具体的な検討内容があればお願いします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 三つ目の御質問の2回目の1点目、個人旅行等の見学者数の把握についてお答えします。

議員御提案のとおり、個人旅行等の見学者数の把握につきましては、カウンターの設置等も含めまして、見学者数の把握の方法を今後検討してまいりたいと考えます。

次に、御質問の2回目の2点目、説明案内板の分かりやすい場所への設置及び地元の共有財産であるということ認識いただくための地元住民の方への状況説明について、お答えします。

現在、現地に説明板2基を設置しまして、見学者への説明を行っております。説明板には、元所有者や震災直後から調査に当たっておられました広島大学より提供いただいた写真等を掲載しているところでございます。

今後は、議員御提案のとおり、来場者の様子を見ながら、説明板やガイダンスの内容、設置場所を随時更新してまいりたいと考えます。また、谷川地区の震災遺構の整備状況等につきましても、地元住民の方々に御理解と御協力が得られますよう説明してまいりたいと思います。

次に、三つ目の御質問の2回目の3点目、覆屋などによる保存施設やガイダンス施設の具体的な検討計画についてお答えします。

現在、保存環境と見学環境の向上のため、覆屋の設置を前提に、その規模や仕様について外部有識者の方々や地元関係者を交えて協議しているところでございます。具体的な図面等はまだ現在作成中でございますが、断層の直上にあり被災したまま残る納屋やV字状に伸びる二つの断層を見学する際に、見学者が見やすいような覆屋の配置を検討しているところでございます。ガイダンス施設等につきましては、現在の駐車場の規模に見合ったものを想定しておりまして、訪れた方が熊本地震の様相を体感していただけるような施設にまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。上村議員、残り1分。

○3番（上村幸輝君） はい。分かりました。

来訪状況等の数を把握するという事は、次に行動を考えるためには非常に大事なことで、よろしく願いいたします。また、地元住民の方々から気持ちよく来訪を受け入れてもらうためにも、区長さんだけでなく地元地区の方々との顔の見える説明と併せ、保存及び施設等完成後にまた来ていただけるような保存環境や見学環境の向上など、おのずと再訪したくなるような整備をよろしく願いいたします。

四つ目に質問を予定しておりましたコロナワクチン接種について、これについては、先ほど同僚議員からの説明もありましたので、割愛させていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、下田利久雄議員の質問を許します。

4番下田利久雄議員。

○4番（下田利久雄君） こんにちは。4番下田です。

今回、久々に一般質問をさせていただきます。今年は例年より梅雨入りが早く、田植の準備がなかなか進まず、私としても、この時期に一般質問をするのはどうかというところもありますが、どうしても気になることがありますので、今後の議員活動に影響するかもしれないと思う事項について、一般質問させていただくことにしました。

質問は二つです。一つ目は、さきの5月13日の臨時議会で審議され明確になった本庁舎周辺工事で搬出された土砂の処分についてと、二つ目は、廃止された畜産団地跡地の活用についてであります。

では、質問席に移ります。

では早速、1番目の質問に入らせていただきます。

本質問は、既に皆さんも御承知のことと思いますが、さきの臨時議会で議案として審議され、工事請負契約の変更に絡む問題で、臨時議会では、工事請負契約約2,000万円の追加修正をすることが賛成多数で可決されました。

今回、問題としているところは、追加修正した点ではなく、この公共事業に現職の議員が関わっているという点で問題にしたいと思います。もう少し詳しく言いますと、本庁舎周辺工事で発生した土砂約2万6,740立方メートル中1万7,313立方メートル、10トンダンプ1,700台分相当を議員の所有する土地、全体の9割以上が議員の所有であります、そこへ無料で輸送処分したということ、処分費として1立方当たり600円の支払いを受けたということ、さらにこの事実について、議会への報告、町民へ知らせることもしなかったことで、多くの町民へ大きな不信感を与えてしまったと思います。

私は議員の1人として、今後、議員としての在り方を考える上からも、まず、以下の3点について伺いたいと思います。

1点目は、令和2年11月13日に町長と議員、もう1人の地権者で取り交わされた、益城町庁舎建設事業における建設発生土の受入れに関する覚書で明らかになったように、庁舎周辺工事で発生する土砂の処分先を議員の所有する土地に決められた経緯について教えてほしいと思います。

2点目は、11月中旬に土砂の処理先を議員の土地に決定したにもかかわらず、なぜ12月議会時や町民への広報をしなかったのかについて伺います。

3点目は、今回の公共事業の土砂処分について、町として反省改善すべき事項はないのか。

以上3点について、まず伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番下田議員の一つ目の御質問の1点目、本庁舎周辺工事で発生した土砂の処分先を議員の所有する土地に決めた経緯についてお答えします。

公共工事における土砂処分先、いわゆる処分場の選定方法は、当初設計におきまして、任意の処分場として場所は特定せず、運搬距離のみを設定して、工事発注後に受注者と発注者との協議により具体的な処分場の場所を決定する方法や、当初設計段階におきまして、適切な処分場がある場合には設計書の中で処分場を指定するなど、様々な方法があります。

御質問の工事では、予算編成段階では任意の処分場として運搬距離のみを設定して、工事発注後に受注者と発注者との協議により具体的な処分場を決定するという方法を採用し、運搬距離を40キロとしていたところです。

しかし、予算編成時から当初設計書を作成するまでの間に、当初予算で設定しました40キロよりも近距離であります約10キロの距離にある処分場が見つかりました。このことにより、予算編

成時に想定した経費より大幅に安価になりますことから、当初設計において、この処分場を選定したものです。処分場の土地所有者のお1人に御質問のとおり議員がいらっしゃいますが、処分場を選定するプロセスにおきましては、土地所有者が誰であるかは基本的には重要でなく、適切な処分ができる土地かどうかを踏まえ選定しているところです。

次に、一つ目の御質問の2点目、土砂の処分先を議員の土地と決定したのに、なぜ議会や町民に知らせなかったのかについてお答えします。

1点目の御質問でお答えしましたとおり、今回の処分場につきましては、予算編成時に想定しました経費より安価になることから選定したものです。また、これも先ほどの繰り返しになりますが、処分場を選定するプロセスにおきましては、土地所有者が誰であるかは基本的には重要ではなく、適切な処分ができる土地かどうかを踏まえ選定を行っているところです。

そのため、その他の工事と同様に、御質問の工事におきましても、処分場選定の経緯や処分先について議会や町民に特にお知らせする必要はないと考えているところです。

最後に、一つ目の御質問の3点目、今回の公共工事の土砂処分について、町として反省改善する事項はあると思うかについてお答えします。

今回の工事における土砂処分場の選定は、適切な手続に基づいて行ったものと認識しております。また、土砂処分開始の遅れにより、一部の土砂をより遠方の処分場へ搬出しなければならなくなったことにつきましても、関係機関との対応などを丁寧に行ったことによるもので、必要な対応であったと考えております。

しかしながら、これは、どのような工事においても同じですが、関係機関や受注者との協議の進め方や対応、その他工事全般において、改善する点がなかったかを常に振り返り、改善すべき点は今後の工事に生かし、より適切な公共工事の実施に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） ただいまの答弁ありがとうございました。

安くなったからよかったということでございますが、まず1点目で、土砂の処分先として議員所有の土地に決めた経緯についてはる説明がありましたが、私たち議員を含め町の行政に携わる者は、常に町民から疑念を持たれないように公明潔白な行動を要求されると思います。ましてや町が行う公共工事について、町民から疑念を持たれるおそれがあるため、基本的に関係すべきではないと私は考えております。やむを得ず、どうしても公共事業に関わらなければならない場合は、当然、議会の承認を得ることと町民にホームページ等を使って公表することは、我々議員の守る最低限のルールと思っております。

ところで、今回、議員所有の土地の処分について、事実はたまたま臨時議会で工事請負契約変更の議案で提出されたことで気づくことになりましたが、もし議案が提出されなければ、多分我々は気づくことはなかったと思います。

そこで、質問ですが、これまで町の公共事業に町職員や議員等が関わる状態で、町の公共工事が行われたことはないのか。

次に、質問の2点目で、土砂の処分先を議員所有の土地に決めたのに、なぜ議会や町民に知らせなかったのかについて、知らせる必要がないというような答弁でございましたが、公職の議員の場合は議会ですべていいんじゃないかと、個人情報には当たらないんじゃないかと思っております。

ある町民から、もし今回の砂利の処分を自分で行うとすれば、砂利購入費として10トンダンプ1台当たり1万円、移送費が3,000円から5,000円必要で、1台分の費用は1万3,000円以上かかり、約1,700台分を搬入したとすれば約2,200万円、さらに土砂処分費1台6,000円として、総計で少なく見積もっても3,000万以上はかかり、土地の価格は多分数倍になると思うと言われておりました。

このような町民の声はともかくとして、先ほども述べましたように、我々議員はもちろんのこと、町職員も町民から疑念の目で見られることがあっては絶対に駄目だと思います。

そこで、再度質問します。本件を議会や町民に公表しなかったのは、町民に知られると批判が出る恐れられたからではないですか。再度、答弁をお願いいたします。

3点目の今回の公共工事の土砂処分について、町として反省改善すべき点については、反省するは反省するというところでございましたが、公務員の倫理規定に沿ってやってもらいたいと思います。町職員は熊本地震からの復旧・復興を一生懸命行っているのに、このような事案により、町民の皆さんから職員の皆さんを見る目が大きく変化するのは、残念だし我慢できないことです。どうぞ今回の教訓を今後の町政に生かすよう、よろしくをお願いいたします。

そこで、2回目の質問は2点です。

まず1点目は、これまで町の公共事業でも今回のような議員や職員が関わることはあったのではないかと、分かる範囲でお答えください。

2点目は、再度確認ですが、今回、議会や町民へ公表しなかったのは、町民に知れると批判が出ると思われたからではありませんか。

以上2点について、答弁をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番下田議員の2回目にお答えします。

まず、議員や職員にこのようなことが以前なかったかあったかという形なんですけど、私の中では、それは覚えておりません。ちょっと承知はしておりません。なかったと思います。

それと、事前に議会や町民に知らせる必要がなかったかというお話ですが、今回の土砂処分場の選定は適切に対応していると私は考えております。議員が関係する場合、これは事前に議会や町民にお知らせすべきではということで御指摘がありますが、これは、議員に関係することは様々なことがあります。こちらについて、執行部において、一律にそのようなルールを決めて議会のことを決めることは必ずしも私は適切ではないということで考えております。基本的には、議員、いわゆる議会が関係することにつきましては、議会側でよく議論いただく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 町長、教える必要はないというような発言でございましたが、11月に覚書を締結されておりますので、12月の議会あたりでは報告してもよかったんじゃないかと思っております。町長から2回目の答弁をいただきまして、ありがとうございます。私も、今回の問題では、議員として自覚ある行動を取らなければいけないという気持ちにされましたし、そういうことがあったんだというのを知った人もそう思われたのではないかと思います。この問題はこれくらいにして、ぜひ、いろいろこのようなことで町民が懸念を持たれないようお願いして、次に質問に移ります。

2番目の質問は、内容はがらりと変えて、皆様御存じのことと思いますが、中尾部落の上にある元益城町畜産団地の跡地について質問です。

この元畜産団地の跡地は、船野山東側でやや高い場所に位置し、広さも1町3反ほどあり、当然見晴らしがよく益城町町内を一望にし、さらに熊本市内や熊本空港も望めるすばらしいところにあります。残念ながら、今の跡地は全く活用されておらず、もったいない状況です。

そこで、質問ですが、今後、町としてこの畜産団地跡地をどのようにしていきたいと考えられているのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番下田議員の二つ目の御質問、廃止された畜産団地跡地の活用についてお答えします。

本町は、令和元年4月より、地元議員と周辺地区の区長の皆様による益城町畜産団地の跡地を考える会との意見交換会を実施してまいりました。考える会では、四季桜を植栽し自然公園とする案などについて、地元意見として取りまとめるため協議を続けてこられましたが、維持管理費用、管理に要する人材確保などに課題があり、本町への提案を断念されたという経緯があります。

議員御指摘のとおり、畜産団地跡地は本町内でも展望のよい環境にあります。そのため、現在、跡地活用につきまして、熊本大学ましきラボなどに御協力をいただきながら、検討を進めているところです。

今後、御提案いただいたアイデアの効果や実現性を検証し、また周辺地域の皆様の意見も確認しながら、畜産団地跡地の有効活用について、様々な方法を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございます。

今、キャンプが非常にはやっておりますので、キャンプ場をつくってはいかがですかね、あの辺に。4車線もできますし、益城町が通過の町にならないように、あの辺に何か、町としても施設を一つぐらい造ってもらったら非常に助かると思いますが。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番下田議員の2回目の御質問にお答えします。

あの場所については、1週間ほど前に現場に出向いて、かなり広い土地でありました。そして、熊本空港からもマミコウロードを使うと15分ぐらいで行くような位置にもありますので、今、う

ちの職員の中にも1人キャンプをやってる職員もおります。ただ、潮井公園辺りにもキャンプ場とか、1人キャンプができないかということで、今いろいろ提案も出ておりますので、そこ辺りも絡めて、あとは水の問題だったりとか、そこ辺りを考えながら。眺めはとていいです。すごい眺めがありますので、そこ辺りを生かせる方法、これは、いろいろ若い世代の方たちの、私たちにはないような発想もいただきながら、また考えていきたいと思っておりますので、どうぞ、議員御協力をよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） ありがとうございます。

早いですが、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

次に、坂田みはる議員の質問を許します。

17番坂田みはる議員。

○17番（坂田みはる君） 皆様、こんにちは。17番坂田みはるでございます。

今回の一般質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

さて、唐突ではございますが、これから私が申し上げることは、ここにおいでの方のほとんどの方はこれまでにいろいろな場面で耳にされたり、あるいは御自身を語る中で1度や2度は使われたこともあるかと思えます。「吾、十有五にして学に志す。三十にして立つ。四十にして惑わず。五十にして天命を知る。六十にして耳順う。七十にして心の欲する所に従いて矩を踰えず」と。私は15歳で学問を志し、30歳で思想も見識も確立した。40歳で心の惑いもなくなり、50歳で天から与えられた使命を自覚した。60歳で何を聞いても耳に逆らうことがなくなり、70歳になると、自分の思うままに振る舞っても、その行動が人の道から外れることはなかったと。孔子が晩年人生を振り返った言葉とされております。

私も61となったからでしょうか。読んでおまして、とても心が穏やかになり、論語から伝えられる思いなど、不思議とすんなりと耳に入るような気がいたしました。それはそれといたしまして、今回は、この論語を義務教育の一環としてぜひ取り入れてほしいと切望される町民の方の思いに共感し、大変難しい教育に関する質問とさせていただきます。町長、教育長、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移ります。よろしくお願いいたします。

それでは、義務教育の一環として、今後、論語を教材とされるお考えはあるのかについてから、3点をお伺いしたいと思います。

既に、西村町長、酒井教育長御承知のことかとは思いますが、約2500年前、紀元前552年、古代中国で誕生した孔子は学問で身を立てることを志し、後に、思想家、教育家として多くの人に尊敬され、3,000人とも言われる弟子の教育に力を注ぎました。その孔子の死後、弟子たちによって孔子の言葉や行いをまとめた論語がつくられ、全編20編、全部で1万3,000字余りの本であるといえます。論語は、聖徳太子の時代に中国から日本に伝えられたと言われ、西暦604年に制定されました十七条憲法にも論語が生かされており、また儒学として学問となり、江戸時代、広

く武士や庶民の中にも論語が普及したとされております。

孔子の思想には、「仁」という人を思いやる気持ち、「義」、人間としての正しい道筋、「礼」、ほかの人に敬意を示す作法、「智」、物事を判断する働き、洞察力、「信」、約束を守る、信頼関係、この五つの大切な徳、「五常の徳」があり、このほかにも、「勇」、決断力、「謙」、つつましく控え目、謙虚、「忠」、真心、「寛」、心が広く人の過ちを受け入れる、寛容といった自分を律する倫理性・道徳心を持たなければならないということを説いています。

江戸時代の寺子屋で子どもが最初に学ぶ本として論語が使われ、明治時代には資本主義の父ともいわれた渋沢栄一氏、論語の愛読者であったといえます。そして、何より忘れてはならない益城町の偉人、矢嶋家の人々、竹崎順子さん、徳富久子さん、横井つせ子さん、矢嶋楯子さん、近代日本における女性教育に力を注がれた皆様、そして台湾で教師となった大甲の聖人とまで呼ばれた志賀哲太郎氏、この方々も教育の大切さを説いて回られたといい、哲太郎氏御自身が小さい頃に学んだ儒教の四書五経を生かされたとあります。益城町の偉人にとっても、孔子の教えが教師としてその職責をより深く追求する原動力にもなったのかなと思うところです。

そこで、西村町長と酒井教育長それぞれに、論語についてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に2点目では、教育長にお伺いいたします。既に論語の素読や音読を教育の一環として実施されている自治体もあるとお聞きします。そのような情報を基に、町として取り組めることはないのかをお伺いいたします。

最後に、芦北町教育委員会や宇城市教育委員会が編集・発行されました論語教材を御覧になって、どのようなお考えを持たれたのかをお伺いしたいと思います。

まずは、1回目の質問、以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番坂田議員の一つ目の御質問の1点目、論語についての町長や教育長の考えを伺うについてお答えします。

中国の思想家、孔子の教えを後に弟子たちが書き残したとされる論語は、紀元前5世紀頃に書かれ、西暦390年頃、漢字や仏教とともに日本に伝わりました。当時、聖徳太子や空海なども学んでいたと言われております。また、江戸時代には、幕府の奨励により寺子屋で学ばれ、広く庶民にも浸透していたようです。

皆さん御存知のように、論語には人の生きる道や考え方が多く書かれており、現代でも、日本人の道徳観や倫理観と深く関わりのあるものとして語り継がれ、広く学ばれております。論語には、急速に変化する時代の流れの中で日本人の心に息づく、人として持ち続けたい普遍的な精神、すなわち思いやりの心、正義、礼儀、物事を正しく判断する知恵、信頼される誠実さが書かれており、人が生きていく上での基本的な考え方として非常に大切なものであると考えております。

また、近年の急激な社会情勢の変化や人間関係の希薄化が加速する中において、論語の教えを学び生かせる場面が多々あるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 17番坂田議員の一つ目の御質問の1点目、論語についての町長や教育

長の考えについてお答えします。

論語は、今、町長からもありましたし、議員もおっしゃったとおり、古代中国の思想家である孔子の教えを弟子たちがまとめた名言集であり、人としての生きる道や道徳性など、現代の我々にも生かせる内容が多く含まれております。先ほど議員もおっしゃいましたように、現在NHKで放映中の大河ドラマの主人公であります渋沢栄一が、人生のバイブルとしたことでも知られております。

人と人がつながり心豊かな生活を送るためには、規範意識や人間関係の構築力の醸成など大切なことがたくさんあります。論語には、良好な人間関係の築き方や、年長者、同輩、年少者とどう関わっていけばいいのかという知恵やヒントが集約されております。また、自分がよければそれでよいというものではなく、社会全体がよくなることが大切であることも書かれております。

教育委員会としましては、日々の学校教育活動の中で、この論語にある教えを生かすとともに、道徳科の授業とも関連づけながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に取り組んでまいりたいと考えます。

次に、一つ目の御質問の2点目、既に論語の素読や音読を教育の一環として実施されている自治体の情報があるが、本町として取り組めることについてお答えいたします。

皆さん御案内のように、素読とは、文字をそのまま声に出して読む方法のことで、意味は分からなくとも暗唱を前提として学んでいく、江戸時代の寺子屋で用いられた方法です。また、音読とは、内容を理解しながら声に出して学んでいく方法です。確かに、それらの手法を用いながら、論語を発達段階に応じて教育活動に生かそうとする自治体の動きがあることも承知しておるところでございます。

町教育委員会としましては、現在、新型コロナウイルス感染症下におきまして、本来の教育課程の授業時数の確保や教科書内容の定着を最優先としておりますため、今のところ、論語教育に取り組むことは厳しい状況であると考えます。繰り返しになりますが、日々の学校教育活動の中で、この論語にある教えを生かすとともに、道徳教育等で関連づけを図りながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に取り組んでまいりたいと考えます。

最後に、一つ目の御質問の3点目、芦北町教育委員会や宇城市教育委員会が編集・発行した論語教材に対する考えについてお答えします。

まず、芦北町教育委員会では、平成23年に論語百選の小中学校編が発行されております。発行の趣旨は、東日本大震災という未曾有の困難に、日本人全体が論語の言葉、仁に目覚め、そして、論語では、人間が人間として生きる正しい道は何か、人の世に思いやりや愛情、いわゆる仁が大切であると強調されています。このような論語の教えを教育活動に生かす目的で作成されておるものと考えます。

また、芦北町内にある学校では、代表の生徒が好きな論語の一説を選択し、全校生徒の前で読上げ、意味を紹介し、全校で読み合わせるということも行われておるところです。

また、宇城市教育委員会では、平成26年に論語・日本語の小中学校編が発行されております。発行の趣旨は、次世代を担う子どもたちの学習の基礎となる言語能力を育み、豊かな感性を育成

するために作成されたものです。宇城市内の学校では朝自習や授業の補助教材として、家庭では自学や親子での素読・音読などに活用されています。

このような事例は、確かに、教育機会を捉えて、児童生徒が論語を唱えたり親しんだりする中で、次第にその意味を理解し人生の指針とすることができるという意味では、有効な方法の一つであると考えます。

今後、教育委員会としましても、心身ともに健全な児童生徒育成のために、この論語にある教えを日々の学校教育活動の中でどのように生かすことができるのか、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 1点目の質問に対しまして、まず、町長ありがとうございました。教育長の御答弁もいただき、誠にありがとうございました。

論語の教えを学び、生かせる場面が多くあるのではないかと考えているという町長のお答え、そしてまた、教育長からは実際に芦北町での論語に触れる子どもたちの授業の様子、そういった様子を詳しくお調べいただき、お伝えくださりまして、ありがとうございました。

論語の中の名言は、私たちの日々の生き方や考え方に知らず知らずでも寄り添ってくれている気がいたします。物事に触れて心が動き、その気持ちが心に刻まれるとき、人は感銘を受けたと言います。形あるものは壊れることもありますが、精神を受け継ぐことの大切さ、心を学ぶといったことは、日常で築けるような環境づくりも本当に大切であるなど思っております。

そこで、町長の御答弁にありました、論語の教えを学び生かせる場面が多々あるのではないかと考えているとのこと、町長としては、どのような場面を想定なさっているのかをお伺いしたいと思っております。

そして、続いて教育長へのお尋ねですが、現在、益城町の道徳科の授業としては、どのような授業内容で進められているのかについて、また、論語にある教えを生かすとともに道徳科の授業に関連づけながらとの御答弁でありましたので、どのような取組方で関連づけ、論語が生かされるとお考えになられたのかについて、お伺いしたいと思っております。

次に、2点目についての教育長からの御答弁につきましてもお尋ねでございます。現在、コロナ禍の中で、本来の教育活動を進めるに当たっても先生方の大変な御努力を要すること、子どもたちもいろいろの制約の中での難しい教育環境で頑張っておられることについては、私も理解をしているつもりでございます。

現在、ICTを活用した教育については、順調に子どもたちに受け入れられ、授業を楽しんで進められているとのことですので、教育の方法としてはステップアップしたということです。次に大切にしていきたいことは、熊本地震のトラウマやコロナ禍での日常のストレスとも向き合いながらも頑張る、益城町の未来を築いていく今の子どもたちの精神の環境づくりにも目を向けていくことは必要だと考えます。

教育長の御答弁では、今のところ論語の教育に取り組むことは厳しい状況とのことではありましたが、今後、コロナウイルス感染症に収束が訪れた後、取組についてのお考えはいかがでしょ

うか。お伺いいたします。

続いて、3点目、芦北町教育委員会発行の論語百選や宇城市教育委員会発行の論語・日本語、小学校編、中学校編について、「同じようにやりましょう、すぐできる」はないと理解はいたしております。宇城市においては、平成26年度から準備に取りかかれ、小学校13校、中学校5校の全学校からお1人ずつの担当者を決められ、プロジェクト会議を開き、テキストに載せる論語を選定し、初版を作成されたとお聞きいたしました。

論語をいち早く義務教育に取り入れた先進地は、佐賀県多久市。そもそも江戸時代から多くの人々に学問への門戸を開いておりました環境があり、論語教育が根づいた歴史のある多久市だということです。平成5年、1993年、論語いろはかるたが作られ、教育効果に着目をした小学校の先生方により手作りの百人一首式論語かるたが作られ、これが基になり、平成13年に、現在の百人一首式論語かるたが誕生したそうです。

宇城市教育委員会では、その多久市への視察、また選定用参考書籍の購入などをし、2年に1回、選定内容の細かい修正をしながら、現在発行の本になっているということです。そしてまた、宇城市教育委員会におきましては、先ほどの佐賀県の多久市と一緒に、この百人一首式論語かるたの大会などにも出ていらっしゃるかと伺っております。子どもたちが論語を身近に感じれることのできる、そういった百人一首だと伺っております。

このように、時間と労力をかけて完成している教材としては、子どもたちにも楽しく論語に親しんでもらえるのではないかと感じましたし、益城町の子どもたちにも一度は手にして論語に触れることでの発見をしてもらえたらなと思うものです。

教育長御自身、手にされまして御覧になられて、その御感想があればお聞かせいただきたいと思っております。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番坂田議員の2回目の御質問にお答えします。

論語についての考えについて、論語の教を学び、生かせる場面とはどのような場面を想定しているのかとの御質問ですが、私にとって、論語の名言の中でも「悪に報いるは正義を以てし、善に報いるには善を以てせよ」という言葉は、悪事には悪事で対応するのではなく正義をもって対応しなさい、善行に対しては善行で応えなさいという意味で、人生を送る上で教訓にし、一方で、「忠言は耳に逆らえども行いに利あり」という言葉は、自分のためを思った心からの忠言は、耳には痛いのですが自分の行いを正し変わるための力になるという意味で、これは仕事を進める上で心しているところであります。

さらに、例を挙げるのであれば、やはり第一に思い浮かぶのは、災害時の状況であります。本町においては、震災前から社会情勢などの変化による人間関係の希薄化が非常に憂慮されておりました。そのような中、5年前、熊本地震という未曾有の大災害を経験いたしました。甚大な被害から被災者の方々の生活再建や復旧・復興の歩みを進めることができたのは、日本全国のボランティア、NPO、自治体職員などの支援のおかげと心から感謝しております。ただ、そこには支

援などに関わっていただいた様々な方々、そして町民の皆様の心に、論語の中にもある思いやりの精神が宿っていたからにはほかありません。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が人と人の距離をさらに遠ざけ、心のつながりは再び薄れていく方向へと戻っております。

私は、論語について深く学んでいるわけではございませんが、孔子の教えの中核は仁、すなわち人を思いやる気持ち、人を愛する心と、礼、すなわち人としての模範的な生き方であると聞き及んでおります。全ての国民が人を思いやる心を持ち、模範的な生き方を常日頃から実践できていれば、災害やコロナ禍などつらく苦しい場面に遭遇しても、共に気遣い助け合いながら、力を合わせて乗り越えていくことができるものと確信をしております。論語に書かれた思いやりなど、人が生きていく上で大切な心の在り方は、災害時のみならず、私の人生や行政運営における様々な場面で生かせるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 2回目の御質問の1点目、学校で実施している道德の現状と論語の関連づけについてお答えします。

現在、各小中学校における道德の授業は、小中学校ともに22の価値項目に基づきまして、各学年で年間35時間の授業が行われています。この道德の授業では、よりよく生きるための基盤となる道德性の育成を目指しておりまして、自分自身に関すること、人との関わりに関すること、集団や社会との関わりに関すること、生命や自然、崇高なものとの関わりに関することの四つの大きな価値分類に分けることができます。論語に含まれる貴重な教えは、さきに述べました道德教育の目指す価値項目と重なる部分が多くありまして、道德の授業に関連づけた取扱いが可能であると考えるところであります。

なお、議員御指摘のとおり、道德が正式な教科となりまして、教科書も現在作成されております。道德の教科書を取り扱うことが、道德の授業では強く求められておるところでございます。

このような状況の中で、論語教材のみで授業を組み立てることはやや難しいと思いますが、道德の授業の中で、導入の場面、最初の場面や、終末、一番最後に教師からの説話等の場面があります。そういう場面で、論語の教えを扱い、より質の高い道德の授業を行うことができるというふうに考えます。

次に、2回目の御質問の2点目、新型コロナウイルス感染症が収束した後の論語教育の取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が収束した後の論語教育の取扱いにつきましては、先ほどから述べておりますように、論語の中にある教えを日々の学校教育活動の中でどのように生かすことができるかについて、検討してまいりたいというふうに思います。

具体的には、論語の中に、「義を見て為さざるは勇なきなり」という言葉があります。正しいと思ったことをしないのは、本当に勇気があるとは言えないという教えであります。この言葉は、例えば学校内でいじめ等が起きたときに、子どもたちに指導する言葉として十分に活用できる論語の教えではないかと考えます。

このように、日常の授業、総合的な学習の時間、特別活動の時間で、論語をどのように生かすことができるのか、学校現場の教職員とともに検討していくことが考えられます。

最後に、2回目の御質問の3点目、論語の教材を手にして教育長自身の感想についてお答えします。

私も、芦北町教育委員会や宇城市教育委員会の編集・発行した論語教材について拝見させていただきましたけれども、議員が述べられたように、論語の精神に親しんでもらうために、多くの時間と労力をかけて作成されたすばらしい教材だなというのを感じました。併せて、このような立派な教材を日々の教育活動にどう生かしていくかが、極めて重要ではなかろうかという感想を持たせていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 私の2回目の質問、町長、教育長の御答弁ありがとうございました。

町長は、本当に、おのれの生き方の中にこの論語の精神をきちんと生かされている、悪に立ち向かうは善の心ということを先ほど申し述べられたような気がいたしますので、しっかりと受け止めました。

そんな町長に、私のほうからはこの言葉を一つ送りたいと思います。「君子は和して同ぜず、小人は同じて和せず」。優れた人物は、協調はするが主体性を失わず、むやみに同調したりはしない。つまらない人物は、たやすく同調するが心から親しくなることはない。

そして、今回、教育長からの御答弁もいただきました。この意味深き論語がどのように生かせるのが、その重みが大切だということをこれからは御検討してくださるということでした。道徳の授業で、小学校も中学校も22の価値項目に基づいて年間35時間授業が行われ、道徳の教科書に沿って進められているということで理解をいたしました。本当に、今このコロナ禍の中で限られた時間を使いながらの子どもたちへの御教授、大変かと思っております。そして、その教科書内は、四つの大きな価値分類に分けられているという御説明でもあったと思います。

また、論語教材のみでの授業組立てが難しいとのお考えでありましたが、宇城市におきまして、宇城市広報ウキカラでは、平成29年8月号から今年3月号まで、児童生徒が自分の言葉で論語を紹介するコーナーが設けられていたそうです。子どもたちは論語の内容をよく理解し、自分の言葉で表現できていたとのお話を伺いました。

現代にも通じる論語、生きるために必要な教えや心の在り方が書き記されているものと私も承知をいたしております。しかしながら、本当に奥深いです。この論語に触れ、言葉と内容を身につけることで、この子どもたちが将来様々な場面で役立つように、近い将来、益城町の教育にも根づくことができれば、また益城町の偉人の1人として名を重ねる方も出てくるのではないかなという思いもいたします。

今回の一般質問につきましては、論語を知ることになり、なるほど納得と感ずることも多々ありました。改めて、「故きを温ねて新しきを知る、以て師と為るべし」。古いことを勉強して、それを基にして新しいことに生かしていく、そういう人が指導者になるとの教えでもございます。また、「君子、博く文を学びて、之を約するに礼を以てせば、亦以て畔かざるべきかな」と。人

は広く学び、その知識を道徳心に沿って行動すれば、正しい道から外れることはないだろう。

このような論語の尊い教えを改めてもう少し身近なものにできるように、大人も子どももその精神を受け継ぐことの大切さを伝えられるように、義務教育の一環としてのかじを切っていただける日が益城町にも来ることを願ひまして、今回、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。大変、御答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後2時21分

6 月 10 日（木曜日）

令和3年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年6月7日午前10時00分招集
2. 令和3年6月10日午前10時00分開議
3. 令和3年6月10日午後3時24分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 8番 甲斐康之議員
- 11番 野田祐士議員
- 12番 宮崎金次議員
- 9番 榮 正敏議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮 正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本 貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 桶谷哲也君 |
| 土木審議監 | 持田 浩君 | 総務課長 | 塘田 仁君 |
| 危機管理課長 | 岩本武継君 | 企画財政課長 | 山内裕文君 |
| 企画財政課審議員 | 山口拓郎君 | 福祉課長 | 松本浩治君 |
| 福祉課審議員 | 荒木 薫君 | こども未来課長 | 水口 清君 |
| 健康保険課長 | 松永 昇君 | 産業振興課長 | 姫野幸徳君 |

復興整備課長	米 満 博 海 君	新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君
学校教育課長	遠 山 伸 也 君	生涯学習課長	富 永 清 徳 君
下水道課長	吉 本 秀 一 君	下水道課審議員	福 島 恭 一 君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引続き一般質問となっております。

本日の質問者の順番を申し上げます。1番目に甲斐康之議員、2番目に野田祐士議員、3番目に宮崎金次議員、4番目に榮 正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。8番日本共産党の甲斐康之です。いつものとおり、若干の国政批判を交えながら発言をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、数字上は落ち着いたようではありますが、都市部を中心にまだ多くの感染者が発生をしております。特に、インドで見つかった感染力が強く重症化しやすい変異株が新たに広がる危険性が指摘され、東京五輪の開催で国内に変異株が増えるのではないかと、五輪中止を求める声が7割近くを占めています。菅首相は、安心安全の大会、これを繰り返すだけで、支持率も低下し続けています。

6月4日に、一定の収入がある75歳以上の医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる高齢者医療費2倍化法が、参議院本会議で、自民・公明・維新・国民民主各党などの賛成多数で可決、成立をいたしました。

これは、今コロナ禍の下で高齢者の命をいかに守っていくのかが問われる中で、経済的な負担を増やし、受診控えや健康悪化を引き起こす法律であります。政府は現役世代の負担軽減が狙いと、これを強調して言いますが、現役世代の負担軽減は月平均30円にしかなりません。これでは負担軽減とは言えません。一方、公費負担は年間で1,140億円が軽減され、まさに公助の切り捨てのための法律です。年を重ねれば収入が減る一方で、病気やけがのリスクが高まります。私たちは、国の医療費抑制路線の下、来年10月からの施行を許さない戦いを続けてまいります。

それでは、質問に入ります。

今回は、第1問目で、5月17日未明に起きた妙見川の内水氾濫対応について。2問目は、防災無線の放送効果を高めるために各自宅に戸別受信機を設置したらどうか。3問目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第3次）の事業について。この3問について質問をいたします。

それでは、質問席に移ります。

それでは、1問目の質問を行います。妙見川の内水氾濫対応策についての質問でございます。これに関する質問は、本日、私以外にも同僚議員が質問することになっています。このことは看過できない出来事であり、町の姿勢をただす必要がある重要な事案であると考えます。

5月17日月曜日未明、上益城郡内は梅雨前線の影響で大雨になり、山都町では観測史上最大の雨を観測、女性が1名行方不明になりました。ここ益城町では、妙見川の県道沿い付近で内水氾濫が発生し、古閑地区と福富地区の一部で浸水被害が起きています。この当日の早朝9時過ぎに私に届いた情報によると、妙見川が氾濫し30世帯ほど住宅浸水があったというものです。

私は大雨の際には、自宅前の秋津川の水位を見て大雨の規模を判断するのですが、特に心配する水位ではなかったもので、妙見川氾濫の情報を聞いて、浸水被害を起こすような雨量だったのかと驚いた次第です。すぐに妙見川下流から上流付近まで見て回りましたが、県道沿いの氾濫は収まっていました。

翌日の新聞報道によると、住宅の被害は、床上浸水4棟、床下浸水10棟との報道があり、床上浸水の被害にあった方は、まだ梅雨も始まったばかり、もっと大きな災害がないよう祈りたい、このようなコメントが載っていました。

昨年11月末時点作成の益城町における復旧・復興事業の状況と今後の見通し、これを見ますと、内水氾濫対策事業においては、事業概要では、平成30年度に作成した雨水総合管理計画に基づき、ポンプの都市計画決定等を令和元年度に行い、令和2年度からポンプ工事に着手し、令和7年度までの完成を目指す、浸水被害の防止に努めますとあります。現時点では、河川からの逆流を防止するため、河川吐き口にフラップゲート等設置のための工事等を行い、応急的な排水機能回復工事に向けた測量設計・工事を行っている、こう記載されています。今後の事業実施方針では、フラップゲート設置のほか、ポンプによる強制排水、3地区——妙見、福富、安永の排水路にポンプを設置し、河川に強制排水するとの記述がされております。

妙見・福富地区は、ポンプによる強制排水を行う地区となっておりますが、今回の内水氾濫が起こった箇所は、ポンプの設置場所から上流にある県道沿いであります。排水路ポンプによる強制排水では対応できない事態だったのではと考えています。なぜこの箇所で内水氾濫が起きたのか、特別な要因で起きたのではないかと考え、質問いたします。

そこで1点目、妙見川県道付近での内水氾濫はなぜ起こったのか。原因は何だったのか。県道4車線化工事箇所被害が出ているようであります。県の責任はどうなるのか。町の責任はどうなるのか。また、今後、氾濫防止対策は考えているのか。2点目、住宅被害について、被害調査の結果はどうか。3点目、被害を受けた住民に対する損害補償はどうなる。

また、まだ梅雨は始まったばかりです。住民が安心安全に生活できるために、しっかりと対応されることを求めて、以上3点について質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目を迎えておりますが、本日は4名の皆さん方の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どう

ぞよろしく申し上げます。

それでは、8番甲斐議員の一つ目の御質問、妙見川内水氾濫対応策について、内水氾濫発生の原因と今後の対策、住宅について、被害調査による補償はどうかとの御質問にお答えします。

今年の梅雨入りは、沖縄・奄美地方、九州南部と立て続けに早期の梅雨入り宣言が出され、熊本県を含む九州北部の梅雨入りも例年より早まるとの認識から、排水ポンプの準備など出水期の対応を急いでいたところ、平年より20日早い5月15日に九州北部の梅雨入り宣言が出され、17日に今回の豪雨出水が発生しております。この17日の降雨量は、気象庁のデータで確認しましたところ、時間雨量で約45ミリを記録するなど、梅雨の末期に降ってもおかしくないような降雨であったと考えています。しかし、今回、広範囲に被害が発生していますことから、しっかりとその原因を調査し、今後の対応に備える必要があります。

このため、まず、妙見川沿いの福富本村地区の冠水や家屋の床上、床下の浸水状況について、住民の方からの聞き取りを含めた調査を行いますとともに、気象庁の雨量データや、町が設置しています、内水位、外水位の記録といった基礎データを収集しました。加えて、豪雨出水発生時には、熊本県が妙見川の河川内に、県道熊本高森線4車線化工事の福富橋架け替えに係る仮橋や、川の流水を流すための仮設構造物を設置されていますので、それらの影響も含め、原因について熊本県とともに調査をしてきたところです。

先日、調査結果がまとまりましたので、御説明します。

まず、熊本県が河川内に設置しました仮橋や仮設構造物につきましては、土木工事設計要領や土木工事仮設計画ガイドブックなどの基準に従って、適切に設置されていました。例えば、河川幅に対する橋脚の幅の割合が基準値以下であることや、仮設構造物の断面積が、仮設構造物を設置した11月から5月にかけての基準にしっかりと対応していたというものです。

一方、今回の浸水被害の原因としましては、二つ挙げられます。まず、一つ目が、5月としては異例の豪雨であったということです。先ほど申し上げましたが、今回の雨は1時間の雨量で、約45ミリを記録しており、5月としては異例といえる雨でした。次に二つ目が、上流から流れてきた大量のごみです。仮橋につきましては、熊本県におきまして、日常的に点検・清掃を行っていたとのことですが、豪雨出水により流れてきたごみが仮橋の橋脚などに引っかかり、河川の断面を狭めたものと考えられます。この二つの要因が相まって、今回の浸水被害となったものと考えられますので、これらへの対策を、今後しっかりと講じなければなりません。

まず、現地に監視カメラを設置し、監視体制を強化するほか、橋脚にごみが付着するのを抑制する工夫を施したり、実際に橋脚にごみが引っかかった場合には、迅速に撤去する体制の整備といった手立てが考えられます。こうしたことを、既に本町から熊本県に要請しており、熊本県からは、適切に対応するとの回答を得ております。また、降雨の際の水位情報の共有など、熊本県との連絡体制をさらに強化をしております。

このような対応をとった上で、近年、洪水被害が拡大傾向であることや、今年は梅雨入りが例年より大幅に早かったことも踏まえ、今後の出水期の風水害対策に、一層気を引き締めて取り組

んでまいります。なお、補償につきましては、原因が、5月としては異例の豪雨であったことと、豪雨により上流から流れてきた大量のごみでありましたことから、その他の自然災害と同様に補償は困難ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいま、原因、責任の所在、今後の氾濫対策、住宅の被害等について説明を受けました。

原因は、5月にしては異例の豪雨であった、自然災害である、上流から流れてきた大量のごみが橋脚に挟まって幅が狭くなった、こういう状況で起こったというふうに今理解をしました。そして、対策としては、精緻に監視、現地に監視カメラを置いて、ごみが引っかからないように常に監視をしておく、そういったものを県に要請をして適切な対応をするとの回答を得たと。

住宅の被害を受けた住民への補償は自然災害であり行わないという回答でした。非常に冷たい回答であるなど今感じました。新聞報道でも、床上浸水4棟、床下浸水10棟という被害が出ております。これは住民の方の責任でしょうか。違うと思います。責任の所在をもっとはっきりして、しっかりと補償に取り組むべきだと私は考えます。

今後の住民の安心安全を守るためにも、対策にしっかり取り組みを求めて、その決意をお願いしたく、2回目の質問といたします。しっかり真摯に住民の方に向き合って、補償を県と一緒にされることを望みます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の2回目の御質問に、要望にお答えしたいと思います。

補償につきましては、非常に異常な豪雨であったこと、それからごみが引っかかったことなどがありますが、これから、そこ辺りの対応を、しっかり二度と起こらないような対応をまた県と一緒に考えていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） やはり、氾濫の原因は分かっておりますので、しっかりと住民に向き合って取り組んでいかれることを願って、次の質問に移ります。

2問目の質問は、防災無線の放送効果を強化するために、受信機を自宅に設置したらどうか、これについて質問いたします。

防災無線の設置に関する戸別受信機の補助については、令和元年9月議会で同僚議員が行っています。町長はそのとき、デジタル方式へ整備する段階で、助成制度の方向性を考えたいと思います、こう答弁をしています。

今のアナログ防災行政無線は、来年の11月30日が使用期限となっております。それによりデジタル方式への更新が必要となることから、今年度予算で、防災行政無線デジタル化工事費として予算化されているところであります。

今のアナログ行政無線は、屋外拡声器51局と、議員や嘱託員の自宅、福祉施設、難聴世帯、指定避難所等に設置されている戸別受信機230台があるようであります。野外拡声機による放送は、特に地震後の新築住宅は気密性が高まり聞き取りにくくなるか全く聞こえないという声が上がっ

ています。私が居住している安永地区においても同様の声が上がっています。特に肝心な大雨、台風時に、緊急避難情報等を伝える行政無線が聞き取りにくい状況にあるのは致命的であります。

地震後に豪雨被害などが頻繁に起きています。こういう状況の中で、緊急防災情報が住民にしっかりと伝わるためには、聞き取りにくい地域では伝達に制限があります。戸別受信機を各戸に設置することで、聞こえないという問題は解決できると考えます。

町は、防災行政無線システムデジタル化整備工事に係る施工業者選定委員会設置要綱の説明資料では、昨年7月の県南豪雨の経験から、戸別受信機の重要性が認識されている、しかしながら、町内全世帯への戸別受信機貸与は多額の整備費を要する、町の財政状況を鑑みた場合、戸別受信機整備費用はなるべく抑える必要がある、戸別受信機とは異なる方法で、低廉による、安価によるですね、低廉による次世代への情報伝達手段の整備が必要である、こう記載されています。

益城町では、エリアメール・緊急速報メールが配信される登録制のましきメールがあります。これはスマートフォンや携帯電話で配信されるものですが、高齢者の方々は持っていない方が多いのではないかと思います。この人たちには伝達できません。スマートフォンを持っていないでも、戸別受信機は各家庭の屋内で防災行政無線の音声を聞くことができます。特に、野外スピーカーが聞こえにくい大雨や台風時には、戸別受信機が情報伝達に有効であります。

地震を経験した益城町では、多くの箇所地盤が動いております。復旧工事が進んでいますが、最近の集中豪雨等で予期せぬ土砂災害や河川氾濫が起きる可能性があります。財政状況が厳しいということで、命に関わる情報伝達がおろそかになってはならないと考えます。

消防庁では、豪雨災害において、気象状況の悪化等により、屋外スピーカーでの防災行政無線等からの音声が聞きづらいことが課題となり、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、これは平成30年12月4日閣議決定をされております、において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等への情報伝達に課題がある市町村について、戸別受信機等を配備することを促進しています。

先ほども述べましたが、町は、アナログ方式は使用期限が迫っていることから、デジタル方式への更新を進めています。今議会で、防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約締結の仮契約が上程されております。このデジタル化工事には、70%の事業債が使え、町の負担は30%であります。デジタル化で、再送信子局を1局、屋外拡声子局を38局に減少させても、伝達能力は向上するのでしょうか。聞き取りにくい地域や、大雨や台風のときなどにも聞こえるようになるのでしょうか。

1回目の質問として、1番、デジタル方式により従来のアナログ式では伝達できなかったのが、どのように改善されるのでしょうか。2点目、益城町はスマートフォン等で登録制のエリアメールにより伝達されるというが、一部の人のみとなるのではないかと。伝達が向上する戸別受信機の整備を求めるものであります。

スマートフォンで私はエリアメールを登録しております。昨日は落雷の情報が入りました。数日前には、小学生に対する声かけがあったというような情報もありました。小まめに情報を得ることはできるんですが、これは一部の人のみではないかというふうに感じます。以上、1回目の

質問いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の2番目の御質問の防災行政無線のデジタル化に伴う戸別受信機の設置についてお答えいたします。

現在、本町が設置していますアナログ方式の防災行政無線は、町内一円に設置している屋外拡声子局と、福祉施設や行政区嘱託員宅などに設置しています戸別受信機を組み合わせる形で放送を行っております。また、放送内容が聞き取れなかった場合や、放送内容を再信したい場合に備えて、一般の電話回線を活用しました自動応答システムを整備し、問い合わせ先の電話番号を広報ましきに掲載の上、周知を図っているところでございます。ただ、この広報はなかなか分かりにくいということで、ちょっと指示して一番前のほうに持ってくるようにという指示をしたところ です。

なお、現行のアナログ方式の防災行政無線は、令和4年11月30日をもって使用期限を迎え、デジタル方式への移行が必要ですので、本年度当初予算に工事費用を計上しており、今議会に、工事請負契約の締結についての議案を上程させていただいております。

この防災行政無線デジタル化工事によって、屋外に設置するスピーカーの性能が向上し、より明確な音声での放送が可能となるだけでなく、音声に加えて文字情報を戸別受信機に配信することも可能になります。

なお、現在の配置箇所に加え、防災・減災力を向上させる観点から、聴覚に障がいがある方など、戸別受信機を必要とされる方のお住まいに設置を広げることについて、今後検討を進めてまいります。また、町ホームページやSNS、登録制のメール配信サービスである、ましきメールなどとの連携を進め、町民の皆様へ様々な方法で情報を届けられるよう工夫してまいります。

この、ましきメールにつきましては、新たに災害時における避難の状況を把握するためのアンケート機能の追加や、町ホームページ掲載情報の配信など、機能の充実を図っているところでございます。ましきメールとデジタル方式の防災行政無線を連携させることで、携帯電話などで放送内容を文字情報として閲覧することも可能になります。そのため、本町では、ましきメールについて紹介するクリアファイルやパンフレットを町内全戸に配布するなどして、登録を呼びかけているところです。

このように、防災行政無線のデジタル化を契機に、音声情報と文字情報を効果的に組み合わせながら、町民の皆様へ情報が確実に届くよう、必要な取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 現在の伝達方式は、屋外拡声器と戸別受信機を組み合わせる形で放送を行っている。放送内容を再確認するためには、電話回線を活用した自動応答システムを整備し周知を図っていると。アナログ方式は来年11月30日で使用期限が来るためデジタル方式の移行が必要で、本議会で工事請負契約の議案を上程している。デジタル化により、明瞭な音声が可能となり、文字表示型の戸別受信機を設置することが可能となる。登録制メールの文字情報として閲覧

することや、新たな機能の追加など周知を図り活用を進めることなど、デジタル方式の特徴を最大限に活用して町民に情報を伝達したい。このような答弁ではなかったかと思います。

それでは、2回目の質問を行います。

デジタル化方式に移行することで伝達性能は高まるが、全戸に戸別受信機を設置するとの答弁はありませんでした。性能は向上するが、大雨や台風時の情報伝達が改善されるようには感じられませんでした。町は、登録制のましきメールで文字伝達が可能と言いますが、スマートフォンを持たない高齢者への伝達はできません。

デジタル化工事には国の事業債が使えます。デジタル化された防災行政無線の屋外スピーカーと一体的に戸別受信機の配備を行う場合は、緊急防災・減災事業債の対象になるとされています。この事業債は、市町村単独の事業で受信機の貸与の場合には、充当率100%、後に70%が交付税措置されると。この交付税措置は元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入できることで、自治体にとっては重要な財政保障となる。そのため、自治体からは期間延長を望む意見書が出されており、令和2年度が期限でしたが、令和7年度までの5年間延長されました。背景には、最近の気候変動による気象災害が激甚化・頻発化、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生、これらを見据えて、洪水・土砂災害・地震等による人命・財産の被害の防止等、生活を支えるための取組を推進するため延長されているようです。

現在、町が予定している戸別受信機は300戸、文字表示装置100戸を考えているようですが、災害時の町民の命と財産を守るためにも、災害時の情報伝達はしっかりと町民に伝わるのが重要と考えます。文字表示装置は難聴者の皆さんには有効ですが、戸別受信機は全く足りないと考えます。今議会で、デジタル工事の請負契約は3億8,000万円と大幅に当初予算より減額をされています。

以上から、デジタル方式防災無線の工事に伴って、全町民に貸与式の戸別受信機を設置すべきではないかと求めて、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問の2回目、デジタル方式での防災行政無線の工事に伴う全世帯への戸別受信機の設置についてお答えをします。

今年度整備しますデジタル方式の防災行政無線は、屋外拡声子局に併せ戸別受信機300戸及び文字表示型の戸別受信機100戸の設置を計画しております。

議員御提案の戸別受信機を町内の全世帯に設置する場合、約1万3,000戸の戸別受信機と、アンテナ設置などの付帯工事が必要となります。整備に係る費用を1世帯当たり約7万円とした場合、約9億1,000万円が必要となるため、町が全世帯へ設置することについては、財政状況を勘案すると極めて難しいと考えております。ただ、希望される世帯への助成制度につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

町民の皆様へ災害情報を確実に伝達するには、国が推奨するように、複数の伝達手段を組み合わせることが重要だと認識しております。防災行政無線のデジタル化をはじめ、一般の電話回線を活用した自動応答システムの周知、町ホームページやSNS、登録制メールといったデジタル

機能の活用促進など、様々な取組を通して防災力の強化に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 全世帯への戸別受信機については、1万3,000世帯あるので9億8,000万ほどのお金が必要であると。これについては交付税措置があります、7割ほどの交付税措置ができると思います。希望する家庭があれば補助の検討を行うということですが、この交付税措置ができるのは貸与の分だというふうに私は認識しております。

そういうことと言えば、思い切って、災害時にいち早く情報を伝達する。避難等がスムーズに行える。昨年の県南の豪雨災害では、情報が聞こえず避難が遅れた、このような報道もあります。戸別の受信機は時代の流れだと考えております。しっかりと取り組むことを求めて、次の質問に移ります。

それでは、3問目の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第3次）の事業について質問いたします。

私は昨年9月の議会で、第2次の臨時交付金の町の独自施策について質問を行いました。今議会でも再度、第3次交付金の事業について、住民の方から要望があった事業について質問を行いたいと思います。

新型コロナウイルス感染の第4波が全国的に拡大する中で、熊本県でも6,300名を超える方々が感染をします。益城町でも5月に入り連日のように感染者が発生し、今は100名を超えている状況にあります。そういう情勢の中で、国は地方創生臨時交付金（第3次）を発表しました。町への交付金額は、1億7,080万円が交付されています。

事業としては、1点、新型コロナウイルス感染症対策関連として、災害時を含めた感染症対策や円滑なワクチン接種時の支援等を行う、これに1,645万2,000円。地域経済対応分として、コロナ禍において、経済的に困窮する方々への支援として、7,100万円。3点目、町の未来につながる施策として、町内のデジタル化を推進し、町民の利便性向上や町の魅力を発信する事業に6,617万円。合計は1億5,362万2,000円となっております。残額の1,718万円については、感染状況等を見極めながら適切なタイミングで事業化をしたいとあります。

このうちの、事業のうちの交付金の一部が、緊急性がある事業として、3事業が5月の臨時議会で専決処分され、採決されています。第1弾でも実施された、町内出身大学生等への一律3万円の支給、高齢者タクシー券交付事業、花卉業者への生け花購入事業の追加3事業です。そして、今議会では、まん延防止等重点措置による飲食業者への時短要請に係る5月16日から6月13日まで、1日当たり2万5,000円から7万5,000円までの補償額に相当する補助交付金が専決され、今議会で可決されました。

それでは、今回質問で取り上げた、実施してほしい事業について質問を行います。

他市町村では、1次から2次において、住民の生活応援と地域事業者の売上げに寄与する地域プレミアム商品券が発行され、喜ばれているようです。なぜ益城では商品券を発行しないのか、この声が私に多く寄せられています。町は、3次交付金において、住民・地域事業者支援による地域経済の活性化を図るために、商品券を発行することを求めます。これについては、今議会で

提案がありますので、次に確認したい事柄があります。

1次交付金で1億4,058万1,000円が交付され、11の事業が行われました。2次交付金では、3億3,736万円が交付され、13の事業が行われました。しかし、昨年12月時点で示された執行残高が、見込額として令和2年10月末時点で1億3,282万1,000円となっておりまして、これに追加事業予定として14事業、7,190万6,000円が計画され、合計の38事業が行われています。それでも、今後さらに執行残が発生した場合は、小中学校教育のICTタブレット端末運用委託事業へ充当するとありました。

これらの事業の中で、年度末で、前年度末で当初予定どおり執行できず残った事業があれば、執行残が生じた理由を教えてください。例えば、令和2年10月末の時点で、令和3年3月末時点で執行率見込みが低かった事業について、3月末の実際の執行率はどうだったのでしょうか。次の3事業に対する執行率、執行残についてお伺いします。

第1弾では、第3弾でも専決されましたけれども、第1弾での事業番号の7、大学生等への3万円の支給、これの執行率、残額。事業番号の8、感染症対策の措置を行った事業者への5万円の支給の執行率、残額。第2弾では、事業番号の18、事業所改修等の必要経費（上限50万円）の補助について。この3事業についてお伺いします。

執行残は、小中学校教育ICTタブレット端末管理業務委託事業へ充当するとありましたけども、充当額は幾らだったのか伺います。1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員の三つ目の御質問の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第3次）の事業についてお答えをします。

第1弾の臨時交付金におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により困難な状況に陥っている方々を対象に、事業者の方への5万円の給付など、直接給付を中心とした即効性のある事業をスピード感をもって実施したところ です。

第2弾では、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化に向け、中長期的な視点に立ち、キャッシュレス社会構築の推進と地域消費の拡大を目的とした地域ポイント、いわゆる、ましポの発行など、本町の未来につながる施策の展開を図ってまいりました。

第3弾では、感染症対策関連、困難な状況にある方々への支援、町の未来につながる施策の三つの柱で事業を実施することとしており、一部の事業につきましては、専決処分の上、事業に着手させていただいております。

議員御質問のプレミアム付き商品券につきましては、生活に困っておられる町民、事業者の双方に対する経済的な支援として有効であると認識をしております。

昨年度は、学生や子育て世帯を対象に、商品券の配付やましポの発行などに取り組んだところですが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今年度は全世帯を対象としましたプレミアム付き商品券を発行したいと考えております。したがって、今回の補正予算に4,000万円を計上させていただいております。

加えて、飲食店を応援するためのイベントの実施や、失職により経済的に困窮する方々をサポート

ートするための就労支援員の配置など、町独自の様々な事業を通してお困りになっておられる方々を支援してまいります。

次に、昨年度末で予定どおり執行できなかった事業の内容、理由に関してですが、昨年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は第1次、第2次合わせて4億8,633万3,000円が交付され、38事業を実施しました。

執行残につきましては、大学生などへの給付事業では、当初予算額1,900万円に対して執行残が約1,200万円、執行率は37%。事業者の感染症対策の措置に対する給付事業では、当初予算額4,500万円に対して執行残が1,500万円、執行率は66%。事業者の運営基盤強化を目的とした事業所改修費などの補助事業では、当初予算額2億3,725万円に対して執行残が約7,700万円、執行率は67%となっております。

執行残が生じた理由としましては、事業所改修費などの補助事業で申請件数と金額が想定約7割となるなど、いずれの事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めることが困難な中で、事業者支援に必要な予算を十分に確保したことによるものであると考えております。

なお、これらの執行残につきましては、町立小中学校のICTタブレット端末運用管理等業務委託事業に約1億3,800万円を充当し、最終的には本町に配分された臨時交付金の全額を昨年度の事業として執行しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいまの1回目の答弁では、第1弾で感染症の拡大で困難な状況にある事業者に5万円をスピード感を持って実施したと。大学生への補助については37%の執行率であると。そのほかに、事業所改修費等補助事業では、7,700万を残して、67%の執行率であると。このような答弁であります。そして、第2弾では、地域消費の拡大を目的とした、まじポの発行などを行っている。第3弾では、プレミアム商品券は、生活に困っている町民、事業者双方への経済的な支援として有効と認識していると。そういうことで今回の補正予算で4,000万円を計上しておるといふことでもあります。引き続き、コロナ禍で困っている方々を支援していきたいとのことであります。

また、第1弾、第2弾での執行残については、事業所改修費等補助事業が想定約7割であったことから7,700万円の執行残が生じたんだと。執行残は小学校のICTタブレットに充当して、これが1億3,800万、余すことなく活用したとの答弁であります。

それでは、質問を行いたいと思います。

私は、第2弾の事業概要が予算化された令和2年度第3回臨時会において、執行残が7,700万円も生じた事業運営基盤強化支援金に関する予算について質疑を行いました。当時の担当課長は、提案では、第1弾を900事業所としていたが、農業者が入っていなかった、約半数の450業者が事業所改修費等補助事業（上限50万円）を活用するということをはっきりおっしゃって、2億2,500万円を計上している、このような説明がありました。

1弾での執行残が残っていることについては、町長は、啓発が少し足りなかったのかな、今後

もししっかり啓発をして取り組んでまいりたいと思うと、こう答弁をされています。町長はしっかりと啓発に取り組んだと思いますが、結果7,700万円が残りました。私はそもそもこの事業の配分に指摘したように無理があった結果であると考えています。

私は、第2弾の事業所改修費等の必要経費（上限50万円）の補助は、諸経費を含むと交付額の7割を占めていまして、活用する事業所が計画どおり執行できるのか疑問でありました。もっと事業施策に町民の意向が反映される、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応で、子育て世帯、高齢者支援、感染症で収入が減少している世帯などに考慮して配分すべきではないか。そして、プレミアム商品券、学校給食費等への支援などを強化する事業内容の見直しを求めて反対をしたところであります。

今議会において、第3弾交付金で、ようやくプレミアム商品券交付事業が4,000万円提案されました。プレミアム商品券は、コロナ感染症で苦しい生活を余儀なくされている町民の消費活動を応援し、町内事業者への売上げ応援に寄与することとなり、地域経済の活性化が図れると考えます。通常は、商品券を割引で購入する方法で行われると思いますが、本当に困っている方々には、購入する資金の捻出に苦勞される方もいます。ほかの自治体では、こういう捻出に苦勞されている世帯への応援として、購入する方式ではなく、プレミアム商品券を無償で配布する、こういうことも行っています。

やはり、無理なく手に入れる、幅広い店舗で利用できる、このようなプレミアム商品券であるように検討していただき、町長のこれからの事業内容の啓発を含めて取り組まれることを求めて、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の御質問の2回目、プレミアム付き商品券を無理なく手に入れ、幅広い店舗で利用できる事業とするべきではないかについてお答えします。

プレミアム付き商品券の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷している消費活動を喚起するとともに、売上が低減した町内事業者の事業継続を支援することで、本町経済の早期回復を図ることにあります。

このため、議員御指摘のとおり多くの方に町内の店舗で利用いただくことができるよう、購入しやすい手段や金額とすることや、飲食店をはじめ幅広い店舗で利用できる仕組みにしたいと考えております。詳細につきましては現在検討中ですが、予算成立後速やかに実施できるよう進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） プレミアム商品券は、地域経済の活性化に本当に効果があるというように思います。先ほども言いましたけども、無理なく手に入れることができ、町内の店舗で幅広く活用できるよう、また、残金が1,700万ほど今あると、計画の中ではね、ありましたけども、そういったものも、ちょっといろいろまた取り組んでいただいて、町民の消費活動ができるように町長が努力されることを求めて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。11番野田です。今回、質問の機会を与えていただきました。誠にありがとうございます。

今回は3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目が、町が発注する工事に関する問題・課題について（益城町新庁舎建設事業）についてであります。2点目が、復興計画と仮設住宅の跡地利用について、3点目が、今年の梅雨における必要な対応・対策と問題・課題についてです。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、まず、1問目の1点目の町が発注する工事に関する問題・課題についてであります。

その前に、いろいろな資料を議員の皆様にご配付させていただきました。後ほど、それに基づきながら御説明をしたいと思います。

先日、5月13日に益城町町議会臨時会に上程された工事請負契約の変更について、益城町新庁舎建設事業における建設発生土に関する土砂の運搬及びその他全般について、詳細な説明を町長に伺いたいと思います。

まず、1点目、建設発生土に関する数量とその支払い先等の内容について教えていただきたい。土砂の運搬量、運搬費用の詳細な内訳と支払い先、土砂の処分量、処分費用の詳細な内訳と支払い先。

2番目に、令和2年11月18日に益城町新庁舎建設事業における建設発生土の受入れに関する覚書を、町長と地権者である議員との間で締結してある、その経緯と内容について教えていただきます。また、処分先についての選定は地権者からの提案だったと説明を受けました。その議員は建設経済常任委員であることから、建設発生土の情報をいち早く知り得ることができたわけですが、土地の処分先を小池にある議員所有の田畑にしたことについて、町長はどのように関与しましたか。これが2点目であります。

3点目に、益城町新庁舎建設事業に伴う建設発生土の費用について、町発注金額のうち小池にある議員所有の土地の形状変更費用分になった金額は幾らか。運搬費用、処分費用など支払った費用についてお尋ねいたします。

4番目に、町が発注する益城町新庁舎事業において、町長と議員の間で覚書を締結した上で、県道小池竜田線沿い、字で言いますと小池字小無田地内の町議所有の田約9,200平米、坪換算で2,780坪を建設発生土の処分場として、それに伴い町議に対し公費の支払いがなされたことに対し、町長の見解を伺いたいと思います。

まず、1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の一つ目の御質問の1点目、建設発生土に関する数量とその支払い先などの内容についてお答えします。

まず、土砂の運搬量と運搬費は設計書に計上しておりますが、運搬量が2万6,578立米、運搬費が8,418万9,000円となります。町内と町外の内訳を申し上げますと、町内が1万7,313立米、町外が9,265立米となり、設計書における運搬費としましては、町内が4,648万2,000円、町外が3,770万7,000円となります。また、処分量につきましても、運搬量と同じく、町内が1万7,313立米、町外が9,265立米でございます。なお、処分費用につきましては、1立米当たり600円で設計書に計上しているところです。支払い先につきましてはの御質問ですが、町からの支払い先としましては、受注者の株式会社十五建設に支払うこととなります。

次に、一つ目の御質問の2点目、令和2年11月13日に益城町新庁舎建設事業における建設発生土の受入れに関する覚書を町長と地権者である議員の間で締結している、その経緯と内容について伺う、土地の処分先を小池にある議員所有の田畑にしたことについて町長はどのように関与したかについてお答えします。

公共工事における土砂処分先、いわゆる処分場の選定方法は、当初設計におきまして、任意の処分場として場所は特定せず、運搬距離のみを設定して、工事発注後に受注者と発注者との協議により具体的な処分場の場所を決定する方法や、当初設計段階において適切な処分場がある場合には、設計書の中で処分場を指定するなど様々な方法があります。

御質問の工事では、予算編成段階では、任意の処分場として運搬距離のみを設定して、工事発注後に、受注者と発注者の協議により具体的な処分場を決定するという方法を採用し、運搬距離としては40キロとしていたところです。しかし、予算編成時から当初設計書を作成するまでの間に、当初予算で設定しました40キロより近距離の約10キロの距離にある処分場が見つかりました。このことにより、予算編成時に想定した経費より大幅に安価になりますことから、当初設計におきましてこの処分場を選定したものです。

このように、処分場の選定作業は、主管課が適切かつ事務的に行っているところで、私が町長として、その選定のプロセスにおいて関与はしていないところです。私が、当工事の処分場について知り得たのは、処分場が選定された後の覚書締結の伺いのときで、予算編成段階から経済的に安価になるなど適切であると判断したため決裁したところです。

続きまして、一つ目の御質問の3点目、益城町新庁舎建設事業に伴う建設発生土の費用についてお答えをします。

町は、処分費用として設計書に1立米当たり600円を計上しており、変更請負契約に計上している土量の1万7,313立米に関する処分費相当額は1,771万8,000円となります。なお、支払いにつきましても、1点目の質問でも答弁しましたとおり、受注者の株式会社十五建設に支払うこととなります。

最後に、一つ目の御質問の4点目、町議所有の田を建設発生土の処分場として、それに伴い町

議に対し公費の支出がされたことに対する町長の見解についてお答えします。

今回の工事における土砂の処分場につきましては、御質問のとおり、土地所有者の一人に議員がいらっしゃいますが、処分場を選定するプロセスにおきましては、土地所有者が誰であるかは基本的には重要でなく、適切な処分ができる処分場であれば選定することとしているところです。

選定した処分場は予算計上段階で設定しました40キロより近距離の約10キロの距離にあり、経済的にも有利なことから選定したものです。このため発生土の処分に係る経費も適切に支出されていると認識をしております。

なお、支払いにつきましては、1点目及び3点目の御質問でも答弁しましたとおり、受注者の株式会社十五建設へ支払うこととなります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の質問であります。

まず、そちらにもお配りしてあると思えますけれども、工事請負契約に至るスケジュールというのがあります。その前に、工事には設計書と別に特記仕様書等があります。これは、工事の指名、工事を出す際に皆様に閲覧できるようにされている部分でありますけれども、その中の建設発生土という項目の中に、本工事により発生する建設発生土は、金抜き設計書に明示した条件の受入れ候補地との協議を進めているが、受入れ地に変更があった場合は変更後の条件に応じて増額または減額、変更設計を行う、そして、建設発生土の処分後は、監督員に建設発生土の処分状況の記録を提出するとありますので、この記録についてはぜひ提出していただきたい。

そして、もうこれは支払われているんですかね、工事のほうは。私がお尋ねしたときには、工事は完成してですね、後は官庁の検査だけだということでありましたので、どこに支払われたかについては、ぜひ提出をしていただきたいと、議会にですね、思っております。

理由はですね。十五建設に払われた分はよろしいんですけれども、敷均しの工事をしているのはたしかトミタ産業さんだと思いますけれども、トミタ産業さんの敷均しの分は、立米600円じゃなくて積算単価147円になっておりますので、どうなっているのかをきちんと把握しなければならないと思っております。

それと前回の全協の際に、この処分地の所有者である議員の方は、お金はもらっていないというふうに議員の全ての方に明言されましたので、その点についてもきちんと精査をした上で、前回臨時議会に出された約2,000万、そのうち1,500万がどういう経緯で増額になったのかについても明らかにしないとおかしくなるのではないかというふうに思っております。そこは、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、工事請負契約の変更に至るスケジュールの過程について、ちょっと説明をしたいと思えます。その中で質問もしてまいりますので、町長、見ていただいているんですかね。町長には配ってないですかね。

（「いや、あります」と呼ぶ者あり）

ありますか。よかったです。それではちょっと説明をさせていただきます。

この経過はどのような経過でなされているか。昨日、同僚議員の質問で、令和2年10月ぐらいに

受入れ候補地との協議を行っていたという回答を町長がされました。これは誰と誰が、また選定場所はどこどこでこの協議が行われたのかについてお答えください。

そして、この令和2年10月29日に、工事施工伺、これを設計書を作成してですね、入札に出される前に、10月29日に町長が決裁をなされております。その中で、内容という部分に書いてありますけれども、数量は先ほど町長が言われたとおり2万6,740立米、単価と金額も書かれております。また、距離は11キロ以下、D I D区間有りという設計書になっております。また、造成工事について、この処分工、処分費、数量2万6,740立米、単価600円、先ほど言われました1,604万4,000円というふうになっております。

この処分費の1,604万4,000円について、十五建設さんのほうは、先ほど申しましたように、特記仕様書に書いてあるとおり、益城町のほうには報告もしており、検査も終わっていると思いますので、これはぜひ提出のほうを。今分かれば、ここで答えていただきたいと思います。

町長が言われた、令和2年10月頃から受入れ工事の協議を進めているというのは、特記仕様書にも書いてありました。特記仕様書の第2章の施工条件の中に、本工事により発生する建設発生土は、金抜き設計書に明示した条件の受入れ候補地との協議を進めているが、受入れ地に変更があった場合は云々という形で書いてありますので、町長が昨日言われた10月ぐらいには、受入れ者とその選定場所について、いろんな協議を進められたのだらうと思っております。

次のページで、令和2年11月5日、これは、議員が農地形状変更届出書を農業委員会に提出されております。11月5日に議員が提出された分です。議員とほか1名だと思っておりますけれども、で、令和2年11月5日の同じ日に条件付一般入札公告についての伺の起案書が町長に出されており、11月6日、翌日には町長決裁がなされておるところであります。町長決裁も1日で済むということであれば、工事も、復興工事ですね、やっぱり急ぐ分ですととても早い決裁だったと思っております。

そして、令和2年11月13日、益城町新庁舎建設事業における建設発生土の受入れに関する覚書を町長と議員のほうで結ばれております。この間は約1週間ですね、約1週間で覚書まで交わされていると。令和2年11月26日に開札がありまして、先ほど言われた十五建設さんが落札しておられます。

その後に工事に入っていくわけですが、ここからが、この前の臨時議会に出た部分と少し重なってまいります。令和3年1月15日に、これはトミタ産業さんと、要するに土砂を受け入れる側の建設業者さんと、土砂を入れる側、益城町から土砂を持っていく十五建設さんの間で残土処分の状況に伴う関係機関への申請手続の進捗状況についてという会議がなされていると。要するに、土砂を1万7,000立米も入れるわけですから、進入路の問題であったり、県道がバイパスになっておりますから、その辺の手続が必要になってくる。その中で、許可予定日が2月5日前後になるだろうということになっております。

これは大変だということで、1月18日に建設発生土の受入れ地について、要するに第二候補地ですね、いわゆる甲佐に持っていく部分の協議書が益城町と十五建設さんのほうで交わされております。約2,000万のうち約1,500万の増額に甲佐に持っていった分はなりますので、この2月5

日前後に、申請手続の申請手続が終わるということで間に合わなかったのがこの部分になってくるのだらうと思います。

次のページです。これは議員が、本来、農地の形状変更に伴う、要するに農地の形状変更を出されております。先ほど言いましたように、約1町歩を1メートル70センチ程度、盛土高を上げるという形状変更を出されておりますが、普通に考えれば、単純に考えれば、形状変更を自分でしようと思えば、これは役場の一般的な積算ベースになりますけれども、土砂購入費、単価1,000円、金額1,731万3,000円、土砂等運搬費、これはどこから持ってくるかにもよりますけれども、先ほど来の一番安い分ですね、D I D地区の11キロ以内で2,725万662円、合計4,456万3,662円が、少なくとも必要になる計算だと思います。

次が、町から議員への処分費、これは、先ほど町長がお話になったように、町は十五建設さんとのお話しかしていないということであります。ただ問題なのは、特記仕様書では町が処分場をもう決めとるわけですね。特記仕様書の中で町が処分場を決めて、そこに入れてくださいと十五建設さんに言ってるわけですね。ということは、町から議員へ渡ったと、ある意味、考えてもいい。なぜならば、町のほうがですね……。何か問題ありますか。

(自席より発言する者あり)

ええ。処分費についてですけれども、1万7,313円掛け600円、1,038万7,800円が支払われたと考えるのが通常だと思います。甲佐の処分費については資料の中にその答えが出ておりました。その土捨て場に支払いましたという資料がございます。それと全く一緒のことではないでしょうか。

それと、前回、その次の分に関しましては、これは審議監へのお尋ねになりますけれども、審議監の説明で、土の処分費ではなく敷均しでしたというお話です。もし敷均しの数量であれば、単価147円、これは熊本市も益城町も同じだと思うんですけども、の、1万7,313立米の147円で、254万5,011円という計算になります。要するに、その処分費と敷均し費の差額分が、1,038万7,800円から254万5,011円を差し引きますと、784万2,789円。この分は、臨時議会の際にもお尋ねしましたがけれども、この分をもし敷均しで見ているのであればですね、どこの部分で設計変更されているんですかというお尋ねです。これは臨時議会のときのお話ですので、臨時議会のほうは反対意見も出ましたけれども賛成多数で可決をされております。これについても説明をお願いしたいと思います。

一番最初に町長にお尋ねせやんとは、当初令和2年10月頃、受入れ候補地との協議を行っていたと。これは、どこを受入れの候補地として、誰と誰が話し合っていたのかについてが1点目ですね。

それとその後農地の形状変更が出されたということになってまいりますので、まず、誰と誰が受入れ候補地の部分を話し合っていたのかということをお尋ねさせていただきます。それと最後の部分、もし、敷均しとして支払われているのであれば、その差額分はどういう形になっているのか。この2点について、2回目の質問でお尋ねしたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長(稲田忠則君) 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、誰と誰がという御質問だったと思いますが、まず、私と町議の間で土砂処分場について事前に話し合ったことは、一度もありません。担当課にこれは全て任せております。それと、所管課と町議の間では当然、当該地を処分場とすることの話し合いを行っている、そのことにより受入れ申込みが提出されたと理解しております。

それと、ちょっと気になることが一つ。ここに形状変更に必要な金額、積算ベースというのがちょっとありますが、これは購入した場合のベースということで、4,400万っていうのが上がっていると思います。これは、その時々で、やはり皆さん方も一緒だと思います。土地を盛土して何かしたいというときは、やっぱり購入してでも建てられると思いますが、逆に、この土地があるから、企業とか会社とかが入れてくれと言ったときは、やはり無料で入れたりとか、時にはお金をもらって入れることもあるかなといった思いがちょっとあります。

これはタイミングがあるなというのをちょっと思い出しました。益城町総合運動公園を皆さん方ちょっと思い出してみてください。今建ってますが、実はあれから3メートルぐらい低かったです。ここを用地買収して3メートル上げようとしたときに、10ヘクタールあって30万立米要ると。2万7,000立米で1,700台トラックが要るということで、2万台ぐらい車が要るかなというところで、費用についてもこれからいくと大体2億から3億ぐらい費用負担が要ったかなと、非常に頭痛めていましたが、そのとき購入したら2億か3億です。ただ、そのときに必死になって探したところ県庁の残土が30万立米以上出て、無料で入れてもらったということで、やっぱりその時々タイミングがあるかなと。今考えてみると、避難地とかになっておりますので、景観もあります、調整池も広くつくらなければならなかったということで、そういったタイミングがうまくあったと。

今回についても、担当課で一生懸命探しておりました。本当にコストコだったりとか、西原だったりとか、そういったことで、そういったタイミングがあったのかということで、それともう一つ、やはり町議の方が、本当に益城も復旧・復興が遅れている、そこ辺りはやっぱりどうかと町のためを思ってやられた行為でもあるかな、善意だったのかなと私の中では思っているところです。以上でございます。

○11番（野田祐士君） 最後のもう一つのほうは、差額について。

○町長（西村博則君） 差額については、今言ってもいいんですが、審議監のほうに。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

設計書の中で、処分費が600円計上されていて、敷均しの設計書に使う標準単価が147円。ですから、400円ほどの差があって、その差額分があるのではないかと、それはどこにいつてるのだろうかという御質問だと思います。

5月の臨時議会のときに、確かに敷均しを処分場のほうでやっていただく、そういった意味での処分費ですという答弁をさせていただいたと思います。ちょっとそれについて詳しくまた御説

明をしますけど、実は我々が設計書の中で組んでいて、土砂を処分する分界点は、新庁舎のほうで掘削をして積み込んで、トラックで運搬をして、処分場に盛りこぼすまでなんです。それから先は基本的に処分場でやっていただくということで、たしか覚書の中にも、締固めなどは処分場のほうでやりますというふうになってたと思います。

ただ、敷均しをやっていただきたいというのは、幹線道路沿いでもありますので、我々が盛りこぼした土がそのままになって雑草が生えたり、乾燥してごみが飛んだりするといけないんで、敷均しまでやってくださいねという意味で、処分費ということで計上しているんですけど、土砂処分場の中の処分費というのは、実は標準単価がございません。ですから、先ほど町長申し上げました、いろんな土砂処分場を探す中で、例えばそういった処分費というのは、やはりそういった協議の中で、言わば一般設計書でいうと、標準単価がないやつを見積りで単価を決めて設計書に上げるという類いのものですから、600円という話があったときに、我々としては、そういった敷均しの単価とか、これ一般的な話になりますけども、例えば処分場を一定期間独占的に使えますので、例えばレンタル料相当分とか。

これは先ほど町長も言われたように、一般的な土砂処分場で、土を処分してもいいけども、処分料をいただくという中にそういう概念も含まれているので、そういったことを総合的に勘案してですね。今回、当初設計40キロから10キロほどの距離になる。それに、そういった立米600円の処分費用を勘案しても経済的に安価になる。そういったことを、総合的に当然、敷均しの標準単価というのも念頭に置きながらですね、これは見積りで出た妥当な単価ということで設計書のほうに計上させていただきましたので、600円と敷均しの標準単価の147円ですかね、この差額分がどうなるということには当たらないというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） なかなか融通の利く積算単価ですばらしいなと思いましたがけれども、町とか県とか市がそういうことをやったとことをあんまり聞いたことがないんで、それはよくよく県ともお話をされたほうがいいのかと思っております。

これは、会検の対象にもなりますので、きちんと、その単価であり、領収書でありは出していたかんと。また、この覚書、もしくは特記仕様書の中にはきちんと益城町は記録を残すというふうになっております。もちろん、検査のほうも終わってるんでしょう。5月くらいに、先月か、聞いたときに、もう資料は出てますというお話だったんですけども、まだ終わってないんですかね。検査のほうはですね。もう終わってるのであれば、これについてはいつ出されても大丈夫だと思いますので、ぜひ、その辺を自ら明らかにしていただきたいと思っておりますので、その辺についてはよろしく願いいたします。

確認ですけれども、先ほど町長が言われた、10月頃から協議を行ったというとは町と議員がしよったということでいいですかね。今言われた町長の答弁はですね。そういうことですよ。大丈夫ですよ、それで。分かりました。

10月ぐらいから町と議員がしよったと。もし、そうとするなら、前回の臨時議会のときのお話では、議員から持ち出されたというふうになると思いますけれども、これは今私の主観で申し上

げた部分ですけども、10月頃からの候補地との協議は町と議員でやりよったというのは町長がおっしゃったことです。このスケジュールは大分重要になってくると思いますので、これはおあげしときます。よくよく詳査してみてください。もし違つとれば教えていただいてもいいですか。農地の形状変更届書は11月5日に出とつとですよ。その辺をよくよく御理解した上で、もし違つとればお話をいただきたいと思ひます。

昨日ですか、日頃より私がリスペクトしている先輩議員から、孔子の論語についてのお話がありました。論語の中には、信義というものが出てまいりますけれども、これは人生の中で教訓として捉えていくものだろうという理解でおります。信義とは、客観的現実から遠くにあるものと考えております。人それぞれによって捉え方は違ふし、もちろんその人が置かれた環境、状況によつても、それぞれ違つたものになっていくと思ひます。ただ、信義というのは、いささか現実的ではありません。現実的社会に生きる場合は、それをカバーするために、法律や条例または慣例等が定められているものだと思ひております。

ここで最後の質問になりますけれども、町長にさせていただきます。

今回の町長と議員が内々にされたということはないと、町と議員がやったんだよとおっしゃいましたけれども、益城町新庁舎造成工事における残土の処分を、議員と町、一部町長かもしれませぬ、町長は覚書等にサインをしておりますけれども、内々で話をし、要するに誰も知らなかつたということですよ、処分場について。設計書の作成段階から議員所有の土地に決めて、その結果、町に対し約1,500万円の損失を与えた。この損失というのは、先ほど説明したとおりであります。これは、臨時議会で質疑、討論がなされております。

そして、議員には本来なら当然に自分で支払うべき農地の形状変更に係る費用、先ほど申しました約4,460万円、もしかして多少の違ひはあるかもしれませぬ、を益城町復興のシンボルとなる新庁舎工事に便乗して出させたという見方、これが町民の一般的な見方になる。結果として、工事分の4,460万円、処分費、これは600円換算ですけども、1,040万円、合計約5,500万円の財産的利益を得たことになるのではないのでしょうか。このことに対して、昨日、論語について町長も答弁されておりましたけれども、倫理的にどうお考えになるのか。倫理的にです。また、法律的にどうお考えになるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の3回目の御質問にお答えます。

倫理的にという話があつたんですが、この処分場の選定においては適切な処分ができる処分場であつたと、経済比較において有利になるかが非常に重要な検討課題と考えてるところです。また、法的にはということで、建設業法あたりを調べても、こういったことで関係あるという法令に禁止するような規定はないと。それと、顧問弁護士にも確認しておりますが、これは中身も確認して、覚書も確認していただきましたが、何ら問題はないということで受けております。

それと処分先の選定については、処分場ではもともとが土砂処分の受入れの希望があつたと。そのための土木作業を建設会社のほうに依頼されたいということで、町に損害を与えたというのは私は違ふと思ひます。ここにしたことによつて3,500万軽減されたということで、そういった思い

もあります。

それから、益城町では、熊本地震の復旧・復興ということで多くの工事を発注したと。町議としては、本当に土砂処分で困ってるんじゃないかということで、受け入れてもよいという思いもあったのではないかとということで、町としては考えておりました。町議から工事の主管課である新庁舎建設課のほうへ直接の話はありませんでした。土砂処分の受入れについては担当課から打診をしたところでした。そういったことで、先ほど言いましたようにタイミング、新庁舎建設の土砂に限らず、土砂処分を町のために受け入れていいという町議の思い、そして土砂処分場がぜひ必要である、それと経費や工期の面もあるという担当課の思いが一致したということであると私は思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。指名してから発言してください。

○11番（野田祐士君） はい。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 3回目の御回答でした。ありがとうございました。

これで質問は終わりですので、次の質問に移る前に、町長が御存じかどうか知りませんが、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律というのがあって、請託を受けて、あっせん先の公務員の職務上適正な行為をさせても、財産上の利益を収受していれば適用されるというものがございます。これについては、私、十分心配をしておりますので、もう一度、いろいろな方にお問い合わせをされた方がいいのではないかと思っております。先ほど言いましたように、10月からお話をされたのであればですね……。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、次の質問に行ってください。

○11番（野田祐士君） 分かりました。じゃあ次の質問に行かせてもらいます。

次の質問は、復興計画と仮設住宅の跡地利用についてです。

町の復興計画に沿って復興が進んでいくものと理解しておりますけれども、今後、跡地をどのように利用していくのかをきちんと地権者に説明する必要がある。御心配を多くの方がされております。

また、管理について、草が生えておったり、ちょっと大変な部分もあります。これをどうされていくのかについて、ちょっと説明をしていただきたいと思えます。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の二つ目の御質問の復興計画と仮設住宅の跡地利用についてお答えします。

本町の復興につきましては、復興計画を継承した第6次総合計画、その他の個別計画に基づき各種施策・事業を実施しており、都市計画事業やにぎわいづくりなどにおいて、今後さらにこれらの事業の推進を加速させていかなければならないと考えているところです。

議員お尋ねの土地利用や仮設住宅跡地利用につきましては、仮設住宅の現状としましては、昨年から17の仮設団地を木山仮設団地へ集約させていただきました。5月末現在、45戸133名の方々が現在も仮設住宅での生活を余儀なくされているところです。

まずは、仮設住宅にお住まいの方々の早期の自宅再建ができるよう土地区画整理事業などの推進を図りますとともに、自宅再建までは仮設住宅で生活が継続できるよう、熊本県と一緒に国に対し仮設住宅の供与期間延長を要望してまいります。また、仮設団地を整備するに当たって土地を提供していただいている地権者の方々におかれましては、長期間にわたり御協力をいただいていることに対し、お礼と感謝を申し上げます。特に、木山仮設団地の地権者の方々におかれましては、引き続き土地の提供をいただくこととなりますので、丁寧な説明を行い、御協力をお願いしているところです。

自宅再建や集約で退去が進んだ仮設住宅跡地は、一旦農地として復旧し、地権者の方々へお返しするのが原則となっております。このため、木山仮設団地以外は仮設住宅を解体し、農地への復旧を進めているところです。これらの仮設住宅跡地の中には、地区計画による住宅開発などの相談があっている場所もありますので、都市計画に関する基本的な方針であります都市計画マスタープランの土地利用の方針や、その他計画との整合を図りながら、まちづくりを進めてまいります。

また、木山仮設団地につきましては、現在仮設住宅にお住まいの方々の住まい再建ができるまで地権者の方々には御協力いただきたいと考えておりますが、都市計画マスタープランでは産業用候補地として位置づけていますので、将来的には企業進出などにつながるよう、トップセールスなどによる企業誘致を進め、地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

仮設住宅に土地を提供していただいた地権者、隣接の地権者の方々に対しましては、農地への復旧や企業誘致などにおける開発、いずれの場合も皆様の御協力が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 仮設住宅につきましては、今回、広安小学校の裏については益城町が買い取るという議案が出されておったところですがけれども、誰でも地震の際に被害を受けた方々は同じなんですよね。仮設に今おられる方も大変だし、自宅を再建された方も大変だし、もちろん、土地を貸しておられる方の中にも、被害に遭われてる方がいっぱいおると。だから、自分たちの土地だけ貸さんということは誰一人おっしゃらない。みんな、町長が言われるように貸していただいております。我々は感謝せやといかんと。町長が言われるとおりでございます。だからこそ、その後どうするのと皆さん心配されております。

仮設住宅について、この後、また畑に戻すというのは原則です。その原則は原則として、広安小学校の後ろのところみたいに買い取るということもあるし、もしくは、何かのほかの部分に地区計画をすとか利用をすとかいう部分もあります。だから、早め早めに地権者に対しては、説明をする義務があるというふうに考えております。誰も地権者は貸さないとは言わないと。だからこそ、町としてはそれに甘えず、きちんと早め早めに説明をしていくべきというふうに思っておりますので、いま一度、町長の御意見を聞かせていただければよろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えします。

丁寧な説明とか、そこ辺りについては、今年の10月に仮設住宅の供用期間が延長になるたびに、借地契約の期間延長に係る地権者説明会を開催してきたほか、仮設団地集約の際にも説明会を開催してきたところです。

令和3年2月の説明会では、各団地や飯野小仮設グラウンドの地権者の皆様を対象に、農地復旧に関する具体的な施工内容、そして施工スケジュールをお示し、契約期間を1年間延長させていただいた。木山仮設団地の地権者の方々につきましても、同様の説明会を開催してきましたが、そのたびに跡地利用などに関する質問をいただいております。

その際の回答としましては、仮設団地入居者、まだ入っておられますので、その最後の一人が住まいの再建を終えられるまでしっかり寄り添っていくことが最優先ということで、引き続き御協力をお願いしたい旨をお伝えし、跡地利用につきましては、当該土地が、本町の都市計画マスタープラン、産業ゾーンに位置づけられていること、そして、熊本地震からの復興に係る本町の農業振興計画などによる災害復興ゾーン、いわゆる新住宅エリアに位置づけられていることなどを踏まえて、併せて関係法令などとの整合性を図りながら、跡地利用を検討する旨を説明させていただいているところです。今後も引き続き跡地利用の検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の答弁ありがとうございました。

跡地利用というか、説明会の折に農地に戻すというのが大前提の説明になっているというのは、やっぱり地権者の方々は御心配、御不安ということであると思います。計画については、いろんな産業ゾーン等のゾーン割りをしておりますので、それに伴った形で進んでいくという御回答かとは思いますが、それは、地権者の方々はなかなか分かりにくいと。ある程度、計画を見える化していただきたいと。それによって地権者の方々も、ある程度御安心できて、ある程度の時系列的なめどを立てられるのではないかと考えておりますので、そういう形で尽力していただけるようお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

3問目の質問ですけれども、これは先ほど同僚議員のほうから質問をされました。ほぼ一緒の内容であります。今年の梅雨における必要な対応・対策と問題・課題ということであります。

その中で、被害状況について把握・確認していることについて先ほど説明がなされましたけれども、その中で町長のほうから原因について、5月としては異例の雨と。もちろんそうだったと思います。ただ、5月として異例の雨だったんですけれども、今回、被害が大きかった、被害が出たのは、福富の本村地区のみなんですよね。あと安永とかの下流側は、被害はほぼなかったんだろうとっております。これについては、5月の雨が異例だったからそこだけになったというのも変ですので、それは原因として多少違うのかなとっております。

それと、先ほど、町のほうでもいろいろ調べられておられますように、4車線の歩道の仮設の橋脚にごみが引っかかりまして、それが、要するに堰みたいな形になりましてオーバーフローしたというのが原因のようです。これは地元の方々がおっしゃってたんですけれども、雨が降り始めまして、大体3時半ぐらいに、あそこの住民の方ですけれども、30センチぐらい来てたんだと。

40センチぐらいですね。そこから、約20分ぐらいで70～80センチ、要するに腰ぐらいまで水が来てたと。それから数十分もたたないうちに道路面は約1メートル30まで水位が来てたということです。それによる被害は、車両数台が水没、先ほど言われたように、多くの家屋で浸水被害が出ております。

被害状況はそういうことになっておりますけれども、この原因が4車線化工事に起因するものと町長が言われた。その責任がどうこうじゃなくて、原因は4車線化の工事に起因するということ。その4車線化の歩道の仮橋の支柱にごみがかかったというふうになっております。自然災害と町のほうも県のほうも言うておられるということでもありますけれども、これは、やっぱり人為的災害というふうな位置づけに捉えるべきではないのでしょうか。これは、県のほうの工事ですので、町のほうの云々ということではありませんけれども、これについては、町長は町民の代表者であり、町民の生命と財産を守る立場でありますから、これについては、県のほうへ町のほうからも率先して申入れをしていただきたいと思います。先ほど同僚議員が言われましたように、補償をやっていただくようお願いをしていただけませんか。

もちろん、今後、そういうふうにならないような対策については、しかるべくやっていただいて当然というか、やっていただければなりませんけれども、4車線工事も、今からまだある程度続きますし、本来ならば、ポンプ場設置は令和3年度の梅雨時期前に終わっとかないかんだった工事ですよ。で、予算にもありますけれども、繰越し繰越しで来ていると。理由としては、他事業との調整によるものと。これは4車線工事ですよ。要するに4車線工事によってポンプ場も造れんという状況になっとなつた。いい悪いじゃないですよ、そういう状況にあったということで、今回もそういう被害を受けました。これは毎回そういう被害を受けるほうの身になったらたまらんと思います。

これについては、ぜひ、町のほうからも県のほうに、町長は町民の生命・財産を守るというのが第一使命でありますから、申入れをぜひお願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の三つ目の御質問の今年の梅雨における必要な対応・対策と問題・課題についての1点目、被害状況について把握・確認しているかとの御質問についてお答えいたします。

今回の豪雨出水は、気象庁の観測データによりますと、5月17日の午前3時から午前4時にかけて、約45ミリの大雨が観測されています。

午前3時30分頃、地元の住民の方から役場職員に通報があり、職員が現場に急行するとともに、関係機関に連絡するなどの対応を行ったところです。17日の出水時は深夜ということで、浸水範囲などの確認はできませんでしたが、妙見川沿いの福富本村地区の冠水や家屋の床上、床下の浸水状況につきまして、住民の方からの聞き取りを含めた調査を行ったところです。

今回の出水で人的な被害はありませんでしたが、現時点で、家屋の床上浸水がアパートを含む4棟9世帯、床下浸水がアパートを含め10棟16世帯並びに3事業所に及ぶことを確認しております。

す。なお、車両につきましては、正確な台数は調査中ですが、30台前後の車両が浸水により被害を受けたものと把握しています。

次に、2点目の福富本村地区の浸水被害などの原因について、県道4車線化工事に伴う仮歩道の橋脚支柱にごみが絡まり妙見川の水位が上昇して堤防を越水したことや、町が設置していた排水ポンプが動かなかったことが原因ではないかとの御質問にお答えします。

今回の浸水につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、まず、熊本県が河川内に設置しました仮橋や仮設構造物につきましては、土木工事設計要領や土木工事仮設計画ガイドブックなどの基準に従って適切に設置されているところで、原因につきましては、5月としては異例の豪雨であったこと、その豪雨により上流から流れてきた大量のごみであると考えています。

また、本村地区の内水被害を抜本的に防ぐには、都市計画決定している排水ポンプ場の整備が必要となりますが、それまでの間、応急的・暫定的に内水被害を軽減するために、仮設の排水ポンプを設置しており、例年、6月の梅雨入り時に設置し、稼働させていました。今年は熊本県を含む九州北部の梅雨入りも例年より早まるとの認識から、排水ポンプの準備を急いで行き、まさしく17日には設置する予定としていましたが、平年より20日早い、5月15日に九州北部の梅雨入り宣言が出され、17日未明に今回の豪雨出水が発生したものです。

次に、3点目の御質問、今回の浸水被害は、熊本県の4車線化工事の影響や、町の行政手続の遅延に起因する冠水であり、被害を被った住民に対し補償を行うべきとの御質問にお答えします。

今回の浸水の原因につきましては、先ほども申し上げましたが、5月としては異例の豪雨であったこと、豪雨により上流から流れてきた大量のごみであったことから、その他の自然災害と同様に補償は困難ではないかと思っております。また、排水ポンプ場につきましても、財源となる交付金の予算要求を今後も国に対してしっかりと行うなど、一日も早い完成に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） すいませんね、町長、質問状から読んでいただいて。ありがとうございました。

大切なことは、先ほどから言ってますけども、町民の生命と財産をどう守るかというのが最も大事なことです。それと、あそこにはアパートがありますけれども、アパートに4月に引っ越しされてきた方もいらっしゃるんですよ。4月に引っ越してきて5月の雨ですよ。すぐ出ていかれたように聞いておりますけれども、益城町としては、もう益城町には住みたくないと言われんようなことはしてはいかんと思っております。そういう意味も含めまして、ぜひ、町長のほうには、益城町として県に対しても町から補償に関してのお伺いをもう一度とっていただきたいと思っております。最後の質問になりますので、補償について蒲島県知事に言っていただけますか、どうですか。そこだけちょっと最後のお答えをいただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えをします。

補償をということでお話しされていますが、これは熊本県との様々なこれからのお付き合いも

ありますし、今、最終的に熊本県のほうから個別にお話を聞かれるということで、そこ辺りも踏まえながらまた町としての対応を考えたいと思っております。

ただ、いずれにしましても、同じような雨が降って同じような災害が受けないように、情報であったりとか、橋脚をごみが流れるような橋脚に替えてもらうとか、そこ辺りいろいろ出てくると思いますので、そこ辺りの対応もしっかりまたやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） もう終わりです。3回やりました。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） こんにちは。12番宮崎です。一般質問も2日目で、しかも、午後一、大変お疲れで眠い時間帯ではありますが、しばらくの間お付き合いいただきたいと思います。

先々週、75歳以上ということで私のところへもコロナワクチン接種案内が参りましたので、予約のため電話をかけますが、なかなかつながりません。時間を置きながら、何とか86回目で予約を勝ち取ることができました。周りの人に聞きますと、数回でかかった、十数回目にかかったという人もおりますので、私の日頃の行いが非常に悪かったのかもしれませんが、今後、対象年齢が下がり現役時代にもなると皆さんお忙しいでしょうから、いろいろ大変だろうなというふうに思います。

さて、今回は3点について質問します。まず1点目は、町内の建設業者への対応策について、2点目は福富地区妙見川の内水氾濫対策について、3点目は町が行う公共事業への議員、町職員の関わり方について、以上3点を質問します。

では、質問席のほうに移動します。

では、始めます。私たち議員は、言うまでもないことですが、執行部をチェックすること、住民の声を町に届けるという使命があります。この使命を果たすことを念頭に、本日も質問をさせていただきます。

まず1番目の質問ですが、熊本地震から5年が経過し、復旧復興事業も一段落し、町内の建設業協会の皆さんたちの仕事が少なくなっているようで、先月、同協会の皆さんが、町長のところへ、できるだけ一般競争入札を少なく、指名競争入札を増やして、私たちに仕事を回してほしいというようなお願いにいられたようです。

確かに熊本地震直後に比べると、町から発注する仕事は少なくなっているとは思いますが、建

設業協会の皆さんが町長に対して仕事が欲しいと申し出るほど困っておられるとは、私自身、認識しておりませんでした。

そこでまず2点、質問します。

まず1点目は、町が公共工事として発注した令和2年度までと令和3年度の一般競争入札の件数と指名競争入札の件数。これは契約金額についてでございます。

2点目は、町内建設業者の皆さんの要望に対しての、町としての対応について。

以上2点をまず伺います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の一つ目の御質問の1点目、一般競争入札及び指名競争入札の件数と契約金額についてお答えします。

まず、公共工事における一般競争入札及び指名競争入札、それぞれの契約実績につきまして、管工事を含む土木関係工事では、令和元年度、一般競争入札9件、21億1,018万8,000円、指名競争入札94件、15億8,954万1,000円。令和2年度は一般競争入札9件、15億7,297万7,000円、指名競争入札75件、11億4,969万円でございます。なお、いずれも税抜き金額でございます。なお、令和3年度の発注予定件数は66件で、うち一般競争入札は8件を見込んでおります。

次に、2点目の質問である町建設業協会からの要望に対する町の対応策についてお答えします。

熊本地震からの復旧復興が進むにつれ、今後、公共工事が減少していくことが予想される中で、先日、建設業協会の皆様方から様々な御提案や御要望をいただいております。町におきましても、適切な社会資本整備や災害時の緊急対応などを担っていただく上で、町内業者の育成は大変重要と考えておりますので、これまでも十分に配慮を行っているところでございます。また、工事の概要、特殊性や予定価格などを考慮した上で、条件付での一般競争を行っておりますが、なるべく町内業者も参入できるよう、入札資格参加要件の緩和を図っております。町内業者におきましても、適切な競争の下で、受注することが会社の技術力や資本力などの向上にもつながるものと考えております。今後も様々な御意見や御提案をいただきながら、町内業者の健全な発展に資する入札を実施してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま町長から答弁がありました。1点目の一般競争入札件数と指名競争入札件数の比較については、一般競争入札については、毎年大体9件から8件ぐらいの発注で、指名競争入札については、元年度96件、令和2年度75件、今年度、見通しとして58件というふうに、発注件数も減少しているとのことでした。

それから、2点目の町内建設業の皆さんからの要望についても、一般競争入札を少なくして、指名競争入札に変えてほしいという要望に対しては、これまでも配慮してこられましたけれども、今後とも入札資格条件の緩和なども考えながら、協会の要望に応えていきたいという御回答でございました。

町長の答弁から、町内業者への配慮や期待については、理解できましたが、町が発注する一般競争入札件数は少ないんですけれども、契約金額が非常に大きいので、この受注をいかに町の業

者が取るかが、これは焦点になると思います。

そこで、嘉島町や御船町の状況を確認しますと、両町とも発注金額にかかわらず、指名競争入札が基本だとのことでした。つまり、町の公共事業は町の業者さんで行うことにしているようでした。ちなみに、最近、開店した御船インター近くのコストコの工事では、これは公共事業ではございませんけども、緑川の国道沿いの一部だけは菊池の業者さんが担当したそうで、そのほかは全て御船町の業者さんたちで、町外の業者の技術支援や町内の元請の下に下請として入ってもらうことによって行ったというふうに聞きました。

そこで、2回目の質問ですが、周りの自治体では、町発注工事をあらゆる創意工夫により、町内の業者にやってもらうことで、町内産業の育成、雇用の確保、さらに災害発生時の緊急事態に対応してもらう体制づくりなどをつくっていると思いますが、本町も周りの自治体と同様に、町が発注する工事は、町内の業者を最優先に、できれば町内業者のみにやらせる方向に進むべきだと考えますが、いかがでしょうか。もし、町内業者のみに発注するのは不可能であるというのであれば、その理由を具体的に教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員、1点目の御質問の2回目、町が発注する工事は、町内の業者を優先可能であれば、町内業者のみにやらせる方向に進むべきだ、また、町内業者のみではできないというのであれば、その理由を具体的に教えてほしいについてお答えをします。

まず、入札方法につきまして、国が示す公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく指針では、手続の透明性や公正な競争による不正防止、経済性などの観点から、一般競争入札が原則とされております。そのため、県内45市町村のうち、本町を含めて34団体がそれぞれの基準による一般競争入札を行っております。また、現在未実施でも、今後の導入に向けた検討や準備を行っている自治体もあると伺っております。

1回目の答弁と重複する点がございしますが、本町での一般競争入札は、おおむね5,000万以上の大規模工事が対象となりますが、工事の内容、特殊性などを考慮した上で、町内業者の育成や地域の活性化につながるよう、町内業者に配慮した入札参加要件の緩和を行うなど、なるべく町内業者が参入しやすい環境づくりに努めているところです。また、指名競争入札におきましても、町工事入札参加資格格付要綱に基づいて町内業者の適切な指名を行うなど、十分に配慮した上での入札を行っております。

全ての工事を町内業者に限り発注できないのかとの御質問につきましては、冒頭でお答えしました国の指針にもありますとおり、手続の透明性や公正な競争に反するものと考えられますし、他市町村の指名業者選定状況を見ましても、地元以外であっても工事内容に合致した業者を選定されているようです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から2回目の答弁をいただきました。確かにいろんな法律的な制約等もあるんでしょうけれども、周りの町がそういう方策を講じてるんですよね。多分、いろいろ創意工夫をしながら業界ともよく調整しながらやられていると思うんです。ですから、うちの町

も、ぜひそういう方向で進めていただければと思います。

ともかく熊本地震から5年が経過し、復旧復興も一段落してきますと、建設業の人たちの仕事も少なくなってきたと思いますので、法律違反にならない範囲で、町としてできる最大限の配慮で町を元気にしていただくことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

まず2番目の質問は、去る5月17日早朝の豪雨により、福富地区妙見川の内水氾濫により、妙見川に沿う約30世帯に床上、床下浸水の被害が発生しました。これまでも福富地区妙見川の内水氾濫はしばしば発生しており、十分な対策がなされてきていたと思いますし、これまで、同僚議員に対する答弁で、被害の状況、その原因、そして補償の問題、そして、今後の取組等は大体理解しておりますけれども、せっかく質問として通告しておりますので、今回の被害発生の原因と今後被害を少なくするための方策について、まずお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の二つ目の御質問、福富地区妙見川の内水氾濫対策について、今回の被害発生の原因はどういうところにあったかと、どう考えているか、さらに、今後被害を少なくするための方策について伺いたいとの御質問にお答えします。

本議会におけるこれまでの答弁でも申し上げましたが、今年は平年より20日早い梅雨入りでした。このため、排水ポンプの準備など出水期の対応を急いでいたところに、17日に今回の豪雨出水が発生しました。

気象庁のデータによりますと、時間雨量で約45ミリという降雨でしたが、広範囲に被害が発生していますことから、しっかりとその原因を調査し、今後の対応に備える必要があります。このため、まず、住民の方からの聞き取りを含めた調査とともに、気象庁の雨量データや本町で設置しています、内水位、外水位の記録といった基礎データを収集しました。加えて、熊本県が妙見川の河川内に設置した仮橋や川の流水を流すための仮設構造物の影響も含め、原因について熊本県とともに調査をしてきたところです。

この調査により、熊本県が設置した仮橋や仮設構造物につきましては、土木工事設計要領や土木工事仮設計画ガイドブックなどの基準に従って適切に設置されていることが分かりました。このため、原因につきましては、5月としては異例の豪雨であったことと、その豪雨により上流から流れてきたごみであると考えられます。

御質問の今後の被害を少なくするための方策としましては、この二つの要因にしっかりと対応しなければなりません。まず、現地に監視カメラを設置し監視体制を強化するほか、橋脚にごみが付着するのを抑制する工夫を施したり、実際に橋脚にごみが引っかかった場合には迅速に撤去する体制の整備といった手だてが考えられます。これらを本町から熊本県に要請しており、熊本県からは適切に対応するとの回答を得ております。また、降雨の際の水位情報の共有など熊本県との連絡体制を強化してまいります。

その上で、本町が内水対策として応急的、臨時的に設置している排水ポンプの稼働につきましても、降雨状況や内水位データの迅速な把握に努め、適切な稼働を行ってまいります。さらに、本町が都市計画決定している排水ポンプ場について、財源となる交付金の予算要求を国にしっかり

りを行うなど、一日も早い完成に向けて取り組むことが必要と考えています。

いずれにしましても、近年は洪水被害が拡大傾向であることや、今年は梅雨入りが例年より大幅に早かったことも踏まえ、今後の出水期の風水害対策には一層気を引き締めて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。当面の措置としては、今、町長の答弁のとおりかと思うんですけども、私は妙見川の内水氾濫対策の考えを基本的に変えなきゃいかんというふうに感じております。と申しますのは、私はこれまでに何回かこの妙見川内水氾濫を防止するための方策、つまり、どんなに強力な排水ポンプを設置しても堤防を高くしても駄目だと申し上げてきましたが、これまでの回答は、計算上、排水ポンプがあれば被害は抑えられるとのことでした。

皆さんも御承知のように、最近の雨の降り方は昔と違って1時間に60ミリ以上で、しかもこれが数時間降り続く状況では大抵の川は氾濫してしまいます。特に、熊本空港の南側から始まる妙見川は、流れ込む雨域も、さらに昔は畑で浸透していた雨も最近ではビニールハウス、マルチ等で地下への浸透は半減、道路は舗装され、住宅建設も進み、この益城台地西北部に降った雨は一気に福富地区の妙見川に集まり、当然氾濫を発生させることとなります。

また、秋津川も江津湖と福富地区の標高差が少なく、秋津川の水位が上がれば妙見川の水は排出困難となり内水氾濫の原因となります。これらを解決するためには、妙見川の中上流域に数か所の調整池を設置して、妙見川に流れ込む水を制限するほかはないと思います。皆さんも御承知かと思いますが、熊本市の坪井川の上流と同じように、調整池で水量を調整して洪水等を防ぎたくないというふうに考えます。

そこで2回目の質問として、福富妙見川の内水氾濫を防止する案として、妙見川上流に数か所の調整池を造る案について町長の考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の2回目の御質問にお答えします。

調整池の検討ということで、そもそも下流域の浚渫あたりも、今、熊本市、県のほうにお願いしておりますが、調整池につきましても基本構想の構想段階では念頭にあったところです。私自身もできないかという話を担当にしたところではありますが、しかし、次の理由から内水ポンプ場の検討を進めたということで、まず、河川からの氾濫である洪水、いわゆる外水対策として、調整池については、河川沿いに設置し、それより上流からの洪水を一時的にためることで下流の洪水被害を軽減すると考えております。これは、河川は一本の流れなので、洪水をどの程度ためるのかや、そのために必要となる調整池の広さや深さといった規模、これについて比較的容易に設定できますが、それとともに、その設置位置は基本的に河川沿いに限定され、用地のお願いも比較的行きやすいという特徴があると思っています。

しかし、内水については、一本の流れである河川の洪水と異なりまして、流域に巡らされている様々な水路を経て、内水の流末である湛水エリアに集まることとなります。このため、大水害

を上流側に調整池を設置し軽減しようとする、一つの池で対応する場合は、流域に張り巡らされている様々な水路に内水が流れる前に調整池でためることができるように、多くの水路から流れ込むことができるように、調整池の池と規模を決定する必要がある、莫大な用地が必要となるなど現実ではないと考えたところです。

また、それぞれの水路に対応する形で調整池を設置しようとしますと池の数が大変多くなるなど、それもなかなか現実的ではないと思っております。また、ある程度、内水が集まった湛水エリアのすぐ上流に調整池を設ける場合は、住宅が密集しております市街化区域に設置することになるということで、多くの方に移転いただく必要があるなど、土地利用の観点、そしてまちづくりの観点から、なかなか現実的ではないということをおもっております。

これに対して、内水ポンプ場は様々な水路を経て湛水エリアに集まった内水を一気に排水するもので、対応策として調整池と比べて大変合理的であると考えております。このため、排水ポンプの検討を進めてきたものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁いただきました。私の住んでる安永も、中井手に排水ポンプを設置していただきました。先般のときには、私は3時頃起きて4時半頃から見回りをして、区長さんを起こして、大体4時40分頃から排水ポンプを動かして排水させていただきました。

ちょうどその1日前ぐらいに福島君たちが設置をしてくれましたので、ちょうどタイミングよく安永の場合はそういうことでできました。

ただ、そこで一番心配なのは、内水氾濫のために、排水ポンプで全て水が吐き出せると。これは誤った認識で、もし秋津川の水量が増えた場合は排水ポンプは動かすことができなくなります。これは県からも言われているんですが、秋津川の流域が一定の量を超したら、もう排水ポンプは動かさないでくれと。この可能性が一番高いのは下流部である福富地区なんです。ですから、福富地区はなるべくそこに流れ込む水を時間をかけて分散させるなりしないと、多分、この内水氾濫の状態をいつまでも解消できない。つまり、福富の地区の人たちは、いつまでも安心した生活ができない、これにつながっていくと思います。

ですから、当面、妙見川に排水ポンプを設置して排水する体制はつくりますけれども、多分、今の気象条件からはそれではとても所期の目的を達成しなくなる。ですから、上流地域に、これは非常に金もかかるし、大変な作業ではございますけれども、町民を安心させるためには、調整池を幾つか造って流れ込む水を制限していく。もちろん、今、調整池的なものがあるところもあります。益城インターチェンジのところ、それから学校、いろんなところがありますけれども、これを効率的に組み立てて妙見川に流れ込む水をなるべく抑えていく、これが今後求められることじゃないかと思っております。もう1回、町長の所見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員、3回目の御質問にお答えします。

確かに、秋津川が満杯になったらということで、ポンプを据えていてもなかなか流せないとい

った事態が起きるのかなということ、ポンプをつける際に担当のほうに、グランメッセ横のあたりに調整池の太かたを造られんかといった話もして、調査をかけました。その中で、フラップゲート使ったりポンプを使ったりで十分対応できるということで今進めておりますが、その前に、今宮崎議員が言われましたように、川の浚渫であったりとか、もう一つ、一番根本的なやつは、これは県のほう、熊本市のほうにも話をしているんですが、加勢川の改修をきちっとやってくださいと。そうすれば、いろいろ加勢川に流れ込む支流がたくさんありますので、そちらのほうで氾濫が起きづらくなる。それと、各町の河川がありますので、その改修、しゅんせつ、そちらのほうをお願いしますということで考えているところです。

調整池についても御意見を参考にしながらまた進めてまいりたいと思いますので、まず、町がやるべきことは、加勢川をとにかくすぐ流れるような感じでやっていただくよう、再度またお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ありがとうございます。いろいろ答弁していただきましたけれども、福富妙見川流域住民の安心安全な生活を守ることを第一義に、ぜひ検討、改善していただくことお願いして、次の質問、町が行う公共事業への議員、町職員の関わり方についての質問に入らせていただきます。

この質問はさきの臨時議会で議論された件で、昨日から今日の午前中の同僚議員の質問で皆さん飽き飽きされておられるかと思いますが、私としては、町民から我々議員に対して、議員は何をやっても許されるのかと投げかけられた言葉と、さきの臨時議会で、議員が町の公共工事に関わり合っていることを知ってしまったのに不問にすれば悪しき前例になってしまうとの心配から質問をさせていただきます。

では、質問に入りますが、地方公務員や議員は、言うまでもなく、町民に代わって、また、町民を代表して職務を行うものであることから、その行動は、品行方正はもとより、職務を行うに当たっては、公明正大、かつ公平を旨として遂行すべきであると思います。しかしながら、さきの5月13日の臨時議会で明らかになったように、本町周辺で発生した土砂を、議会へ報告することなく議長と議員とで覚書を交わし、議員所有の土地へ町の経費で運搬、さらに町の経費で運んだ土砂を処分していた事実が判明し、このことを承知した町民の一部から怒りの声が上がっています。このような町民の怒りや疑念の声に対して、町はどのように弁明しようと考えておられるのか、まずお伺いをします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の三つ目の御質問、町が行う公共事業への議員、町職員の関わり方について、町民の怒りや疑念に対する町の見解についてお答えをします。

公共工事における土地処分先、いわゆる処分場の選定方法は、本議会における、これまでの答弁でも申し上げましたとおり、当初設計において、任意の処分場として場所は特定せず、運搬距離のみを設定して、工事発注後に受注者と発注者との協議により、具体的な処分場の場所を決定する方法や、当初設計段階において適切な処分場がある場合には、設計書の中で処分場を指定す

るなど様々な方法があります。

今回の工事では、予算編成時から設計書を作成するまでの間に、当初予算編成段階で設定した40キロより近距離の約10キロの距離にある処分場が見つかりました。このことにより、想定した経費より大幅に安価になり、経済的にも有利であることから、この処分場を選定したものです。また、処分場を選定するプロセスにおきましては、土地所有者が誰であるかは、基本的には重要でなく、適切な処分ができる土地かどうかを踏まえ、選定しているところです。

お尋ねの工事に限らず、その他の町発注工事も同様ですが、処分場選定の経緯や処分先について、特に議会や町民に対し、お知らせする必要はないと考えているところです。

しかしながら、これはどのような工事においても同じですが、関係機関や受注者との協議の進め方や対応、その他工事全般について、改善するべき点がなかったかを常に振り返り、改善すべき点は、今後の工事に生かし、より適切な工事の実施に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。答弁を要約しますと、今回の土砂の処分については、適正に処置されているので何ら問題はないし、町民への弁明の必要もないという趣旨だったんじゃないかと思います。昨日の同僚議員の質問に対しても、土砂の処分は適切に行われているので、たとえ処分先が議員の土地であっても何ら問題ないとの趣旨で答弁されていました。本当にそうでしょうか。

ここに御出席の議員、職員の皆さんは、町の経費で自分の土地に土砂を運んでもらいますか。いろんな条件はあるとは思いますが、私は絶対そういうことはしません。多分、皆さんの大多数も後で問題になるようなことは避けられるんじゃないかと思います。ですから、正直、私は町長の一連の答弁を聞いて、本当に驚いています。と申しますのは、西村町長も町職員の長い経験があり、町長としても間もなく2期目を終わろうとされています。さらに、議員のほうも、20年以上議員をされており、町長や議員としての倫理感や公務員としてのあるべき姿、特に、町民から疑惑や不信感を持たれるような行動はやってはいけないと頭の隅々までたたき込まれておられるんじゃないかと思います。

それから、最初に断っておきますけども、私は本庁舎周辺工事で発生した土砂を議員所有の土地に処分することになっていたことなど、臨時議会で契約変更の議案が提出されるまで全く知りませんで、この事実を知る前に、ある町民の方から私に、「議員さんはいいね。自分の土地に町の金でダンプ数百台も運んでもらって、土地の資産価値を何倍も上げられるもんね」と言われましたが、私は何のことか分からず、そんな不心得な議員はいませんよと即答してしまいました。ですから、先ほど町長が答弁された内容では、多分、大部分の町民の理解は得られないと思います。

本件が議員ではなく一般の町民の方の土地で、また、処分先を公募にするとか、そういうことであれば問題はなかったのかもしれませんが、しかし、残念ながら、土砂の受入先が議員所有の土地であること、工事請負業者が決まる前に処分場が決められ、それを前提に請負業者の入札が行

われ、12月議会の請負業者の決定時等やその他の機会があったにもかかわらず公にしなかったこと。特に問題となるのは、11月13日に町長と議員とで交わした益城町新庁舎建設事業における建設発生土の受入れに関する覚書に基づき、請負業者が請負金額の中から運搬費や処分費に数千万円を使っていることです。

以上のことから、公務員の倫理規定、これは地方公務員の場合は国家公務員を準用しますが、その職務や地位の私的利用のための利用及び町民からの疑惑や不信を招く行為、さらに、本町の服務条例等に抵触するおそれが出て、問題になってしまったわけです。

私は、町民の皆さんの考えを知るために、今回の一連の流れについて十数人の人たちに個別にお話を聞きましたが、町長や議員の行為を理解し、よしとする人はおりませんでした。皆さん、アウトと言われていました。何がアウトかと聞きますと、町の公共事業に議員や職員、これは町長も含んでですが、基本的に関わるべきではない、どうしても議員の土地を使って発生土を処分しなければならないのであれば、町長や議員は堂々と議会等で報告、公にした後、事をなすべきで、それをしなかったということは、何かやましいこと、後ろめたいことがあると疑われても仕方がないとのことでした。

そこで2回目の質問に入りますが、今回の公共事業で、町長は昨日の同僚議員の質問に対して、町として適切に処分しているのであれば、誰の土地、たとえ議員の土地であっても問題はない、議会への報告は義務づけられていないとの答弁をされました。町長は本当にそのようなお考えをお持ちでしょうか。もし、そのような考えなら困ったことだと思います。例えば、町長が保有する土地で処分することが可能であれば、自分の土地に運ばせて処分することも可能ということですか。そんなことは絶対できないと思いますよ。ですから、町として適切に処分すれば誰の土地でもよいというわけにはいかないと思います。

町長や議員、町職員等の公職の者は、町民から疑惑、不信感で見られるようなことは避けると思いますし、どうしてもそうしなければならない場合は、議会等へ通知する等、後で問題が起きないようにされると思います。そして今回はこれが、意図的か意図的でないか分かりませんが、欠落してしまっていたということで、町長が言われる適切に処分したとは言えなくなってしまうのではないのでしょうか。また、議会への報告の義務はないとのことですが、確かに規則的なことは本町にはないかもしれませんが、我々公務員は常に住民から疑惑や不信感を持たれないようにすることが行政に携わる者の基本で、そのためには、議会等の公の場で明らかにしておくべきだと思います。

そこで改めて質問しますが、私たち議員や町長（町の職員を含む）の姿勢として、町の公共事業に基本的に関わるべきではなく、どうしても町の事業を進める上で関わらざるを得ないときは、町民から疑惑や不信を抱かれないように議会等の公の場で広報しておくことが必要であり、今回はこれがなされなかったということに対し、町長の考えをお聞きしたいと思います。

もう1回質問を繰り返しますが、私たち議員や町長（町職員を含む）の姿勢として、町の公共事業に基本的に関わるべきではなく、どうしても町の事業を進める上で関わらざるを得ないときは、町民から疑惑や不信を抱かれないように議会等の公の場で広報しておくことが必要であり、

今回はこれがなされなかったということに対し町長のお考えをお聞きします。よろしくお聞きします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の2回目の質問にお答えをします。

まず、処分場の選定については、適切な処分ができる処分場であるということから、経済的比較において有利になるかどうか重要な検討項目ということで、問題というならば、所有者の方が反社会勢力の方といった場合は非常にこちらのほうが重要になるかなと思っております。ただ、先ほど申しましたように、ここまでのプロセスがあります。担当課職員が非常に頑張って頑張って、コストコであったり大切畑であったりとかを調査して、タイミングが合ってこちらのほうが決まると、話が合ったということです。こちらについても、ここであれば場所的には3,500万ぐらい軽減される。そして工事についても、まちづくり支援施設がまた遅れて、ひいては庁舎建設までずっと響いてくるということで、非常に担当も頭を痛めておったと思います。その一方で、倫理という話がありましたが、逆に議員のほうからは、町が公共工事で非常に困っている、たくさん残土が出ている、そういったことならという思いがあったんじゃないかといったことで行われております。そういった思いがあります。

もう一つ、事前に議会や町民にお知らせするべきではということで昨日もお話ししましたが、執行部において一律にそのような取決め、皆さん方の議会のことを取り決めることは必ずしも適切ではないと、基本的には議会が関係することについては皆さん方に話し合っていただくのがルールということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、町長から答弁をいただきました。先ほども申しましたように、町長は長年、町の職員をおやりになって、そして、町長としても大ベテランなんですよ。町民が何に疑惑を持つ。どういう状況だったら疑惑を持つ、これについて少し私は理解が不足されているんじゃないかというふうに感じます。

業務がスムーズに行くから、適切だから誰のところでもいい、議員であろうと町の職員のところでもやってもいい、これはちょっと違うんじゃないかと思うんです。たとえどんなに経済的に安く上がろうが、それとは別問題で、やっぱり倫理的なことは公務員に求められる話ですから、ここは大事にさせていただいて、そこは切り分けていただかないと。今後こういうことがあって町民から不信感を持たれたら町の行政をやるに当たって非常に困るんじゃないかと私は心配します。

我々議員が議会で質問してお聞きするのも限界がありますので、これ以上の追及はいたしませんけれども、もし必要があつて追及する場合は当然場所を変えてということになります。

そして、最後の質問に入らせていただきます。

今、町は、熊本地震から5年が経過し、町の復旧復興も着実に進んでいる状態で、町職員の皆さんは、本当に頑張ってくれていると思います。このさなか、町長や我々議員が町職員の皆さんの頑張っていることに水を差したり、足を引っ張るような町民の皆様から少しでも疑惑や不信感

を持たれるようなことを、いかなる理由があったとしても絶対行ってはならないと私は思います。

そこで、今後2度とこのような町民から疑惑や不信感を持たれないようにするためには、今回の事案をきちんと分析し、何がどうして疑惑や不信感を持たれたのか。それは誰の責任でその責任はどう果たすのか。今後、町としては、どういう方向で改善していくのか。

例えば、改善策の一例として、町長以下、全職員、全議員の意識改革をどう図っていくのか。町独自の倫理規定、議員基本条例等を制定していくのか。それからチェック体制。これが特に私は言いたいんですが、最近特に感じるのですけれども、職員から町長等に対する意見具申、「殿、お待ちを」という意見具申があつてるのか。普通、この事実を知ったら多分、「これは後で問題になりますから、町長やめたほうがいいですよ」という意見があつてしかるべきだと私は思います。

これだけ優秀な課長さんがいて、県からもおいでになっていただいております。こういう事実を知ったなら、「絶対に後で問題になりますからこれはやめてください」と絶対言わなきゃいかんし、言ったんじゃないかと思えますけど、それがなかなか聞こえてきません。要は、そういう勤務環境といいますか、そういう意見具申、つまり、「殿、お待ちを」という言葉がやっぱり必要じゃないかというふうに思います。

そういうチェック体制も含めて、改善策を具体化して町民の期待に応えるべきだと思いますが、町長の考えをお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。もう1回、繰り返します。

そこで質問なんです、今後2度と今回のように町民から疑惑や不信感を持たれないようにするためには、今回の事案をきちんと分析し、何がどうして疑惑や不信感を持たれたのか。それは誰の責任で、その責任をどう果たすのか。今後町としてどういう方法でこれを改善していくのか。例えば、改善策の一例として、町長以下、全職員、全議員の意識改革をどう図っていくのか。町独自の倫理規定、議員基本条例等を制定するのか。また、チェック体制。これは先ほど言いました、「殿、お待ちを」という雰囲気、これが不足している。これをつくり上げる等も含めて、改善策を具体化して町民の期待に応えるべきだと思いますが、町長の考えをお伺いして私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の3回目の御質問にお答えします。

疑惑とかいうことがありましたが、私的には、昨日話しましたように法律的に建設業法あたりの法令には禁止するような規定はないと。それと、顧問弁護士にも相談をしておりますが、問題ないということで進めておりますが、何より、適切な処分をしたということ。それと、私自身が普段からの仕事の進め方におきまして一番やるべきことは、町民の皆さん方の生活、命を守ることが一番大事だと思っております。

その一方で、今、まちづくりであつたりとか、企業誘致であつたり、区画整理事業、4車線化、コロナ対策もあります。たくさん仕事があつておりますが、やはり仕事については、各課職員がいっぱいおります。私はいつもプロと言っておりますが、私だけでは全部はできませんので、そういうものは職員に任せて、最後は私が責任取りますといった姿勢でやっております。その中で、

チェックができてないか。昨日ちょうど論語でも言いましたが、耳に痛い話ほど聞くということで、そのあたりは私が心しているところです。いろんな耳に痛い話ほど聞いていこう、それが一番大事になると。それと、いろんな話を聞いて進めない間違えというのがやっぱりありますので、そこあたりはしっかりチェックしていきたい。それと、議会の基本条例あたりは、議員の皆さん方でまたしっかり議論していただきたいなと思っております。

とにかく昨日お話をさせていただきましたが、もうこの件に限らず、どの事業、どの仕事におきましても、必ずこれはどうであったか検証して、その後に生かしていくというのは、公務員として町長として当たり前のことだと思いますので、今後もいろんなことを検証しながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時35分から再開します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に榮正敏議員の質問を許します。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） こんにちは。9番榮です。今回も一般質問の機会を与您いただきありがとうございます。

さて、昨今コロナ情報に翻弄される中で、やっと益城町もワクチン接種が始まったところではありますが、第4波において、どんどん罹患者が増えている状況であります。この罹患者率は、5月の発表では東京都に次ぐ第9位だったと記憶しています。早く全ての町民の皆さんにワクチン接種が粛々と行われることを願っております。

さて、今回の一般質問は、通告していた質問事項の一つ目、子どもの貧困が世界で加速しているが、町内の現状について。二つ目、認知症患者へのコロナ対処方法の構築について。以上二つの項目について質問させていただきます。

さて、せっかくの議会傍聴が、新型コロナウイルス対策において今回もモニター越しとなることを残念に思っております。また、日頃から町政に御理解いただき感謝しております。本日は、珍しく熊日さんが私の質問を傍聴しに来てくれてびっくりしております。何かしたのかなと思っております。よろしく願いいたします。

本日、6月定例議会で一般質問者8人の中で最後となりますので、最後までよろしくお願いいたします。

今回は、質問事項を2項目に絞らせていただきましたので、十分に時間を取り、しっかりと内容の充実した質問をさせていただきたいと思っております。少し町長のほうへ厳しい意見が続きましたが、頭を冷やしていただいてよろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一つ目の質問に移らせていただきます。

今、子どもの貧困が世界中で急速に加速しています。国連児童基金ユニセフの推計によると、貧困家庭で暮らす子どもは、2019年に5億8,200万人だったが、コロナ禍での親の失業や所得減が直撃し、20年末には7億2,500万人に増えた。約1億4,000万人増えた計算になる。各国政府が十分な対策を取らなければ、21年末にはさらに900万人増加するおそれがあるとしている。子どもの貧困は大人とは違った形で、貧困に苦しむ影響が生涯にわたり続く可能性が高いと警告している。

私が常々一般質問で提起している問題、子どもの貧困の連鎖、ハーレムチルドレンや子どもの精神面の幸福度、これが世界ワースト2位などと関連してくる。また、グローバル化進展により格差拡大が進む中、ユニセフと世界銀行は、17年時点で、世界の子ども6人に1人に当たる約3億5,600万人が、1日1.9ドル、約210円未満で暮らす貧困状態だと推計している。最近減少傾向だったが、コロナ禍で事態は大幅に悪化しているとしている。

この前、テレビでちょっと見ました。コロナによりもっとひどいのは、1週間560円の野菜だけで暮らす大学生をテレビを見ました。日本のバイトで暮らしている大学生のコロナによる失業による悲惨な生活状況を訴えていました。

先進国も例外でなく、高所得国41か国の中、日本では、厚生労働省の調査によると、18年時点で中間的な所得の半分に満たない世帯で暮らす18歳未満の割合を示す子どもの貧困率は13.5%だそうです。各国の対策も、コロナ流行を受け現金給付などを行っているが、世界銀行は対応の多くは短期的で十分ではないと強調して、有給の育児休暇の充実など家族に優しい政策への投資が必要だと訴えています。子どもの貧困対策がグローバルな展開をしている中で、我々日本はどうなっているのか。また、熊本は、益城はどうなっているのか。この問題を対岸の火事で済ますことはできない。由々しき問題と定義していただきたい。

このたび、ヤングケアラーへの支援策を、厚生労働省、文部科学省がプロジェクトチームを立ち上げ、初めて報告書にまとめました。このヤングケアラーという言葉に耳にされた方はまだ少ないと思う。このヤングケアラーという言葉の意味は、文字どおり、大人の代わりに家族の介護や兄弟の世話を担う18歳未満の子どものことを言っています。前提として大切なのは、悩みを抱えながらも声を上げられずにいる子どもたちをいかに早く見つけるか。国の調査によれば、ヤングケアラーはクラスに1人から2人の割合でいると言われて、報告書では自治体による実態調査を促すとしているが、既に大阪市では中学生5万人を対象に独自調査をすることを決定した。県内でも、また益城町でも早急に実態把握に乗り出してほしいものである。

このヤングケアラーの悩みがコロナ禍で深刻化している現実も否めない。学校や医療機関、福祉事業所、子ども食堂など、多様な目で早期発見に努め、介護の現場では、要介護者だけでなく、そこに関わる親族の状況とともに子どもにも気をかけてもらいたい。さらに、報告書では、幼い兄弟をケアする子どものいる家庭に対し、家事や子育てサービスを支援する制度を整備する方針も示された。これまで水面下で見えづらかったヤングケアラーの問題は早くしなければならなか

った問題である。国がやっと重い腰を上げてくれて支援策を示したことは大きな前進ではあるが、これは今後の方向性を示すものにすぎず、さらなる肉づけが早急に要求されている。

このヤングケアラー対策において、家事や子育ての支援制度をスムーズに利用できる方法を縦割り行政の枠を超えた総合的支援制度の構築を目指してほしい。これは、さきの3月議会において、包括的、重層的支援体制事業の構築を凶ると言われた町長の答弁との整合性はいかがか。私の構想では、多樣的統括支援センターの部署を設置し、総合的に福祉事業の全てを、出産から墓場までを包括的に支援していく体制の確立が望ましいが、町長の考えはいかがか。

この2点について伺いたい。復興はハード面だけでなく、益城町はソフト面でも率先してやっていくことを実証してほしい。以上、答弁をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の御質問の1点目、ヤングケアラー対策における縦割り行政の枠を超えた総合的支援制度の構築に当たっての包括的、重層的支援体制事業との整合性についてお答えします。

ヤングケアラーとは、議員御説明のとおり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って本来大人が担うような家族の介護をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている、18歳未満の子どもと言われております。

本町の実態調査としましては、今年1月に厚生労働省から要保護児童対策地域協議会に、ヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査があっており、ヤングケアラーと思われるケースとして、9件の報告を行ったところです。ヤングケアラーが生じた原因やその解決策は、個々の家庭の置かれた状況によりまして様々であることから、それぞれの家庭環境の把握に努めるとともに、保護者に対するケアなどを通して子どもの負担が軽減できるよう、関係部署で一体的に取り組んでいるところです。

今後は、議員から御指摘のありました重層的支援体制を構築する中で、ヤングケアラーとなり得るケースを早期に把握できる仕組みづくりを進めるとともに、民生委員児童委員をはじめ、関係機関と連携を凶りながら、ヤングケアラーの解消に取り組んでまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、多樣的統括支援センターの部署を設置し、総合的に福祉事業の全てを支援していく体制の確立についてお答えします。

さきの3月議会における答弁と同じ内容になりますが、現在、高齢者や子どもなどの課題に対し、これまでの縦割り体制などの課題や仕組みづくりを見直し、本町に合った体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業を進めております。この重層的支援体制が構築され、機能的に運用されることで、議員が御提案されている多樣的統括支援センターの役割を担うものになると考えます。なお、重層的支援体制を構築していく中で、包括的な部署の設置が必要と判断した場合には、議員が御提案された多樣的統括支援センターの設置につきましても検討を行う必要があると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 2回目の質問になります。ただいまの答弁の中で、町内には9件のヤン

グケアラー該当者がいるのではないかということです。政府の見解では、1クラスに1人か2人ということですが、本町は二つの中学校で29クラスあります。国の試算からすると、29人ほどいることになるということになりますけど、この9人という数字は、益城町は非常に経済状態がよくてヤングケアラーの該当者が少ないというのであれば非常に喜ばしいことではありますが、この数値は、外部の関係部署からの報告なのか、それとも執行部の調査による数値なのか、この点について1点。

それから、この子どもの貧困という問題は、非常に難しい問題、事情を含んでいます。私が以前から言っているように、この問題に該当するような家庭は秘密裏に事を収めようとするからです。表に出したがるらない、言いたくないという心理が働いているわけです。常に子どもの状態を見極めなくては行けないが、部活動に出てこない。早退が多い。授業中居眠りが多い。いじめられている。訪問介護に行くと子どもが御飯を作っている。洗濯、掃除をしていた。保育園の送り迎えを子どもがしていた。よくマーケットに買物に来る。いろいろあります。これがいいほうのお手伝いならば喜ばしいことでもあります。こういうことについて、関係機関と連携を図りながらヤングケアラーの解消に取り組んでいくと答弁にあったが、しっかりと実態の解明に取り組んでいただきたい。

3月議会の私の重層的支援体制整備事業に対する質問に対して、国の補助体制が縦割りのために補助から外れる部分が出たりするのを解消するために本町に合った体制の構築を目指す町長は答弁されているが、できるのか。できていくのか。私が目指している多層的統括支援センターのような部署の設置は目指していないと答弁にありましたが、しかし、もうそこまで来ているのです。待たなしです。ここでは、横のつながりと各部署のデータ共有が物すごく大事になります。当然IT活用も視野に入れてしっかりと重層的支援体制整備事業を構築していく上で、多層的統括支援センターの設置を考えていただきたい。ヤングケアラーの実態解明と支援体制の構築に絶対に必要だと思っております。

4月に大々的な配置替えが終わったばかりでまだ具体的な方針は決定していないと思うが、施策と実態とのそごがないようお願いしたいものであります。

以上2点、町長の見解を伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の御質問の1点目の2回目、9人という数字は外部の関係部署からの報告なのか、執行部の調査による数値なのかについてお答えします。

この数値は、町、学校、保育所、民生委員児童委員協議会及び警察などが構成員となり子どもの環境改善に取り組む機関であります、要保護児童対策地域協議会が集計したものです。地域住民や学校、保育園などから、この家庭は子どもの養育環境に不安があるのではないかと、子どもが虐待を受けているのではないかとといった様々な相談や報告を受ける中で、ヤングケアラーに該当すると判断した案件を集計した数値です。現時点で把握している9件の解消に向け必要な取組を進めるとともに、議員御指摘のとおり、本町におけるヤングケアラーの実態を把握できるよう、引き続き努めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目の2回目、重層的支援体制整備事業を構築していく上で、本町に合った体制を構築することができるのか、多樣的統括支援センターの設置を考えていただきたいとの御質問についてお答えします。

福祉分野の様々な課題への対応に当たりましては、国や県の体制と同様に、高齢者や子どもといった属性ごとに部署を設置し、責任やミッションを明確にしながら業務を遂行する体制が効率的であると考えております。この体制を基本とした上で、地域住民の抱える課題が、複雑化、複合化している現状を踏まえ、部署の垣根を越えて具体的かつ柔軟な対応ができるよう、重層的支援体制整備事業に取り組んでいるところです。この事業により、部署間の連携を強化し、包括的な支援体制を構築することで、議員が御提案されている多樣的統括支援センターの役割も担えるものと考えております。今年度から移行準備期間として体制の構築に取り組んでいるところですが、令和5年度までには移行を実現し、スムーズに運用できるよう、取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） それでは3回目。先日の同僚議員の質問に対する教育長の答弁で子どもの不登校は年々増えているとありましたが、このヤングケアラー問題に対しては行政の隔たりがあっては絶対にいけません。この教育の場で上がった不登校児童の問題にヤングケアラーが潜んでいる可能性は十分に考えられると思います。先ほどいろいろ申し上げます中に入っていますが、いろんな方向性から考えて見守って、掘り下げて監視していく、そういう体制が絶対必要だと思っております。

3月議会で、先ほども言われましたが、町長が高らかに打ち上げられました重層的支援体制整備事業の中にしっかりと私が言っている多樣的統括支援センターを組み込み、全体的にアンテナを張りめぐらして各部署の情報を統括管理していく管理部門が絶対に必要だと、町長に私は3回も言っています。強情に首を縦に振られません。

町長、野球で、ピッチャーはいろんな状況を考えて変化球を投げていきます。町長はストレート1本でいきますが、たまには変化球も必要だと思います。疲れますよ。私も絶対に諦めません。

その町長の心理状態を踏まえまして、私が言っている多樣的統括支援センター、やっぱり駄目ですか。町長の忌憚のない意見を再度伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の3回目の質問にお答えをします。

再三申し上げますが、皆さん気づかれていますとおり、本当に福祉が多様化しているというのはそのとおりで、福祉の予算についても、かなり予算が膨れ上がったような状況です。そんな中に、重層的というのが、これは国が使ったからびっくりしているんですが、実は仮設住宅を見守るときに職員のほうから、もうとてもじゃないけど職員だけでは見守りができんという話があって、どうすればいいのかなという相談がありました。そのときに考えたのが、やはり職員だけじゃ到底無理と。社会福祉協議会であったり、地域の方、NPO、ボランティア、そこをひと固まり。そして、高齢者相談員、区長さん、それから民生児童委員さんをひと固まりとか、幾つ

も重なりながら支援していけばきめ細かくいけるんじゃないかということで重層的にとそのときに初めて使ったのが今どんどん使われているというのは非常にうれしいなというのがありますし、やはり重層的というのが一つのキーワードになっていくかなと思っております。ただ、事業が今、いろいろ出てきておりますので、そこ辺りも含めて、榮議員が提案されていることあたりも、しっかりとまた、そっちにも絡んできますので、そこ辺りも踏まえながらまた考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） やっぱりカーブは投げてこんだったですね。ストレートでいきますか。今、町長の答弁の中に、各部署を重層的に考えてと。

○議長（稲田忠則君） 榮議員、3回目ですから、次の質問をお願いします。

○9番（榮 正敏君） 行きますよ。その中で、多様の支援センターがまとめ役と私は言ってるわけですので、ひとつ考えてください。

それでは、議長がせかしますので二つ目に入ります。

私がライフワークとしている認知症患者へのコロナ対策の構築について少し考えてもらいたいと思っております。

今、近況の認知症対策の中で、コロナによる介護崩壊が起きていると指摘されていますが、本町における介護の現状はいかかか、介護崩壊の現状をどう捉えているかについてちょっと伺いたいと思っております。

この前、NHKでやっています、その内容をそのまま少し列記してみます。皆さんと状況を少しでも共有するために。「介護崩壊とパンデミック」というタイトルでありました。

一つ、認知症対応型デイサービスをコロナにより閉鎖しなくてはならなかった。30平米の施設で8人の利用があったが、コロナ対策により半分の4人にしなければならなかった。それにより経営が圧迫され、成り立たなくなり閉所した。

二つ目、若年性認知症が進んだ。デイサービスがなくなったから家庭に引きこもったままでいたからだ。

3番目は、2020年、全国で455施設が廃業、118施設が倒産。なぜ行政側は小さい施設の閉所を知らないのか。

4番目、人手不足が解消しない現場に、夫が感染したとヘルパーの奥さんから連絡があった。やむを得ず勤務シフトから外されました。20人で100人を何とか訪問介護していましたが、朝8時から夕方6時まで、1人で五、六件も回っていた。もう無理だ、限界だと。

5番目、小規模事業者に持続化給付金、地域ボランティアによる資金援助、いろいろな補助金があるから使ってくださいと行政側は言っていたが、申請したら不採用だった。信じられない。

それから6番目、ヘルパーの求人倍率が15.16倍。1人のヘルパーの人材を15の施設で取り合っている状況です。

それから7番目、高齢のベテラン人材が、びっくりしました、テレビでやってたんですが、70代後半、80代前半、元気のいいおばあちゃんです、そういう人たちが担い手不足の現場を支えて

いました。今後どうなっていくのか。

介護施設へのITサポートサービスの導入とかの補助はできないのか。AIとの共存、効率的な介護サービスの運用も視野に入れて、どう考えていくか。

9番、今新たな介護様式の模索に対する行政の補助、対策はあるのか。決まった枠に締めつけられた介護方式じゃなくて、新たに模索して、ITだったり、いろんな情報機器を使って介護をやっという、人材が足りないからどうかしようという事業所に対しての補助体制はどうなっているのか。

それから、介護崩壊を避けるために、痛みを伴う介護サービスの展開を。福祉施策の根幹を見直す。必要などころに必要なだけのサービスを。今までのやり方では駄目だという意見が相当あった。

ここでドイツの介護サービスの一部も紹介されていました。ヘルパーは、朝から必要な介護の一部を補助する。朝から30分だけ要介護者のおうちに行って、入浴介助だったり薬を飲む介助だったり、ほんの少しだけ介助してその家を去って、次の介助のところに行く。本当の短時間で一部だけ介助して、あとは家族がサポートするということです。家庭でできるサポートは家庭でが必然である。友達や地域の人々やボランティアが率先してグループを組み、何か所もの要介護者を支えている。

3番目は、経済的余裕がある高齢者はそれなりの支払いをする、このことで介護職員の賃金を上げてスタッフを確保できるようにするなど、いろいろと述べてありました。

以上、日本の認知症介護の現場の声とドイツの取組を簡単に紹介しましたが、これはあくまでも認知症に特化したアンケートでありました。本町においてはどのような状況なのか、今現在の介護崩壊の状況はどうなっているのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の御質問の、コロナによる介護崩壊が起きていると指摘される中で本町における介護の現状についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、介護現場におきましても感染症対策の徹底が求められ、現場で働く方々や家族介護者の負担が増大していると認識しております。介護サービスを利用される方は、一般的に感染症に対する抵抗力が弱く、介護施設や事業所での感染が集団感染に発展するケースも多く見られます。仮に介護施設や障がい者施設で感染が発生した場合、職員が自宅待機を強いられたり、施設内をゾーニングして介護する必要が生じるため、たちまち職員不足となり、議員御指摘の介護崩壊につながりかねません。

そのため、介護に関わる方々は、自身が施設や事業所に感染症を絶対に持ち込まないよう細かいところまで気を配り、毎日、相当なストレスを抱えて従事しておられます。また、町内の事業所におきましては、3密回避のために利用者数を制限したり、介護を受ける方の利用控えなどによって収入が大きく減少したり、感染防止に必要な設備の導入により新たな負担が生じるなど、経営面で厳しい状況に置かれている事業所もあると伺っております。

本町としましては、感染拡大防止のための陰圧装置の導入やゾーニング環境の整備に係る国や

県の補助金の活用を促すことで事業者を支援しているところです。昨年度は、1法人4事業所において陰圧装置が導入されました。また、認知症の方につきましては、新型コロナウイルス感染症への理解が難しく、これまでと違う環境に戸惑い、いつも以上に不安を抱えられているかと思えます。新しい生活様式への対応に伴う環境の変化は認知症の方にとって理解が容易でなく、混乱を招いて精神症状や行動障がい誘発される可能性もあります。また、介護者にも過度な不安やストレスがたまり、介護離職や介護うつなどを引き起こすおそれも懸念されます。このため、認知症の方やその御家族が安心して過ごせる環境を整え、地域が一体となってサポートする体制づくりが重要です。

本町では、認知症の方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による取組を進めています。認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が認知症の方やその家族などを訪問し、アセスメントや初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行っています。認知症地域支援推進員は、医療、介護などの支援ネットワークの構築や、地域の方々の認知症対応力向上のための支援などに取り組んでおります。これらを地域内で連携させ、地域支援体制の充実を図ることで、コロナによる介護崩壊を防ぐことができるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 2回目の質問に入ります。

ただいまの答弁は、施設に対する必要最低限のサポート体制だと私は考えています。決まった、言い方は悪いが、杓子定規の言葉です。今何が最も重要なのか。何をすべきか。介護崩壊イコール福祉事業崩壊の実情をしっかりと知るべきであると思っています。認知症初期支援集中チームや認知症地域支援推進員による取組と言っておられて、広報紙ではいろいろ書いてありますが、実態として肌を感じられません。見えてこない。福祉事業の金がない、人員が少なくプログラムが組めない、先ほどから言っている国の政策の縦割りの業態に対応できない実態があるからとはっきりそう言って、できないことはできないと言ってもらっても大丈夫です。受けていきます。

私が聞いたことですが、もう10年ほど前、デイケアセンターに行くのに、迎えに来たバスにおばちゃんたちが走って乗り込む。デイケアセンターに着いて降りたら、杖をついて、いかにも足が不自由だといわんばかりに引きずって歩いている。それはそうしてくださいと施設の職員から言われたからと言われました。そういう実態を私ははっきりこの目で見ました。つまり、その頃は、介護センター同士の患者の取り合い合戦、いわゆる補助金争奪戦でした。そんなことが堂々と噂に上がっていました。もうそんな時代じゃないんです。5人に1人が認知症になっていく中で、どうやって資金繰りしていくんですか。地震による就業人口の減少で税収減、コロナ禍で税収減、少子化にある人口減少で税収減、税収は増えるどころか減るばかりです。

日本は1億2,000万強の人口に対して、アメリカの数倍の国債を持っています。1,200兆円。信じられますか。これは借金ですよ。1世帯じゃなくて1人当たり約850万と言われる借金がある。俺が借金850万円、皆さんも850万。返せと言われてすぐは返しきらんですよ。そういう負債を抱えている時代です。政治資金が足りないときは、老人福祉、子ども対策、ひとり親家庭、生活

保護家庭と弱いところに必ずしわ寄せがやってきます。年金は当てにならない時代になり、そろそろ福祉行政のさじ加減が始まってくんじゃないかと思っております。

介護保険も、もう40歳からでは間に合わなくて20代からの全体で支えていかないととても足りない、そういう時代です。若者の負担も増えてきます。そうすれば逆に年金加入者が減ったりします。我々が考えなくてはならないのは、どうやって福祉事業を遂行させるのかだと思ふ。最小限の金額で最大の介護サービス、そういうぜいたくはもう無理です。まず地域で支える、このことの重大さを地域住民に共有してもらおう。

昔は子どもは地域で育てていました。農村の農繁期、田植とか稲刈りのときは、そのときだけ開かれる公民館などに、託児所、保育所とか、寺の境内で幼稚園などが開かれておりました。全て無給です。弁当を持ってそっちへ行っていました。年寄りも、寄り合いといって、しょっちゅう酒飲んでおりました。それが一番大事だと思います。そうすることで地域のコミュニケーションを取りながら地域全体の状況を把握して、どこかに病人が出たとき、仕事や家事を親戚、隣近所で助け合う。今の核家族化した現代のありようを、どうやって昔のような助け合える地域社会に戻せるかが一番重要な課題だと思っております。

先ほど私が言った、介護の必要な人の必要な部分に必要なだけの介護。過剰な介護は必要ない。そういう介護を今からやっていかなければならないと思う。家族で見るのは当たり前。地域で見るのも当たり前。施設に行く条件の見直し、訪問介護のレベルの見直しなど、介護全体に対する痛みを町民みんなで共有するような地域社会を構築すること、それが一番大事だと思っております。再三に言いますが、町長が3月議会で重層的支援体制整備事業の構築を図ると言われた中でそれを成し遂げていかないと、介護崩壊、あるいは福祉事業全体の崩壊を招くことになると思います。

この重層的支援体制事業は、先ほど町長が言われましたが、各部署の一つのコンテンツをまとめてあげて、また言うとも議長が怒りますけど、それを多層的統括支援センターで一緒にすることが私は必要と思っております。介護崩壊、あるいは福祉医療の崩壊を招くことになる、再度この緊迫した状況を認識した上で、福祉事業の中で認知症対策をどう展開していくのか、町長の見解を再度伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の二つ目の御質問の2点目の2回目、緊迫した状況を認識した上で、福祉事業の中で認知症対策をどう展開していくのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、少子高齢化をはじめとする様々な社会情勢を踏まえると、介護崩壊の問題を含めて福祉や介護分野を持続可能なものとして成り立たせていくことは、喫緊の課題と認識しなければなりません。少なくとも、公的な福祉、介護サービスだけでは限界があり、家族、地域住民、介護事業者、医療機関、自治会、ボランティアなど、町内で活動する様々な個人や団体がこの問題を自分ごととして捉え、地域全体で支え合う必要があると考えております。

認知症対策につきましては、認知症への理解を深めるための普及啓発活動をはじめ、認知症サポーターの養成、見守り高齢者などの事前登録事業の推進、認知症地域支援推進員の配置など、

様々な取組を通して地域の方々に参画いただき、地域全体で見守り、支え合う社会の構築に取り組んでおります。

議員から御指摘のありました、重層的支援体制整備事業の推進におきましても、住民や社会福祉関係者などが相互に協力する地域の構築を意識しながら取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） それでは、3回目、ちょっとだけ。一昨日、非常にうれしい情報が飛び込んできました。日本のエーザイ製薬と米バイオジェンが共同開発した、認知症の一つでありますアルツハイマー病新薬、アデュカヌマブという難しい言い方の薬ですけど、これを米食品医薬品局FDAが承認したと報道がありました。非常にこれはうれしいことです。症状を一時的に軽くする薬はあるが、病気が進む仕組みに直接作用し、認知機能の悪化を遅らせることを狙う根本治療薬は初めてということです。

これが日本でも実用化されれば、認知症患者にとってすごい朗報となります。FDAは迅速承認という手続で承認したとありますが、いかなる方法でもうれしいことには変わりありません。早く患者さんに投薬できる日が待ち望まれます。既に、600万人の日本の認知症患者が待っている状況です。

町長、我々もできることから一つずつやっていきましょう。認知症対策も少しですが光が見えてきました。町長の任期もあと少しとなってきましたが、認知症対策に思いをはせた町長の考えを最後に聞かせていただきたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の3回目の御質問で、御質問というか、思いということです。ちょうど介護保険の係長をやっていたときに、やはり認知症患者の家族の方から、実は介護度が低い認知症の方の介護のほうが非常に大変で、徘徊とか、体が元気ということで、非常に困っていらっしやったことを記憶しております。そんな中で、介護保険についても3年に1回制度改正やっておりますが、そのたびに制度が変わりまして、介護保険料についても上がっております。年々上昇しております。

その中で、次男が老健施設に行っておりますが、やはり離職者がとても多い、月に1回ぐらい送別会をやるとかということがずっとあつたようです。そこには何があるかという、やっぱり仕事の大変さの割には報酬がなかなか少なく、そして命を預かっていると。コロナも今あります。そういったことで、非常に大変な思いをして、介護従事者、医療従事者や保育士あたりも一緒なんですけど、そういったことで福祉関係については大変です。保険料は上げたくない。一方で、やっぱり職員の処遇はちょっと変えていかなければならないということで、こちらのほうについても、いろんな交付税の措置とか国からの措置あたりも必要かなというのがありますが、そういったことで支え手が少なくなったということで、制度あたりもこれからまた変わっていくのではないかと考えております。

そんな中で、認知についても、先ほどの介護ロボットとか、いろいろなロボットとか、いい視

点かなと思っております。そこあたりも、これからどんどんITを使って取り組んでいく。

そしてもう一つ、自分の中では今まちづくり協議会というのができております。たくさん出て、自主防災組織であったりとか、避難地、避難路とかを提案していただいておりますが、こちらについても一緒になって認知症の方たちの見守りであったりとか、そこあたりも一緒にやっただくとまた変わっていくのかなど。健康づくりであったりとか、お祭りであったりとか、そこあたりの見守りをまち協のほうにも求めていきたいなと考えているところです。

いずれにしましても、やはり地域全体で支えていく。自助、共助、公助というのがありますが、自助、共助の間に近所が入ってくるかな、近所の力も生かしていかなければということを考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時24分

6 月 15 日（火曜日）

令和3年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年6月7日午前10時00分招集
2. 令和3年6月15日午前10時00分開議
3. 令和3年6月15日午前11時00分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第 1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

日程第 2 報告第7号 損害賠償の額の決定に係る専決処分 of 報告について

日程第 3 議案第81号 工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第82号 工事請負契約の変更について

日程第 5 議員派遣の件

日程第 6 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員 (18名)

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員 (0名)

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	総務課長	塘田仁君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
企画財政課審議員	山口拓郎君	福祉課長	松本浩治君
福祉課審議員	荒木薫君	こども未来課長	水口清君

健康保険課長	松 永 昇 君	産業振興課長	姫 野 幸 徳 君
建設課長	増 田 充 浩 君	都市計画課長	村 上 康 幸 君
復興整備課長	米 満 博 海 君	街路課長	荒 木 栄 一 君
新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君	学校教育課長	遠 山 伸 也 君
生涯学習課長	富 永 清 徳 君	下水道課長	吉 本 秀 一 君
水道課長	竹 林 浩 幸 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、中川公則委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。10番中川です。総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会報告書。令和3年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第73号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表地方債補正。議案第75号、益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。議案第76号、工事請負契約の締結について。議案第77号、公有財産の取得について。議案第78号、物品の購入について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和3年6月8日。

②審査状況。令和3年6月11日午前9時50分から、役場仮庁舎総務常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月14日午前10時から全委員出席の下、文化会館南側駐車場及び飯野小学校（長寿命化改修工事）を視察した。

3、視察の内容と結果。

①審査の結果。議案第73号ほか4件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第73号、議案第75号、議案第76号及び議案第78号は、原案のとおり全会一致で可決した。議案第77号については賛成多数で可決した。

②、審査の主な内容。議案第73号については、歳出の10款2項1目及び10款3項1目の修繕料の内容について質疑があり、担当課長から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業で、小中学校の蛇口をハンドル式からレバー式に交換し、接触による感染リスクを減

らすもので、小学校が4校で350か所、中学校は2校で247か所を実施するとの説明を受けた。

次に、歳出の1款1項1目のタブレット端末導入計画についての質疑があり、担当課長から、導入台数は事務局分を含んで20台で、機器に慣れてもらうため今年度から導入予定との説明を受け、使用するための研修については、今後、議会と相談をしながら進めていきたいとのことであった。

次に、歳出の9款1項2目の消火栓用器具導入購入費について、当初予算の中にあつたのかとの質疑があり、担当課長から消火栓ボックスの損傷や経年劣化で不具合があるとのことで、消防団に現況調査をしてもらい数量を把握した上で、コミュニティ助成金（宝くじ助成金）の申請を行った結果、交付決定がされたため、歳出分の予算を計上したとの説明を受けた。また、消火栓ボックスについては、使用が困難な場所に設置してある箇所もあるので改善をしてもらいたいとの要望があつた。

次に、歳出の2款1項4目のプロモーション業務委託については、どういったメディアを利用するのかとの質疑があり、担当課長から、詳細は決定していないが、予算の範囲内でテレビCMとソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用して全国に発信したいとの説明を受けた。

その他、歳入の17款2項7目の都市防災総合推進事業補助金の繰越予算との関係について質疑があり、担当課長から、今回の補正予算が承認されたら繰越明許の予算は使用せずに不用額として残すとの説明を受けた。

議案第75号については、町村議会議員選挙における供託金制度の供託物没収点について質疑があり、担当課長から、直近の町議会議員選挙での試算票数の説明を受けた。また、選挙期間中の町政報告書の配布について質疑があり、担当課長から、選挙運動とみなされるおそれがあるとの説明を受けた。その他、選挙運動用自動車の公費負担分の請求方法や、選挙運動用ビラの単価について質疑があり、担当課長から、選挙期間である5日間で請求する必要があること、単価については公職選挙法施行令に基づいているとの説明を受けた。

議案第76号については、防災行政無線システム（同報系）デジタル化整備工事のシステム構成の内容について質疑があり、担当課長から、操作卓や監視カメラの機能、屋外拡声子局のスピーカーの性能について説明を受けた。また、業者選定方法であるプロポーザル方式の内容についても説明を受けた。その他、契約金額3億8,280万円と当初予算2億5,780万円の差異について質疑があり、担当課長から債務負担行為を行っており、令和3年度は当初設計金額の4割相当額で計上している旨の説明を受けた。

議案第77号については、不動産鑑定書の鑑定評価額が1億2,159万円で、実際の金額は1億2,630万300円、450万円近い差額についての質疑があり、担当課長から、不動産鑑定については、公募面積8,106平方メートルで行ったものであり、契約額は実面積で計算をしているとの説明を受けた。

議案第78号については、小型動力ポンプが納入された場合、故障時のメンテナンス先及び故障時の連絡体系に関する質疑及び金額にポンプの格納台座が含まれているかの質問があり、担当課長から、故障時のメンテナンス先、連絡体系及び金額に格納台座が含まれていることの説明を受

けた。

③、視察の結果と意見。視察した現場のうち文化会館南側駐車場では、担当課から、今後整備予定の駐車場についての説明があり、駐車台数については、新規に整備される南側駐車場が94台、その他大規模イベント時対応の駐車場として旧学校給食センター跡地駐車場など、周辺地に確保しているとの説明を受けた。また、駐車場までのアクセス経路と駐車場からの文化会館までのアクセス経路における安全性と利便性について意見が出された。

飯野小学校（長寿命化改修工事）については、担当課から工事概要について説明を受け、工事の状況を確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。令和3年6月15日、総務常任委員長、中川公則。益城町議会議長、稲田忠則殿。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員長の吉村でございます。

福祉常任委員会報告書。令和3年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第73号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第74号、令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

2、審査経過。

①付託年月日。令和3年6月8日。

②審査状況。令和3年6月11日午前9時50分から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月14日午前10時から、全委員出席の下、益城町社会福祉協議会内地域支え合いセンター、益城町保健福祉センターはびねすを視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第73号ほか1件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり、いずれも全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第73号については、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料の経済的困窮者就労支援事業委託料について質疑があり、担当課より、本事業はコロナ禍が原因での失職や経済的に厳しくなられた方などに対し就労支援を行うため、困窮者就業支援事業を益城町社会福祉協議会へ委託するとの説明を受けた。

また、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金の子育て世帯生活支援臨時特別給付金について質疑があり、担当課より、非課税世帯の児童手当、特別児童扶養手当受給者については申請不要であり、非課税世帯以外の方で家計が急変して所得が下がった者については申出が必要であると説明を受けた。

議案第74号については、4款国庫支出金2項国庫補助金8目介護保険保険者努力支援交付金に

について質疑があり、担当課より交付金の趣旨について、また、交付金を活用した認知症施策推進事業についての説明を受けた。

③、視察の結果と意見。視察した現場のうち地域支え合いセンターでは、コミュニティソーシャルワーカー設置事業について、地域支え合いセンター長より、設置の背景や事業目的、事業内容について説明を受けた。また、重層的支援体制整備事業の移行準備として担うコミュニティソーシャルワーカーの役割について説明を受けた。益城町保健福祉センターでは、担当者から集団接種の会場について説明を受け、接種事業が円滑に実施されていることを確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和3年6月15日、福祉常任委員長、吉村建文。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） おはようございます。建設経済常任委員長、榮です。

建設経済常任委員会報告書。令和3年第2回益城町町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第73号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）、議案第79号、町道の路線廃止について、議案第80号、町道の路線認定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和3年6月8日。

②審査状況。令和3年6月11日午前9時50分から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月14日午前10時から、全委員出席の下、大規模滑動防止事業（杉堂1地区工事（その2））現場、農道潮井地区災害復旧工事現場（杉堂地区）を視察した。

3、審査の結果。

議案第73号ほか2件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第73号については、7款商工費1項商工費2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金の惣領にぎわい拠点造成等補助金について質疑があり、用地購入費は含まれていないとの説明を受けた。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費12節委託料の福田グラウンド不動産鑑定委託料については、グラウンドそのものの鑑定ではないため、福田グラウンドに通ずる接続道路の不動産鑑定委託料へ名称を変えるべきという意見が出された。

次に、8款土木費4項都市計画費9目都市防災総合推進事業14節工事請負費の避難路等整備費について質疑があり、令和2年度の繰越予算のうち一部起債協議ができていなかったことにより、

財源確保のため本年度に予算を組み替えるものとの説明を受けた。

次に、8款土木費4項都市計画費10目小規模住宅地区改良事業16節公有財産購入費の道路等用地購入費について質疑があり、櫛島の避難路及びその周辺道路の用地購入であるとの説明を受けた。

次に、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費12節委託料の農業用施設災害復旧費業務委託料について質疑があり、工事そのものを県に業務委託しているとの説明を受けた。

議案第79号については、路線番号427について質疑があり、仮換地の指定が行われたことにより路線を延伸するものであるとの説明を受けた。

議案第80号については、路線番号474について質疑があり、都市計画道路の南北線とは調整済みであるとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。

大規模滑動防止事業（杉堂1地区工事（その2））現場については、現地において担当課より進捗状況の説明を受けた。また、委員からは、竣工後の土地の売買を含めた生活再建等について質疑があり、今後については把握していないとの説明を受けた。

農道潮井地区災害復旧工事現場（杉堂地区）については、担当課より工事概要の説明を受けた。また、委員からは法面の管理について質疑があり、管理については町が行うとの説明を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

令和3年6月15日、建設経済常任委員会委員長、榮正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

これから各常任委員会委員長に対する質疑を行います。各常任委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号「令和3年の益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第80号「町道の路線認定について」までの8議案について採決します。

まず、議案第73号「令和3年の益城町一般会計補正予算（第4号）について」は、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第73号「令和3年度益城町一般会計予算（第4号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって第74号「令和3年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第70号「益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

すいません、訂正いたします。

次に、議案第76号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第76号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「公有財産の取得について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第77号「公有財産の取得について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「物品の購入について」、本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第78号「物品の購入について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「町道の路線廃止について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第79号「町道の路線廃止について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「町道の路線認定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第80号「町道の路線認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 報告第7号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、報告第7号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。報告第7号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第6号でございます。

本件は、自動車が町道のU字溝に設置されたグレーチングの上を走行した際にグレーチングが跳ね上がったため車の床の部分に損傷を与えた対物事故について、損害賠償の額の決定を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申出を受け調査しました結果、過失割合は町100%でしたので、修理費28万4,064円の全額を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお、損害賠償金28万4,064円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が報告第7号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第7号の説明が終わりました。これより報告第7号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第7号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第3 議案第81号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第81号「法人請負契約の締結について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第81号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

横町線道路改良工事（その3）につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の

議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、横町線道路拡幅における木山橋の架け替えに伴い、橋台の築造及び排水施設の付替え工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、A1橋台工1式、A2橋台工1式、排水施設工1式、附帯工1式となります。

契約金額は2億1,808万6,000円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡益城町福富719、有限会社富田産業です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第81号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。

日程第3、議案第81号「工事請負契約の締結について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、日程第3、議案第81号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第82号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第82号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第82号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第3回益城町議会臨時会において議決をいただきました第88号、平成28年災潮井地区災害復旧工事請負契約のうち、今回、契約金額1億34万2,000円を1億1,240万3,275円に変更するもので、1,206万1,275円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災し通行ができなくなっておりました杉堂集落から潮井水源への進入路である農道を改良復旧するものでございます。

変更の主な理由としまして、残土処分における処分場までの運搬距離を2キロメートルから11キロメートルに変更することによる運搬費の増でございます。また、工事着手に伴い樹木の伐採範囲を精査したところ、伐採木の処分・運搬が減となったものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第82号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

日程第4、議案第82号「工事請負契約の変更について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、日程第4、議案第82号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第5「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りいたします。派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

日程第6 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第70条の規定により別紙継続調査一覧表のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。6月7日から本日まで9日間にわたり御協力をいただき、誠にありがとうございました。

これで、令和3年第2回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員